

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
II 安全・安心な暮らしの実現									
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶									
1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり									
310	①	女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動としてその時々課題を重要テーマとして設定し、効果的な広報啓発を一層推進する。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、女性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成を図る。	内閣府	・平成13年度より、毎年度、「女性に対する暴力をなくす運動」（男女共同参画推進本部決定。11月12日から25日）を実施し、ポスター、リーフレットの作成・配布、動画を活用した広報等を行っている。同運動では、地方公共団体や関係団体等に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの着用や、全国各地にあるランドマーク等を紫色にライトアップする、パープル・ライトアップの実施を呼び掛け、パープル・ライトアップは、令和2年度には全国263か所であったところ、令和5年度には428か所に広がるなど、全国的に取組が広がっている。	・平成13年から毎年実施している「女性に対する暴力をなくす運動」は国民運動として定着してきており、一定の評価はできるものの、暴力根絶に向けた意識啓発は、一層の取組が必要である。	・暴力を断じて許さない社会規範の醸成や、被害を相談しやすい社会の実現を図るため、引き続き、関係府省、地方公共団体、関係機関等と連携し、国民運動として、効果的な広報啓発活動を実施していく。	—	・配偶者暴力防止法の認知度（男女別） ・夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	—
311	①	女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動としてその時々課題を重要テーマとして設定し、効果的な広報啓発を一層推進する。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、女性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成を図る。	法務省	・法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守る」を啓発活動強調事項に掲げ、啓発冊子の配布、啓発動画の配信、人権教室の実施等の各種人権啓発活動に取り組んでいる。	・引き続き、各種人権啓発活動に取り組む必要がある。	・引き続き、各種人権啓発活動に取り組んで行く。	—	—	啓発動画の再生回数（累計） 令和6年3月31日現在 1,843,070回(※) ※法務省人権擁護局人権啓発動画『「誰か」のことじゃない。ハラメント編』と『「誰か」のことじゃない。DV編』の再生回数の合算
312	②	様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施するとともに、加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢の被害者に支援の情報が届きやすいよう広報・啓発を充実させる。	内閣府	・若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者や地方公共団体において若年層を対象とした性暴力の予防啓発事業を担当している行政職員等が、効果的な予防啓発手法等を習得できるようにするため、若年層の性暴力被害やいわゆるデートDVの現状等に関するオンライン研修教材を作成・提供している。 ・国民各層に対し、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力等の被害に係る相談先を広く周知するため、「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会を通じて、政府広報も活用した新聞広告を含め、広報啓発を実施している。	・若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者等に対する研修教材の提供等により、若年層を対象とする予防啓発の充実が図られている。 ・高齢者を含め、国民各層に支援に係る情報が届くよう、様々な広報ツールを活用し、広報・啓発の充実が図られている。	・若年層に対する予防啓発の充実を図るため、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者等に対する研修教材の提供等の取組を継続するとともに、高齢者を含め、国民各層に支援に係る情報が届くよう、引き続き、様々な広報ツールを活用するなど、広報・啓発の充実に取り組んでいく。	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
313	②	様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施するとともに、加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢の被害者に支援の情報が届きやすいよう広報・啓発を充実させる。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進している。 ・教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。 	—	—	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）
314	②	様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施するとともに、加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢の被害者に支援の情報が届きやすいよう広報・啓発を充実させる。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村などに対し、高齢者虐待の相談・通報窓口の周知やレスパイトケア、怒りの感情のコントロールを含むストレスマネジメントの理解促進のための地域住民向けのリーフレットの作成・配布や地域住民に向けたシンポジウム開催を働きかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発等の取組を推進することで、高齢者虐待防止の更なる体制整備の強化につながっているものと評価している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、高齢者の尊厳を守る為、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応が図られるよう取り組んでいく。 	—	—	—
315	③	「多様な困難に直面する女性支援政策パッケージ」に基づき、配偶者等からの暴力をはじめとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援を政府一体となって推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様な困難に直面する女性支援政策パッケージ」（令和元年12月）に基づき、配偶者等からの暴力をはじめとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援を政府一体となって推進した。内閣府では、同パッケージも踏まえ、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、以下の取組等を行っている。 ・DV相談プラス及びDV相談ナビ（最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通番号#8008の運用）を実施 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の全国共通番号（#8891）を運用、夜間休日コールセンターの設置、SNS相談「Curetime（キュアタイム）」の実施 ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金によるワンストップ支援センターの運営の安定化及び支援の質の向上、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様な困難に直面する女性支援政策パッケージ」等に基づき、関係府省の連携の下で、生きづらさを抱える女性に対する支援が総合的に推進され、内閣府においては、同パッケージも踏まえ、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、相談しやすく、必要な支援を受けられる環境の整備が図られた。 ・なお、令和4年には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が成立し、令和5年4月から施行されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力等の被害者が、相談しやすく、必要な支援を受けられるよう、引き続き、関係府省が連携して取り組んでいく。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 ・地方公共団体から民間シェルターへの財政支援額 ・行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数 	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
316	④	関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNS等を活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。	内閣府	(No.315参照)	(No.315参照)	(No.315参照)	—	—	—
317	④	関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNS等を活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に組織的な対応を行うことができるよう、都道府県警察本部及び各警察署に、それぞれ相談の総合窓口を設置している。 ・また、都道府県警察本部の総合窓口 nationwide 統一番号の警察相談専用電話（「#9110」番）を設置し、電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口につながるようになっているほか、都道府県警察のウェブサイト上でも相談を受け付けている。なお、夜間・祝祭日は、当直又は音声案内等により対応している。 ・ポータルサイトやリーフレット、SNS等を利用し相談窓口や連絡先等を広く周知している。 ・都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について、24時間対応化、無料化を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じている。 ・特に、相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるものなど緊急の対応を要する相談事案については、警察署長等の指揮の下、迅速かつ確かな対応を行っている。 ・また、警察庁及び各都道府県警察のウェブサイトへの掲載、各種ポスター等の広報媒体への掲載等により、警察相談専用電話（「#9110」番）を広く周知するための取組を進めている。 ・被害防止に向けた広報啓発活動及び各種相談に対応しており、引き続き取り組む必要がある。 ・性犯罪の被害者が警察に相談しやすくなるよう、環境の整備がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口と関係部署等との連携により、引き続き相談に対する迅速・確実な組織的対応を行う。 ・警察相談専用電話（「#9110」番）の広報、情報提供等を行い、相談の総合窓口について周知を図る。 ・引き続き、被害の予防・拡大防止のための効果的な広報啓発活動及び各種相談対応を実施する。 ・引き続き、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を適切に運用する。 	—	—	
318	④	関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNS等を活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けたと思われるこどもを発見した際等にためらわず児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を運用している（受付時間：24時間（年中無休））。 ・子育てや親子関係について悩んだときに、こどもとその保護者の方などが匿名でも相談できる「親子のための相談LINE」を運用している。 ・毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施。ポスター・リーフレット・啓発動画等により、上記窓口の周知を行っている。 ・令和5年に、内閣府とともにリーフレット「こどものためにできること」を作成し、相談窓口の周知に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する社会の関心が高まり、通告・相談しやすい環境となっているものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き広報啓発に努め、相談しやすい環境を整備していく。 	—	—	児童相談所における虐待相談対応件数（福祉行政報告例）※男女別の数字はない。

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
319	④	関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNS等を活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。	法務省	<p>①日本司法支援センター（法テラス）では、法制度の紹介、適切な相談窓口の案内を行う「情報提供制度」について、さまざまな相談に対応できるよう、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、法制度情報や全国の相談窓口情報を整備した。</p> <p>また、情報提供の実施方法として、電話に加えメールやチャットボットを設けたことで24時間受付を可能とした。</p> <p>①日本司法支援センター（法テラス）では、犯罪被害者専用の相談ダイヤルである「犯罪被害者支援ダイヤル」をフリーダイヤル化したことで、より利用しやすい制度とし、法テラスホームページに犯罪被害者支援向けランディングページを創設したり、その他YouTubeやSNS等を活用したりするなど、制度周知も実施している。</p> <p>②法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布するとともに、ウェブサイト上に掲載したほか、犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成するなどして被害者支援制度について周知している。</p> <p>また、全国の検察庁に犯罪被害者の方からの被害相談や事件に関する問合せを受ける被害者ホットラインを設置し、夜間・休日等における相談窓口を設けており、連絡先を上記パンフレットやウェブサイトに掲載している</p> <p>③全国の法務局に設置している女性の 인권問題に関する専用相談電話「女性の 인권ホットライン」等の 인권相談窓口について、各種広報用ポスターの配布やSNSによる情報発信等を通じた周知広報の取組を実施している。</p> <p>また、全国の法務局において「全国一斉『女性の 인권ホットライン』強化週間」を実施しており、期間中は相談受付時間を拡大して対応している。</p>	<p>①「情報提供制度」について、対応実績が増加した。</p> <p>①「犯罪被害者支援ダイヤル」の問合せ件数等が大幅に増加した。</p> <p>②犯罪被害者等向けパンフレットを活用することなどで、相談窓口を含めた犯罪被害者等の保護、支援のための制度の周知が適切になされている。</p> <p>③引き続き、 인권相談窓口の利用促進に向けた取組を実施していく必要がある。</p>	<p>①引き続き最新の法制度情報及び全国の相談窓口情報の情報収集に努め、利用者への適切な情報提供・広報活動を実施する。</p> <p>②引き続き、犯罪被害者等向けパンフレットやDVDを活用したり、同パンフレットをウェブサイトに掲載したりするなどして、被害者ホットライン等を含めた被害者支援制度などの相談窓口等を広く国民に周知する。</p> <p>③引き続き、 인권相談窓口の利用促進に向けた取組を実施していく。</p>	-	<p>③女性を被害者とする 인권相談件数</p> <p>③女性の 인권ホットライン相談件数</p>	<p>①情報提供対応件数（法テラスサポートダイヤル対応件数） R3年度377,753件 R4年度399,812件 R5年度419,403件（男女別のデータなし）</p> <p>①犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数 R3年度15,908件 R4年度20,889件 R5年度23,363件（男女別のデータなし）</p>
320	④	関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNS等を活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。	厚生労働省	<p>・相談窓口となっている女性相談支援センター（旧：婦人相談所）について、厚生労働省HPに相談窓口一覧として掲載し、周知を図っている。</p> <p>・女性相談支援センターにおいてSNS等を活用した相談支援を実施するため「女性相談支援センターSNS等相談支援事業」、夜間・休日対応を促進するための「休日夜間電話相談事業」を実施。</p>	<p>・「女性相談支援センターSNS等相談支援事業」について、令和5年度は3自治体で実施、「休日夜間電話相談事業」について、令和5年度は37自治体で実施しており、取組は着実に進んでいる。</p>	<p>・引き続き女性相談支援センターの相談窓口の周知に取り組むとともに、「女性相談支援センターSNS等相談支援事業」及び「休日夜間電話相談事業」について、継続して実施していく。</p>	-	-	<p>困難な問題を抱える女性支援推進等事業（女性相談支援センターSNS等相談支援事業、休日夜間電話相談事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数</p>
321	⑤	中長期にわたる被害者の心身の回復を支援するため、トラウマ・ケアの専門家を育成し、身近な場所で適切な相談・カウンセリングが経済的負担なく受けられる体制を構築していくとともに、ニーズに応じた対応が可能な民間団体や自助グループの活動を促進する。	内閣府	(No.315参照)	(No.315参照)	(No.315参照)	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
322	⑤	中長期にわたる被害者の心身の回復を支援するため、トラウマ・ケアの専門家を育成し、身近な場所で適切な相談・カウンセリングが経済的負担なく受けられる体制を構築していくとともに、ニーズに応じた対応が可能な民間団体や自助グループの活動を促進する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーを配置するとともに、カウンセリング料の公費負担制度を運用している。 ・また、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体に対し、犯罪被害者等の同意を得た上で、犯罪被害者等の氏名や被害の概要等について情報提供を行うなど、緊密な連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての都道府県警察において、部内カウンセラーの配置とカウンセリング料の公費負担制度の運用をしており、適切なカウンセリング体制が構築されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察に対して、引き続き、部内カウンセラーの確保かつ十分な配置がなされるよう指導するほか、公費負担制度の適切な運用、周知に努める。 	-	-	部内カウンセラーの人数 209名（令和6年4月現在）
323	⑤	中長期にわたる被害者の心身の回復を支援するため、トラウマ・ケアの専門家を育成し、身近な場所で適切な相談・カウンセリングが経済的負担なく受けられる体制を構築していくとともに、ニーズに応じた対応が可能な民間団体や自助グループの活動を促進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター一時保護所等において、DV被害女性等の心理的なサポートを行う心理療法担当職員等の配置の促進に努めている。 ・また、心理療法担当職員の配置を促進し、心理的ケアの体制強化を図るため、令和2年度に配置加算要件を緩和した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター一時保護所の心理療法担当職員の配置について、令和4年度は、31都道府県で実施しており、取組は着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性相談支援センターガイドライン」に基づき、各女性相談支援センターの運営の向上を図っていく。 	-	-	女性保護事業費負担金（心理療法担当職員の配置加算への補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円
324	⑥	男性被害者等に対する必要な配慮が図られるよう、相談及び支援体制の充実を図る。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法に基づく基本方針（令和5年9月）において、配偶者暴力相談支援センターの対応等において男性被害者等に必要な配慮が図られる必要があること等を示している。 ・「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」により、官民連携の下で民間シェルター等が行う男性を含む多様なDV被害者への支援等を推進するとともに、ワンストップ支援センターにおける男性を含む多様な被害者への支援を推進している。 ・男性被害者を含めた多様な被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するため、支援事例集の作成・配布、ワンストップ支援センターや配偶者暴力相談支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材の作成・提供等を行っている。 ・令和5年度には、性犯罪・性暴力の被害に遭った男性や男児、その保護者等のための臨時のホットラインを開設した。本事業を通じて得られた知見を活用し、全国のワンストップ支援センター等の関係機関における男性や男児の被害者への対応の向上等に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法基本方針への記載、交付金の活用、研修の実施等により、男性を含む多様な配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力の被害者に対する相談及び支援体制の充実が促進されている。男性の被害については、誤解や思い込みなどから、被害にあっても被害の深刻さを認識しにくかったり、相談を躊躇することなどが指摘されていることを踏まえ、男性を含む多様な被害者が安心して相談でき、支援を受けられる環境を整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力の被害について、男性を含む多様な被害者が安心して相談でき、支援を受けられるよう、引き続き、男性等の多様な被害者に対する相談及び支援体制の充実に取り組んでいく。 	-	-	【性犯罪・性暴力被害者のための交付金の予算額】 ・令和4年度当初：455百万円（50件） ・令和5年度当初：481百万円（50件） ・令和5年度補正：108百万円 ・令和6年度：493百万円（50件）

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
325	⑦	被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、婦人相談所職員、児童相談所職員、民間団体等について、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関や職員間の連携を促進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターの相談員等、配偶者等からの暴力の被害者の支援に携わる官民の関係者を対象として、SNS等を活用した相談を含め、対応能力の向上に必要な知識を習得できるよう研修教材の作成・提供を行っている。 ・ワンストップ支援センター等で性犯罪・性暴力の被害者からの相談や支援に携わる相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者等を対象として、SNS等を活用した相談を含め、対応能力の向上に必要な知識を習得できるよう研修の実施及びオンライン研修教材の作成・提供を行っている。また、ワンストップ支援センターの職員等のネットワークを構築できる会議を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者、性犯罪・性暴力の被害者支援等に関して、幅広いテーマの教材を作成し、被害者の支援に携わる官民の関係者に提供し、人材の育成が図られている。関係法令の制定・改正等やその時々課題等も踏まえ、対応能力の向上に必要な知識を習得できるよう継続的な取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援に携わる関係者の対応能力の向上のため、引き続き、研修等の充実に取り組んでいく。 	-	-	-
326	⑦	被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、婦人相談所職員、児童相談所職員、民間団体等について、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関や職員間の連携を促進する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ①ストーリー事案及び配偶者等からの暴力事案への対策に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識・技能を修得させるための教育を実施している。 また、各都道府県警察に通達を發出し、関係機関との連携体制の確保等について指示している。 ②令和3年度～6年度、警察大学校及び各管区警察学校において、都道府県警察で性犯罪捜査を担当する者に対し、外部有識者等による性犯罪捜査に関する研修を実施した。 ③犯罪被害者支援担当者や部内カウンセラーを対象とした各種研修を行っているほか、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①人身安全関連事案に対処する警察官に対し、専門的知識・技能を修得させるための教育を実施しており、引き続き実施する必要がある。 ②毎年度研修を実施しており、引き続き担当者の理解を深めていく必要がある。 ③各種研修により、犯罪被害者支援に関する知識やカウンセリング技術の向上が図られているほか、民間被害者支援団体との連携がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①引き続き、研修等により警察官の専門的能力の向上を図る。 ②引き続き、警察大学校等において、都道府県警察の被害者支援担当者やカウンセリング担当者に対し、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応等を含む、外部有識者等による研修を実施する。 ③被害者と直接接することとなる職員に対し、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応を習得させるため、引き続き、必要な研修等を実施する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ②【研修開催実績】 令和3年度 12月実施 令和4年度 9月、10月、11月、12月、令和5年1月実施 令和5年度 8月、9月、11月、12月、令和6年1月、2月実施 令和6年度 9月実施

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
327	⑦	被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、婦人相談所職員、児童相談所職員、民間団体等について、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関間や職員間の連携を促進する。	こども家庭庁	<p>(研修等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし及び各都道府県等における「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司スーパーバイザー研修」等の各研修にて、児童虐待対応に携わる児童相談所、市町村等の職員に対して研修を実施しており、国としては研修に対する補助を行っている。 ・児童相談所、こども家庭センター職員等、児童虐待対応の関係部署の職員に対し、「配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修」の受講を案内。 <p>(関係機関の連携について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所では、市町村（こども家庭センターを含む）、配偶者暴力相談支援センター、学校、警察等を含む関係機関と連携して支援を行うよう、児童相談所運営指針等において示している。 ・要保護児童対策地域協議会の構成員として、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関等の参画を求め、連携して支援にあたるようガイドラインにおいて示している。 	<p>(研修等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の置かれた立場を十分理解し適切な対応と取ることができるよう、研修への補助等を通じ、より多くの研修を受講する機会を提供している。 <p>(関係機関の連携について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所において、関係機関と適切に連携し、被害者の置かれた立場を十分理解し、適切な対応を取ることができる。 ・要保護児童対策地域協議会の構成員として、配偶者暴力相談支援センターの参画を求め、連携して支援にあたることができる。 	<p>(研修等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、研修への補助等を通じ、より多くの研修を受講する機会を提供していく。 <p>(関係機関の連携について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関と適切に連携するよう児童相談所運営指針等を通じ促す。 ・引き続き要保護児童対策地域協議会の構成員として配偶者暴力相談支援センターの参画を求め、連携して支援にあたるようガイドライン等を通じ促す。 	<p>(研修等について)</p> <p>—</p> <p>(関係機関の連携について)</p> <p>要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数</p>	<p>(研修等について)</p> <p>—</p> <p>(関係機関の連携について)</p> <p>—</p>	<p>(研修等について)</p> <p>—</p> <p>(関係機関の連携について)</p> <p>—</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
328	⑦	被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、婦人相談所職員、児童相談所職員、民間団体等について、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関間や職員間の連携を促進する。	法務省	<p>①日本司法支援センター（法テラス）では、被害者支援連絡協議会等に参加しているほか、自ら説明会や勉強会を実施することで、関係機関との連携を図っている。また、関係機関向けにアンケートを実施し、ニーズの汲み上げや連携の促進を行っている。</p> <p>職員等に対しては、二次的被害の防止などをテーマとする研修を複数実施し、被害者の置かれた立場について十分な理解の促進に努めている。</p> <p>②法務省においては、検察官等に対し、男女共同参画の視点から、被害者保護・支援等に関する研修を実施している。</p> <p>③更生保護官署職員に対して、各種研修において、犯罪被害者等の置かれた立場や犯罪被害者等の支援に関する講義を実施している。</p> <p>④人権擁護委員に対する研修として、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談等に適切に対応するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施している。</p> <p>④相談対応に当たる法務局職員等に対しては、各種教材を使用した現場における対応に重点を置いた研修を実施している。</p> <p>⑤出入国在留管理庁職員に対して、人権問題に関する理解と認識を深めることを目的として、在職年数等に応じた研修や人権に関する教育に特化した研修において、人権に関する講義を実施している。</p>	<p>①関係機関と適切な連携が図られるよう積極的に活動を行っている。</p> <p>①職員に対しても、必要な研修を行うことができる。</p> <p>②被害者保護・支援に関して適切な研修の実施がなされている。</p> <p>③取組により、更生保護官署職員の犯罪被害者等に対する理解が深まっている。</p> <p>④引き続き、適切な対応をとることができるよう、各種研修を充実させていく必要がある。</p> <p>⑤出入国在留管理庁においては、各種研修を通じて、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう努めており、第5次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p>	<p>①引き続き関係機関との連携を強化するとともに、職員に対しても、二次的被害の防止を含む被害者理解を深めるための研修を実施し、より適切な対応ができる人材の育成に努める。</p> <p>②引き続き、検察官等に対し、適切な研修の実施に努める。</p> <p>③今後も同様の取組を実施する。</p> <p>④引き続き、適切な対応をとることができるよう、各種研修の充実等に努めていく。</p> <p>⑤今後も引き続き、出入国在留管理庁職員に対する人権に関する教育の充実強化に努めていく予定。</p>	-	-	<p>①二次的被害の防止をテーマとする研修の実施件数 令和3年度 1回 令和4年度 4回 令和5年度 3回 (男女別のデータなし)</p> <p>④人権擁護委員向け研修の参加人数 令和5年度 443人</p> <p>④法務局職員向け研修の参加人数 令和5年度 40人</p>
329	⑦	被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、婦人相談所職員、児童相談所職員、民間団体等について、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関間や職員間の連携を促進する。	厚生労働省	<p>・女性相談支援センターの職員に係る研修について、国の研修として年1回2日間の日程で、女性相談支援センター所長に対する研修会を行っているほか、女性相談支援センターの指導的な職員に対して、国立保健医療科学院において、年1回3日間の日程で研修会を実施している。</p> <p>・上記研修会において、テーマを絞ってグループ討議を実施している。</p>	<p>・有識者、関係府省、民間団体の方から、講義やグループ討議への助言等を行っており、女性相談支援センター等関係職員のスキルアップに寄与している。</p>	<p>・国の研修体系について、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年第52号）の基本理念を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直しを検討する。</p>	-	婦人相談員の設置数	<p>生活保護等対策費（本省費） 令和6年度予算額：1,127千円の内数</p>
330	⑧	ケーススタディの手法やオンライン研修教材の活用等により、SNS等を活用した相談を含む、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。	内閣府	(No.325参照)	(No.325参照)	(No.325参照)	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
331	⑧	ケーススタディの手法やオンライン研修教材の活用等により、SNS等を活用した相談を含む、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。	警察庁	①No.326①参照 ②犯罪被害者支援担当者や部内カウンセラーを対象とした各種研修において事例検討等を行うなど、現場での対応に即した研修を行っている。	①No.326①参照 ②研修内容の充実により、支援の現場に即した人材育成が図られている。	①No.326①参照 ②現場で被害者支援に携わる職員に対し、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応を習得させるため、引き続き、必要な研修等を実施する。	-	-	-
332	⑧	ケーススタディの手法やオンライン研修教材の活用等により、SNS等を活用した相談を含む、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。	こども家庭庁	・研修においては、実際のケースを参考にしたケーススタディによる演習等も取り入れ、現場の対応に役立つ研修内容としている。 その他、No.327「研修について」参照	(No.327「研修等について」参照)	(No.327「研修等について」参照)	-	-	-
333	⑧	ケーススタディの手法やオンライン研修教材の活用等により、SNS等を活用した相談を含む、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。	法務省	①No.328①参照 ②法務省においては、検察職員に対し、ケーススタディの手法等により、被害者支援等に関する研修を実施している。 ③人権擁護委員に対する研修として、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談等に適切に対応するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施しており、同研修では、相談実務やケース研究をカリキュラムに組み込むなどして相談対応に重点を置いた講義を実施している。 ④相談対応に当たる法務局職員等に対しては、各種教材を使用した現場における対応に重点を置いた研修を実施する等、適切な人材育成を図っている。 ⑤出入国在留管理庁職員に対して、特定の業務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として、現場における対応に重点を置いた各種研修を実施している。特に在職年数等に応じた研修において、人権の講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図っている。また、関係府省、IOM、NGO等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策や人権に特化した研修を開催し、研修受講職員が現場職員にフィードバック研修を行う取組を実施している。人身取引対策に特化した研修においては、被害者の認知のポイントを整理する事例研究を行うなど、認知の実務に重点を置いた講義を実施している。	①No.328①参照 ②被害者支援等について、適切な研修の実施がなされている。 ③引き続き、各種研修を充実させ、適切な人材育成を図っていく必要がある。 ④出入国在留管理庁においては、各種研修を通じて、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう努めており、第5次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。今後とも引き続き研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る必要がある。	①No.328①参照 ②引き続き、検察職員に対し、適切な研修の実施に努める。 ③引き続き、各種研修を充実させ、適切な人材育成を図っていく。 ④今後も引き続き、出入国在留管理庁職員に対する現場における対応に重点を置いた各種研修の充実強化に努め、支援に携わる人材育成を図る予定。	-	③女性を被害者とする人権相談件数 ③女性の人権ホットライン相談件数	①No.328①参照 ③人権擁護委員向け研修の参加人数 令和5年度 443人 ③法務局職員向け研修の参加人数 令和5年度 40人

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
334	⑧	ケーススタディの手法やオンライン研修教材の活用等により、SNS等を活用した相談を含む、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。	厚生労働省	・女性相談支援センターの職員に係る研修について、国の研修として年1回2日間の日程で、女性相談支援センター所長に対する研修会を行っているほか、女性相談支援センターの指導的職員に対して、国立保健医療科学院において、年1回3日間の日程で研修会を実施している。 ・上記研修会において、テーマを絞ってグループ討議を実施している。	・有識者、関係府省、民間団体の方から、講義やグループ討議への助言等を行っており、女性相談支援センター等関係職員のスキルアップに寄与している。	・国の研修体系について、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年第52号）の基本理念を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直しを検討する。	—	婦人相談員の設置数	生活保護等対策費（本省費） 令和6年度予算額：1,127千円の内数
335	⑨	女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。	法務省	①No.328①参照 ②法務省においては、検察官等を対象として、女性被害者に対する配慮に関する研修を実施している。	①No.328①参照 ②女性被害者に対する配慮について、適切な研修の実施がなされている。	①No.328①参照 ②引き続き、検察官等を対象として、適切な研修の実施に努める。	—	—	①No.328①参照
336	⑩	法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。	法務省	・最高裁判所が実施している司法修習において、各地の弁護士会がDVやセクハラ、犯罪被害者支援等に関する実務に特化したプログラムを設けているほか、各地の地方裁判所や家庭裁判所も民事保全事件や家事事件に関するプログラムの中でDV等に関する修習を実施しているものと承知している。	・最高裁判所が実施している司法修習において、司法修習生に対し、女性に対する暴力に関する法律や女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を図るための取組を進めていることがうかがえる。	・最高裁判所においては、今後とも左記取組を推進し、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努めていくものと承知している。	—	—	令和5年度の司法修習生終了者数：男性1004人、女性387人
337	⑩	法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。	文部科学省	・各法科大学院に対し、会議において女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう周知した。	・各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めている。	・引き続き、各法科大学院に対し、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう周知する。	—	—	法科大学院協会総会概要 https://www.lskyokai.jp/news-240608/
338	⑪	女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、民間シェルター等と警察や福祉などの協働が円滑に行われるよう、官民双方向の連携の仕組みを構築するとともに、民間団体の活用による支援の充実を図る。	内閣府	(No.315参照)	(No.315参照)	(No.315参照)	—	—	—
339	⑪	女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、民間シェルター等と警察や福祉などの協働が円滑に行われるよう、官民双方向の連携の仕組みを構築するとともに、民間団体の活用による支援の充実を図る。	警察庁	・各都道府県警察へ通達を発出し、関係機関との連携体制の確保等について指示している。 ・警察では、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担し、迅速な被害者の安全確保に取り組んでいる。 ・多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、全ての都道府県において、警察、地方公共団体、検察、法テラス、医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、弁護士会、民間被害者支援団体等から成る被害者支援連絡協議会を設置し、相互に連携を図っている。	・関係機関との連携体制の確保等により、被害の予防・拡大防止を図っており、引き続き取組を継続する必要がある。 ・全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会を設置し、関係機関・団体相互の連携が図られている。	・引き続き、被害の予防・拡大防止のため、関係機関との連携等を推進する。 ・関係機関・団体と連携し、被害者支援連絡協議会の活性化を図るなど、連携の強化に努める。	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
340	⑩	女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、民間シェルター等と警察や福祉などの協働が円滑に行われるよう、官民双方向の連携の仕組みを構築するとともに、民間団体の活用による支援の充実に努める。	法務省	・女性に対する暴力に関する被害者等から人権相談等があった場合に、必要に応じて関係機関と連携する等、事案に応じて適切に対応するとともに、日頃から関係支援機関等と積極的に連携を図るよう、全国の法務局に対して、各種通知文書等を発出している。	・女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、引き続き、関係機関との連携を深める必要がある。	・女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、引き続き、関係機関との連携を図る。	—	女性を被害者とする人権相談件数 女性の人権ホットライン相談件数	—
341	⑩	女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、民間シェルター等と警察や福祉などの協働が円滑に行われるよう、官民双方向の連携の仕組みを構築するとともに、民間団体の活用による支援の充実に努める。	厚生労働省	・女性相談支援センターと関係機関等との連携強化のため「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」、様々な困難を抱える女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地域で行えるよう、支援を担う民間団体の育成等を図るため「民間団体支援強化・推進事業」を実施している。	・「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」について、令和5年度は36自治体で実施、「民間団体支援強化・推進事業」について、令和5年度は3自治体で実施しており、取組は着実に進んでいる。	・関係機関の協働が円滑に行われるよう、「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」及び「民間団体支援強化・推進事業」を継続して実施していく。	—	—	困難な問題を抱える女性支援推進等事業（配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業、民間団体支援強化・推進事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数
342	⑫	被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。	内閣府	(No.315参照)	(No.315参照)	(No.315参照)	—	—	—
343	⑫	被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。	警察庁	①ストーカー事案をめぐる情勢を踏まえ、加害者対策及び被害者の保護対策の更なる強化を図るため、令和6年3月から、ストーカー加害者等に対する新たな施策（①ストーカー加害者に対する連絡、②ストーカー加害者に対する治療等の有用性の教示の原則化③ストーカー被害者に対する危機意識の醸成）の運用を開始している。 ②事件化に当たっては、個別の事案に応じて、法と証拠に基づき厳正に対処している。 ③犯罪被害者等に刑事手続の概要や各種相談機関・窓口等について分かりやすく記載した「被害者の手引」を交付している。	①新たな施策は、加害者対策及び被害者の保護対策の更なる強化に資するものであり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいというストーカー事案の性質を踏まえると、引き続き当該施策を着実に実施する必要がある。 ②事件化に当たっては、個別の事案に応じて、法と証拠に基づき、厳正に対処しており、引き続き真摯に取り組んで行く必要がある。 ③「被害者の手引」によるきめ細かな情報提供が行われている。	①ストーカー加害者等に対する新たな施策の実施状況等について把握するとともに、当該施策の実効性を向上させるための必要な検討を推進する。 ②事件化に当たっては、引き続き、個別の事案に応じて、法と証拠に基づき、厳正に対処する。 ③引き続き、「被害者の手引」の内容の充実を図る。	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
344	⑫	被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。	法務省	<p>①No.319①参照</p> <p>①日本司法支援センター（法テラス）では、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方（犯罪を受けるおそれのある方を含む。）に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介や資力によらない無料法律相談などの「DV等被害者法律相談援助」を適切に運用した。</p> <p>②法務省においては、被害者や御遺族等（以下、本項目において「被害者等」という。）の方々の保護、支援のための制度概要を説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、当該制度等を周知している。</p> <p>②検察当局においては、被害者等に対し、各検察庁に備え付けられている同パンフレットを交付し、被害者等の保護や支援のための制度概要について説明した上、被害者等の希望に応じて、関係機関への橋渡しを行っている。</p> <p>③全国の保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司が、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。</p> <p>④全国の法務局では、女性に関する人権問題等について相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。</p>	<p>①No.319①参照</p> <p>①適切な制度運用を行っている。</p> <p>②犯罪被害者等向けパンフレットを活用することで、被害者等に対して行っている犯罪被害者等の保護、支援のための各種支援制度について周知が適切になされている。</p> <p>また、上記パンフレットを活用して被害者等に犯罪被害者等の保護や支援のための制度について適切に情報提供がされているとともに、関係機関とも連携した被害者支援が行われている。</p> <p>③保護観察所における犯罪被害者等に対する相談・支援は適切に行われている。</p> <p>④引き続き、女性に関する人権相談等について、適切に対応していく必要がある。</p>	<p>①No.319①参照</p> <p>①引き続き適切な制度運用を行う</p> <p>②引き続き、犯罪被害者等向けパンフレットを活用したり、ウェブサイトに掲載したりするなどして、犯罪被害者等の保護、支援のための各種制度を広く国民に周知する。</p> <p>また、被害者等への丁寧な情報提供に努めるとともに、その希望に応じた支援の実現のために関係機関との連携を強化する。</p> <p>③保護観察所においては、引き続き犯罪被害者等に対して、適切に相談・支援を行う。</p> <p>④引き続き、女性に関する人権相談等について、適切に対応していく。</p>	-	<p>④女性を被害者とする人権相談件数</p> <p>④女性の人権ホットライン相談件数</p>	<p>①No.319①参照</p> <p>①DV等被害者法律相談援助実施件数</p> <p>令和3年度 972件</p> <p>令和4年度 1,292件</p> <p>令和5年度 1,570件</p> <p>（男女別のデータなし）</p>
345	⑫	被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。	厚生労働省	<p>・困難な問題を抱える女性に対する中長期的な支援は、女性自立支援施設において行われており、心理的ケアや就職に向けた支援を行うとともに、退所された女性が円滑に地域生活を営めるよう、「女性自立支援施設退所者自立生活援助事業」を実施している。</p>	<p>・「女性自立支援施設退所者自立生活援助事業」について、令和5年度は8都道府県において実施しており、取組は着実に進んでいる。</p>	<p>・女性自立支援施設退所者自立生活援助事業を含め、引き続き必要な支援を実施する。</p>	-	-	<p>女性自立支援事業費補助金（女性自立支援施設に要する経費を補助）</p> <p>令和6年度予算額：1,602,781千円</p> <p>困難な問題を抱える女性支援推進等事業（女性自立支援施設退所者自立生活援助事業への補助）</p> <p>令和6年度予算額：2,596,525千円の内数</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
346	⑬	婦人保護事業の見直しに基づく新たな制度の構築に向けた検討を加速するとともに、被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を引き続き検討する。その際、行政、有識者、民間団体等が連携し、実態把握を進める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 行政、有識者、民間団体等により構成された「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論を踏まえ、困難な問題を抱える女性支援の根拠を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、一人一人のニーズに応じ、本人の立場に寄り添って切れ目のない包括的な支援を行うことを理念とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、令和6年4月より施行された。 女性相談支援センター等が地域住民に対して困難な問題を抱える女性等の相談・保護等について、理解と密接な協力が得られるよう啓発活動を行うため「女性保護啓発活動事業」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月より施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく各種施策に取り組んでいるとともに、「女性保護啓発活動事業」について、令和5年度は41都道府県で実施しており、困難な問題を抱える女性への支援に着実に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、引き続き必要な支援を実施していく。 引き続き、女性保護啓発活動事業を実施していく。 	—	婦人相談員の設置数	<ul style="list-style-type: none"> 困難な問題を抱える女性支援推進等事業（女性保護啓発活動事業への補助等） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数 女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円 女性自立支援事業費補助金（女性自立支援施設に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,602,781千円
347	⑭	重大事件等の暴力被害に関する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、今後の対応に活用する。	警察庁	(No.343①参照)	(No.343①参照)	(No.343①参照)	—	—	—
348	⑮	被害者が相談できない原因等を含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年（1999）年度から継続的に実施している「男女間における暴力に関する調査」について、関係法令の改正等も踏まえ、調査項目を見直した上で、令和2年度及び令和5年度に調査を実施した。このほか、若年層の被害実態を把握するためのオンライン調査等、必要な調査を実施している。 併せて、配偶者暴力相談支援センター及び性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて受け付けた相談件数等について、都道府県から報告を受けるなど、状況把握に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女間における暴力に関する調査」（令和5年度調査）において、結婚したことのある女性のうち、27.5%は配偶者からの暴力を受けたことがあり、13.2%は何度も暴力を受けているなど、女性に対する暴力の実態を把握することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の変化に応じて、女性に対する暴力等の被害傾向の変化等に適切に対応するためには、被害実態や相談状況等を定期的・継続的に把握することが重要であることから、引き続き、必要な調査等を実施していく。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 無理やりに性交等された被害を相談した者の割合（男女別） 配偶者からの暴力の被害を相談した者の割合（男女別） 	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
2 性犯罪・性暴力への対策の推進									
349	①	<p>性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関し、「性犯罪に関する刑事法検討会」において検討すべき論点とされた以下の事項につき、被害の実態等に関する各調査研究の結果や専門的知見のほか、被害当事者等のヒアリングで出された意見等を踏まえて令和2年度を目途に検討を行い、令和3年度以降にその結果に基づいて所要の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法の運用の実情と課題 ・ 暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方 ・ 地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方 ・ いわゆる性交同意年齢の在り方 ・ 強制性交等の罪の対象となる行為の範囲 ・ 法定刑の在り方、配偶者間等の性的行為に対する処罰規定の在り方 ・ 性的姿態の撮影行為に対する処罰規定の在り方 ・ 公訴時効の在り方 ・ 起訴状等における被害者等の氏名の取扱いの在り方 ・ いわゆるレイプシールドの在り方 ・ 司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方 	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省においては、令和2年6月から令和3年5月にかけて、「性犯罪に関する刑事法検討会」において、施策内容に挙げた各論点に関する検討を行い、その結果を踏まえ、同年10月から令和5年2月にかけて、法制審議会において、性犯罪に対処するための法整備等に関する調査審議を重ねた。 ・ その結果を踏まえ、以下の法整備を行った。 ①令和5年5月に、起訴状等における個人特定事項の秘匿措置等を整備する「刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和5年法律第28号)」が成立。 ②令和5年6月に、性犯罪の構成要件等を整備する「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)」、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)」が成立。 ・ 検察当局においては、上記各法律について、これらの改正や立法がされた経緯及び趣旨を踏まえた適切な運用に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①の法律は、刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための法整備を行ったもの、②の法律は、性犯罪の被害の実情を踏まえ、事案の実態に即した対処ができるようになるための法整備を行ったものであり、いずれも重要な意義を有するものである。 ・ また、「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討や法制審議会の審議の結果を踏まえて整備された法を適切に運用することで、検討会において取り上げられた論点について実務上も適切な対処がされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正後の刑法等の適切な運用に努めるとともに、周知・啓発を図る。 ・ また、②の刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則20条に、施行後5年経過した場合において、施行状況を勘案し、施策の在り方について検討を加える旨の条項が置かれており、今後、その趣旨及び内容を踏まえ、適切に対処する。 	-	-	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省ホームページ「性犯罪関係の法改正等 Q&A」 https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html
350	②	<p>監護者による性犯罪・性暴力や障害者に対する性犯罪・性暴力等の実態把握に努めるとともに、厳正かつ適切な対処に努めるなど、必要な措置を講ずる。</p>	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童等に対し、児童福祉法及び児童相談所運営指針等の各種ガイドラインに則り、安全確保を必要とする場合等の一時保護や児童心理司によるカウンセリング等の相談・支援を実施。 ・ こども家庭センター等市町村において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に対し、要保護児童対策地域協議会も活用し、相談・支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所運営指針等の各種ガイドラインを示していることにより、監護者による性的虐待を含む児童虐待について、適切な実態把握及び対処がなされている。 ・ 市町村による相談対応や関係機関から寄せられた情報において児童の性的被害を把握した場合は、児童相談所への通告を含め適切な対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所運営指針等の各種ガイドラインを見直す等し、引き続き監護者による性的虐待を含む児童虐待について、適切な実態把握及び対処がなされるようにする。 ・ 引き続き、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との情報共有や児童相談所との連携などを通じて性的被害の状況把握や適切な対応に努める。 	-	児童相談所における性的虐待相談対応件数	市町村における性的虐待相談対応件数
351	②	<p>監護者による性犯罪・性暴力や障害者に対する性犯罪・性暴力等の実態把握に努めるとともに、厳正かつ適切な対処に努めるなど、必要な措置を講ずる。</p>	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検察当局においては、平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)」並びに令和5年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)」による改正の趣旨も踏まえ、監護者による性犯罪・性暴力や障害者に対する性犯罪・性暴力事案に対し、事案に応じ、法と証拠に基づき、厳正かつ適切な対処に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の実態を踏まえて近時改正された法の趣旨に則った適切な法令の適用、収集された証拠に基づき、厳正かつ適切な対処がされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、事案に応じ、関係法令を適切に適用し、収集された証拠に基づき、厳正かつ適切な対処に努める。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
352	②	監護者による性犯罪・性暴力や障害者に対する性犯罪・性暴力等の実態把握に努めるとともに、厳正かつ適切な対処に努めるなど、必要な措置を講ずる。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進している。 ・教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）
353	②	監護者による性犯罪・性暴力や障害者に対する性犯罪・性暴力等の実態把握に努めるとともに、厳正かつ適切な対処に努めるなど、必要な措置を講ずる。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性自立支援施設において、性暴力被害・性犯罪被害者の中長期的な支援を実施している。 ・障害者虐待に係る相談通報及び判断件数等については毎年度調査（※1）を実施しており、虐待を受けた障害者に係る情報として、性別、障害種別、性的虐待を含む虐待の類型についても調査を行っている。 ・障害を持つ女性及び女兒を含め、障害者虐待はあってはならず、上記調査結果等をもとに、障害者虐待の未然防止や再発防止等に向け、今後有効と思われる取組の視点や留意点等を取りまとめた報告書（※1）を作成している。 ・また、都道府県が実施する障害者虐待防止・権利擁護研修に対する補助（※2）を行っており、性的虐待を含む障害者虐待の防止と対応に関する講義を実施するなどの取り組みを推進している。 ※1 「令和5年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業 ※2 地域生活支援事業費等補助金（障害者虐待防止対策支援事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害・性犯罪被害を受けた女性自立支援施設の入所者に対して、各施設において適切に支援を実施している。（女性自立支援施設の入所者のうち、性暴力被害・性犯罪被害を受けた人員9名（令和4年度）） ・「令和5年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」において、性的虐待も含めた障害者虐待に係る相談通報件数及び判断件数等について把握し、上記調査結果を踏まえ、障害者虐待の未然防止や再発防止等に向けて有効と思われる取組の視点や留意点等を取りまとめた報告書を作成した。 ・また、都道府県が実施する障害者虐待防止・権利擁護研修は、都道府県ごとで実施内容にバラつきがあったことから、令和6年度から国が標準的な研修カリキュラムを示し、性的虐待の防止に関する講義を含む当該研修カリキュラム以上の内容を実施する場合に、地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援促進事業）の補助対象とする見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度調査研究事業で作成した「婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラム」を活用しつつ、引き続き性暴力被害・性犯罪被害者に対する中長期支援を実施する。 ・必要な予算を確保し、引き続き障害者虐待防止施策の推進に努める。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・女性自立支援事業費補助金（女性自立支援施設に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,602,781千円 ・【令和5年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式】調査研究事業 https://www.mhlw.go.jp/content/001242550.pdf ・【養護者による障害者虐待（令和4年度）】 相談通報件数：8,650件 虐待が認められた件数：2,123件 ・【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（令和4年度）】 相談通報：4,104件

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
354	③	配偶者による性犯罪・性暴力の実態把握に努めるとともに、必要な措置の検討を行う。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年（1999）年度から継続的に実施している「男女間における暴力に関する調査」について、令和2年度及び令和5年度に調査を実施した。本調査においては、配偶者からの暴力の被害として、性的強要を受けた経験の有無等を尋ねるとともに、不同意性交等（令和2年度は強制性交等）の被害経験があるとする回答者に対し、加害者との関係を問うなど、被害実態の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女間における暴力に関する調査」（令和5年度）において、配偶者から性的強要の被害を受けた経験があると答えた人は6.5%であった。また、不同意性交等の被害経験があると答えた回答者のうち、加害者との関係について「配偶者」と答えた人が8.6%であった。 これらの調査結果については、関係省庁に情報提供するとともに、地方公共団体等への周知及びホームページでの公表を行い、関連する施策の推進に活用されるよう努めた。 なお、令和5年の刑法改正においては、不同意性交等罪等が配偶者間においても成立することが明確化された。 	<ul style="list-style-type: none"> 実証的な政策立案に資するよう、引き続き、「男女間における暴力に関する調査」等の必要な調査を実施することにより、配偶者によるものを含め、性犯罪・性暴力の被害実態の的確な把握に努めていく。 	—	—	男女間における暴力に関する調査（令和5年度調査） https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r05_boryoku_cyousa.html
355	④	各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の活用についての広報や性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置推進等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度～6年度開催の全国会議等において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進のほか、迅速・確実な被害の届出の受理等を指示した。 「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁内捜一発第13号ほか）を都道府県警察宛てに発出し、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、適切な性犯罪捜査の推進、指導教養の充実・徹底等について指示した。 令和6年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で12,909人であり、うち女性警察官等の人数は8,321人である。 都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について、警察のウェブサイト、ポスター、政府広報等を通じた広報を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国会議や性犯罪被害者に係る通達を通じて、性犯罪被害の潜在化防止等について指示等しているところ、より一層被害者が安心して警察に届出ができる環境の整備に努める必要がある。 性犯罪の被害者が警察に相談しやすくなるよう、国民への周知がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するとともに、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、性犯罪指定捜査員の実務能力の向上等を図る。 都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について、引き続き、国民への更なる周知を図る。 	—	性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数	—
356	⑤	性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを更に徹底する。また、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないよう、必要な指導を行う。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度～6年度開催の全国会議等において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進のほか、迅速・確実な被害の届出の受理等を指示した。 「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁内捜一発第13号ほか）を都道府県警察宛てに発出し、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、被害の届出への適切な対応を含む適切な性犯罪捜査の推進、指導教養の充実・徹底等について指示した。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国会議や通達を通じて、性犯罪被害の潜在化防止等について指示等しているところ、より一層被害者が安心して警察に届出ができる環境の整備に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、被害届への適切な対応を含む被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するとともに、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、性犯罪指定捜査員の実務能力の向上等を図る。 	—	性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
357	⑥	性犯罪等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少ない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。	警察庁	<p>①令和3年度～6年度開催の全国会議等において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進のほか、迅速・確実な被害の届出の受理等を指示した。</p> <p>②「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁内捜一発第13号ほか）を都道府県警察宛てに発出し、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、適切な性犯罪捜査の推進、指導教養の充実・徹底等について指示した。</p> <p>③令和6年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で12,909人であり、うち女性警察官等の人数は8,321人である。</p> <p>④性犯罪被害者への支援要領を内容とした警察職員等に対する研修を実施し、被害者の心情に配慮した対応を行っている。</p>	<p>①全国会議のほか、通達を発出して都道府県警察に指示等しているところ、引き続き担当者の理解を深めていく必要がある。</p> <p>②全ての都道府県において、性犯罪被害者への支援要領を内容とした警察職員等に対する研修が行われ、対応能力の向上が図られている。</p>	<p>①引き続き、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するとともに、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、性犯罪指定捜査員の実務能力の向上等を図る。</p> <p>②被害者の心情に配慮した適切な対応を行うため、引き続き、犯罪被害者等支援に携わる職員の研修に努める。</p>	-	性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数	<p>【①研修開催実績】</p> <p>令和3年度 12月実施</p> <p>令和4年度 9月、10月、11月、12月、令和5年1月実施</p> <p>令和5年度 8月、9月、11月、12月、令和6年1月、2月実施</p> <p>令和6年度 9月実施</p>
358	⑦	痴漢は犯罪である。特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ることなど痴漢防止対策を推進する。	警察庁	<p>・令和5年3月、都道府県警察に対して、管内の痴漢事犯の発生実態を的確に分析し、被害が多発する場所、路線及び時間帯を中心によう撃捜査・私服警戒を強化するなど重点的な取締りをより一層強化するよう指示した。</p> <p>・例年4月に鉄道事業者に対して痴漢発生抑止に向けた広報、啓発等に係る協力依頼を行うとともに、各都道府県警察の実情に応じて、随時鉄道事業者等と連携したキャンペーンを実施している。</p> <p>・例年6月に鉄道事業者と警察（警察庁、関東4都県警察）と合同で痴漢撲滅キャンペーンを実施している。</p>	<p>・令和5年3月に痴漢対策に関する関係府省連絡会議において決定された「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づき、引き続き痴漢事犯の撲滅に向けた対策を強力に推進する必要がある。</p>	<p>・引き続き、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づき、引き続き痴漢事犯の撲滅に向けた対策を強力に推進する。</p>	-	-	-
359	⑦	痴漢は犯罪である。特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ることなど痴漢防止対策を推進する。	国土交通省	<p>・鉄道事業者において、通勤時間帯を中心に車内放送、テロップ、ポスター掲示、警察と連携したイベント等により、鉄道利用者に対する痴漢防止対策の広報・啓発活動を実施。</p>	<p>・首都圏エリアにおいて、各エリアの関係事業者が連携して、痴漢防止のキャンペーン期間を設け、集中的に周知・啓発を図る取組を行った。</p>	<p>・引き続き、広報・啓発活動に取組、痴漢防止対策を推進する。</p>	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
360	⑧	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながるやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等により設置・運営等されているワンストップ支援センターについて、その運営の安定化及び支援の質の向上を図るため、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」等により、24時間365日対応化や拠点となる病院における環境整備の促進、コーディネーターの配置・常勤化、専門性を高める人材育成、支援員の適切な処遇等に関し、都道府県等への支援を行っている。 ・ワンストップ支援センターの全国共通番号（#8891）について、広報カードの作成・配布やSNSの活用等により周知を図るとともに、令和4年11月から通話料を無料化した。 ・令和3年10月から夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターを運営するとともに、地域における緊急事案への対応体制の整備を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」について、都道府県等の申請に基づき、所要額の交付を行っており、同交付金による支援等を通じて、各地域の状況等に応じて、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び支援の質の向上が一定程度図られてきている。 ・全国共通番号（#8891）の周知及び通話料無料化、コールセンターの運営等により、相談につながるやすい体制の整備が図られている。 ・コールセンターの活用により、全ての都道府県において、365日緊急対応が可能となった。 ・ワンストップ支援センターへの相談件数は年々増加しており、直ちには警察への被害申告等には至らない相談の受け皿としての役割を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において、ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実が図られるよう、引き続き、交付金等により、各地域の状況等に応じた都道府県等の取組を継続的に支援していく。 ・夜間・休日も含め、相談につながるやすい体制が整備されるよう、全国共通番号（#8891）の更なる周知や通話料の無料化の継続、コールセンターの運営等に取り組んでいく。 	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数 性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数	—
361	⑧	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながるやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月に都道府県衛生主管部局宛に事務連絡を发出し、ワンストップ支援センターの開設等に協力可能な医療機関の情報収集に努めるとともに、毎年開催している全国医政関係主管課長会議（直近では令和6年3月）において、ワンストップ支援センターの設置促進、機能充実等に向けた協力をお願いしている。 ・女性相談支援センターにおいて、性犯罪・性暴力被害者からの相談・保護を実施し、必要に応じてワンストップ支援センターへつなぐ等の連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターについての医療機関側の理解と更なる周知に関する取り組みが必要である。 ・女性相談支援センターに来所した性暴力被害・性犯罪被害を受けた方に対して、適切に相談に応じ、ワンストップ支援センター等の関係機関につなぐなど、きめ細かな対応を行っている。（女性相談支援センターの来所による相談のうち、性暴力被害・性犯罪被害を受けた人員107名。一時保護は53名。（令和4年度）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府等の関係府省と連携し、引き続きワンストップ支援センターの設置等に向けた周知を図る。 ・引き続き、女性相談支援センターとワンストップ支援センターの連携を図っていく。 	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数 性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	—	女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円
362	⑨	ワンストップ支援センターと婦人相談所・婦人相談員などとの連携を強化し、機動的な被害者支援を展開する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。さらに、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、支援実態の調査や研修を実施する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、病院（医師、看護師等）、法テラス、弁護士、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携が強化されるよう、地域におけるネットワーク作りを促進している。 ・障害者や男性等を含む多様な被害者への支援に関して事例集を作成・配布するとともに、相談員等を対象とした研修において、障害者、男性等への配慮に関する内容を組み込んでいる。 ・令和5年度には、性犯罪・性暴力の被害に遭った男性や男児、その保護者等のための臨時のホットラインを開設した。本事業を通じて得られた知見を活用し、全国のワンストップ支援センター等の関係機関における男性や男児の被害者への対応の向上等に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターと関係機関が連携して対応した支援事例の共有や「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」による支援等を通じて、ワンストップ支援センターと関係機関との連携が促進されている。 ・支援事例集の作成・配布や研修の実施等により、障害者や男性等を含む多様な被害者に対する適切な対応や支援が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において、ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実が図られるよう、引き続き、ワンストップ支援センターと関係機関との連携の強化を図るとともに、交付金等により、各地域の状況等に応じた都道府県等の取組を継続的に支援していく。 ・性犯罪・性暴力被害者に対する相談や支援に携わる関係者の対応能力の向上のため、引き続き、必要な研修機会の提供等を行う。 	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
363	⑨	ワンストップ支援センターと婦人相談所・婦人相談員などとの連携を強化し、機動的な被害者支援を展開する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。さらに、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、支援実態の調査や研修を実施する。	警察庁	①令和3年度～6年度、警察大学校及び各管区警察学校において、都道府県警察で性犯罪捜査を担当する者に対し、外部有識者等による性犯罪捜査に関する研修を実施した。 ②犯罪被害者支援担当者や部内カウンセラーを対象とした研修において、障害者や男性・性的マイノリティが被害を受けた場合に適切な対応や支援が行えるよう、専門的な知見を有する講師を招き、研修を行っている。	①毎年度研修を実施しており、引き続き担当者の理解を深めていく必要がある。 ②専門的な知見を有する講師による研修により、障害者や男性・性的マイノリティの被害者に関する知識や対応能力の向上が図られている。	①引き続き、警察大学校等において、都道府県警察の被害者支援担当者やカウンセリング担当者に対し、障害者や男性が被害を受けた場合の対応等を含む、外部有識者等による研修を実施する。	-	-	【④研修開催実績】 令和3年度 12月実施 令和4年度 9月、10月、11月、12月、令和5年1月実施 令和5年度 8月、9月、11月、12月、令和6年1月、2月実施 令和6年度 9月実施
364	⑨	ワンストップ支援センターと婦人相談所・婦人相談員などとの連携を強化し、機動的な被害者支援を展開する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。さらに、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、支援実態の調査や研修を実施する。	厚生労働省	・女性相談支援センターにおいて、性犯罪・性暴力被害者からの相談・保護を実施し、必要に応じてワンストップ支援センターへつなぐ等の連携を図っている。	・女性相談支援センターに来所した性暴力被害・性犯罪被害を受けた方に対して、適切に相談に応じ、ワンストップ支援センター等の関係機関につなぐなど、きめ細かな対応を行っている。 (女性相談支援センターの来所による相談のうち、性暴力被害・性犯罪被害を受けた人員107名。一時保護は53名。(令和4年度))	・引き続き、女性相談支援センターとワンストップ支援センターの連携を図っていく。	-	-	女性保護事業費負担金(女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助) 令和6年度予算額:1,032,934千円
365	⑩	SNSやメール、オンライン面談などの多様なコミュニケーションツールや外国語通訳を活用した相談体制の整備を図る。	内閣府	・チャットやメールで相談を受け付ける「SNS相談 Cure time(キアタイム)」について、段階的に拡充して実施した(令和3年度に通年実施(週3日)、令和4年度から365日実施)。チャット相談は、10の外国語での相談を受け付けている。 ・子ども、若者層、障害者、男性、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、ワンストップ支援センターにおけるメール相談、SNS相談、オンライン面談、外国語通訳の活用等の取組を「性犯罪・性暴力被害者のための交付金」等により支援している。	・「SNS相談 Cure time(キアタイム)」の実施により、若年層の性暴力被害者が相談しやすい環境の整備が図られている。 ・交付金等により、ワンストップ支援センターにおける多様なコミュニケーションツール等の活用が促進されている。	・子ども、若年層、障害者、男性、外国人を含む多様な相談者が利用しやすい環境を整備するため、多様なコミュニケーションツール等を活用した相談体制について、一層の充実を図る。	-	-	-
366	⑪	被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮するとともに、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組を検討し、適切に対処する。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。	子ども家庭庁	・被害児童等が繰り返し事情を聴かれることによる二次被害を防止して、その負担を軽減するため、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童等の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施し、被害児童等からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を自治体に周知し、推進している。	・関係機関の代表者が聴取を行う件数は増加しており、取組を反映したものと考えられる。	・子どもの心理的負担の軽減に向けた取組が進むよう、引き続き、周知を図る。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
367	⑪	<p>被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮するとともに、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組を検討し、適切に対処する。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。</p>	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度～6年度開催の全国会議等において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進のほか、迅速・確実な被害の届出の受理等を指示した。 「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁丙捜一発第13号ほか）を都道府県警察宛てに発出し、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、適切な性犯罪捜査の推進、指導教養の充実・徹底等について指示した。 令和6年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で12,909人であり、うち女性警察官等の人数は8,321人である。 被害者の事情聴取の在り方等の検討の一環として、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組の試行を継続して実施している。 犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した被害者用事情聴取室を整備しているほか、被害者支援用車両を導入している。 	<p>①全国会議や性犯罪被害者に係る通達を通じて、被害者の心情に配慮した対応等について指示等しているところ、引き続き担当者の理解を深めていく必要がある。</p> <p>②令和3年4月から一部都道府県において、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組の試行を開始し、令和4年7月以降は全ての都道府県に試行を拡大して適切に実施していると認識しているところ、実施件数は増加傾向にあり、今後の取組の在り方について検討を行うために継続して実施していく必要がある。</p> <p>③全ての警察署に被害者用事情聴取室が整備されるなど、犯罪被害者等の心情に配慮した事情聴取等の推進が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するとともに、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、性犯罪指定捜査員の実務能力の向上等を図る。 事情聴取については、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組の試行を継続して実施し、課題の把握や、課題に対する適切な対処に努めるとともに、被害者の事情聴取の在り方等がより一層適切なものとなるような取組を検討していく。 被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用により、被害者が安心して事情聴取等に応じられるように努める。 	-	性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数	<p>【精神に障害のある性犯罪被害者に対する警察・検察による代表者聴取の実施件数】（暫定値）</p> <p>令和3年度201件 令和4年度324件</p>
368	⑪	<p>被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮するとともに、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組を検討し、適切に対処する。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。</p>	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 検察当局においては、性犯罪の被害者から事情聴取を行うに当たっては、事案の内容や被害者の希望等に応じ、女性の検察官が事情聴取を行ったり女性の事務官が対応を行うなどの措置を講じるとともに、聴取場所についても、通常の取調室ではなく、被害者の心理的負担を軽減するために内装等を工夫した部屋を用いるなどして、事情聴取の時間・場所・方法等についてきめ細かい配慮を行っている。 また、被害者の証人尋問を実施するに当たっては、弁護人に対し、必要に応じて、事前に、一般的に必要な配慮や当該被害者について特に必要な配慮について情報提供を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者からの事情聴取について、被害者の希望も踏まえた適切な対処がなされている。 被告人の弁護人に対して、被害者の人権に対する配慮について適切に情報提供がされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者からの事情聴取について、引き続き、被害者の心情に配慮して実施することに努めるとともに、その前提としての被害者の精神状態等の把握や聴取の実施に当たって必要な協力を得るために関係機関との連携を強化する。 被告人の弁護人に対する啓発については、弁護人の反対尋問権の侵害とのそしりを受けないように留意しつつ、引き続き情報提供を行うとともに、必要に応じ、訴訟指揮を行う裁判所に意見を述べるなどの対応を検討する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
369	⑪	被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮するとともに、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組を検討し、適切に対処する。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。	国土交通省	・海上保安庁においては、性犯罪等に係る女性被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。	・女性海上保安官の職員数は、第5次男女共同参画基本計画を策定後の令和2年と比べ職員全体に対する割合は約2.1%増加しており、被害女性に対する事情聴取体制等を拡充させた。	・引き続き、女性海上保安官の職員数の確保に努め、もって被害女性に対する事情聴取体制等の拡充に努める。	—	—	女性海上保安官の職員数及び割合 令和2年 7.4% 令和3年 8.1% 令和4年 8.6% 令和5年 9.0% 令和6年 9.5%
370	⑫	被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。また、刑事司法に関係する検察官等に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての研修を実施する。	内閣府	・多様な被害者等が安心して相談を行い必要な支援を受けられる環境を整備するため、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等で相談や支援に携わる相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者等を対象として、研修の実施及びオンライン研修教材の作成・提供を行っている。	・研修の実施及びオンライン研修教材の作成・提供により、ワンストップ支援センターの相談員等の関係者が、性犯罪・性暴力被害者支援の基本的姿勢・留意点等、関係法令の改正内容、こども、障害者、男性等の多様な被害者への対応等の被害者支援における専門的なテーマ等に関し、幅広く学ぶことができる環境の整備が図られている。	・性犯罪・性暴力被害者に対する相談や支援に携わる関係者の対応能力の向上のため、引き続き、必要な研修機会の提供等を行う。	—	—	—
371	⑫	被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。また、刑事司法に関係する検察官等に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての研修を実施する。	法務省	・法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判を行うため、検察官等に対する福祉・心理関係の専門機関の関係者による講義等を実施している。 ・また、検察官の経験年数等に応じた各種研修の一環として、性犯罪被害者の心理に精通した専門家による講義も実施している。	・被害者支援及び性犯罪被害者心理等について、適切な研修の実施がなされている。	・引き続き、検察官等を対象として、被害者支援及び性犯罪被害者心理等に関して適切な研修の実施に努める。	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
372	⑬	医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医をはじめとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省では、女性の健康に関する相談窓口など（女性健康支援センター、女性健康相談センター、性犯罪・暴力被害者のためのワンストップ支援センターを含む。）が参照できるように、緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧を厚生労働省のホームページにおいて公表している。 ・相談窓口などでは、緊急避妊を必要としているものの、対面診療が可能な医療機関等に係る適切な情報を有しない女性に対し、このリストを参照しながら、適切な医療機関を案内することを可能としている。 ・また、厚生労働省が指定する「緊急避妊薬の処方に関する研修」を修了した医師については、初診からオンライン診療で緊急避妊薬を処方することを許容しており、研修を修了した医師の一覧を厚生労働省のホームページにおいて公表し、上記の女性や相談窓口などが参照できるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省のホームページ「緊急避妊に係る取組について」において、「厚生労働省のウェブサイトに掲載を希望した緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等」として約3200医療機関を掲載している。また、厚生労働省が指定する「緊急避妊薬の処方に関する研修」は、これまで約14000人が修了しており、研修を修了した医師の一覧を同ホームページにおいて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省のウェブサイトに掲載を希望した緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等のリストについてはホームページでの公表を継続する。また、引き続き、オンライン診療で緊急避妊薬を処方する医師に対する「緊急避妊薬の処方に関する研修」を実施し、研修を修了した医師の一覧を厚生労働省の同ホームページにおいて公表する。 	-	-	-
373	⑭	性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、医療費・カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた医師、看護師、医療関係者等や民間支援員の活用を促進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、病院（医師、看護師等）、法テラス、弁護士、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携が強化されるよう、地域におけるネットワーク作りを促進している。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、ワンストップ支援センターを利用する被害者の医療費・カウンセリング費用の助成に要する経費について支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターと関係機関が連携して対応した支援事例の共有や「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」による支援等を通じて、ワンストップ支援センターと関係機関との連携が促進されている。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」については、医療費・カウンセリング費用の助成に要する経費を含め、都道府県等の申請に基づき、所要額を交付している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において、ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実が図られるよう、引き続き、ワンストップ支援センターと関係機関との連携の強化を図るとともに、交付金等により、各地域の状況等に応じた都道府県等の取組を継続的に支援していく。 	-	-	-
374	⑭	性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、医療費・カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた医師、看護師、医療関係者等や民間支援員の活用を促進する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費や、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度を運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公費負担制度の効果的な運用が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、公費負担制度の適切な運用と周知に努める。 	-	-	カウンセリング料の公費負担制度利用件数 3,466回 (令和5年度中)

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
375	⑭	性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、医療費・カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた医師、看護師、医療関係者等や民間支援員の活用を促進する。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・No.344①参照 ・日本司法支援センター（法テラス）では、犯罪被害者等に対し民事裁判等を行う際の弁護士費用を立て替える等の「民事法律扶助」を適切に行っており、犯罪被害者等である被援助者と受任者の打合せに同席したカウンセラーの費用を民事法律扶助の枠組みで支出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・No.344①参照 ・「民事法律扶助」は運用の拡大等の検討も含め適切に運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・No.344①参照 ・「民事法律扶助」については、引き続き適切な制度運用を行う。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・No.344①参照 ・民事法律扶助の中でカウンセラーが同席した事案件数については非公開
376	⑭	性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、医療費・カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた医師、看護師、医療関係者等や民間支援員の活用を促進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に関する専門的知識・技能を習得させる「PTSD対策専門研修」を実施し、医療機関、精神保健福祉センター、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同研修においては、犯罪被害者等の心のケアに関する「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けており、令和5年度は399人（前年度：347人）が受講した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の心のケアに適切に対応できる専門家を養成するため、引き続き専門的な養成研修を行い、精神保健医療従事者等の資質の向上を図る。 	—	—	—
377	⑮	性犯罪・性暴力事件及びその裁判に関する報道において、被害に関する詳細な描写や被害者が特定される情報が深刻な二次被害をもたらすことから、その取扱いの配慮について、メディアへの啓発を行う。特に、子供への性暴力事件に関しては、一層の配慮に関する啓発を行う。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力の被害実態を的確に把握するため、「男女間における暴力に関する調査」や若年層を対象とするオンライン調査等を実施するとともに、これらの調査結果についてウェブサイトへの掲載や報道機関への説明等を行うことにより、被害実態に関する社会全般の理解の増進と、性暴力を許さない機運の醸成に努めた。 ・令和3年度より、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、各省庁や地方公共団体等と連携し、ポスターや動画の作成、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を展開している。 ・令和5年度には、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」において、同年8・9月を「子ども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」とし、二次被害の防止の観点を含め、SNSの活用等による啓発活動を集中的に実施した。 ・調査結果のフリージング等の場を含め、メディア関係者に対しても、様々な対話や説明の機会等を通じて、性暴力の被害の深刻さや二次被害の防止に係る取組の必要性等について情報提供等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力の被害実態の把握については、複数の観点から調査等を実施してきており、その結果も活用し、被害実態に関する社会全般の理解の増進と、性暴力を許さない機運の醸成が図られている。 ・「若年層の性暴力被害予防月間」の実施等により、効果的な広報啓発の展開が図られているが、子ども・若者が性暴力の被害に遭う事案が後を絶たない状況等を踏まえ、同意のない性的な行為は性暴力であって断じて許されるものではないことや、身近な人を含め、第三者の行為が二次被害をもたらす得ることについて、より一層の啓発等に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証的な政策立案に資するよう、引き続き、「男女間における暴力に関する調査」等の必要な調査を実施し、性犯罪・性暴力の被害実態の的確な把握に努める。 ・性暴力を許さない機運の醸成を図るとともに、周囲からの二次被害の防止を図るため、メディア等を通じた発信等を含め、各界・各層の幅広い協力を得て、より一層の啓発等に取り組む。 	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
378	⑩	医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・医学教育においては、学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に、性犯罪被害等に関する知識を含めた精神疾患・障害に関する教育内容を記載している。 ・また、看護学教育においても、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」に、ストレス関連障害への理解や心のケアが必要な人々への看護実践にかかる学士課程の学修目標を設けている。 ・なお、医学部や看護系学部等の関係者が集まる会議において、第5次男女共同参画基本計画に基づく医学・看護学教育における性犯罪被害等に関する知識を含めた精神疾患・障害に係る教育の充実に向けた更なる取組を要請している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国医学部長病院長会議等の大学関係者が集まる会議等において、第5次男女共同参画基本計画に基づく医学・看護学教育における性犯罪被害等に関する知識の普及に係る教育の充実について、各大学に対して学修目標を提示するとともに継続的に要請を行うことにより、各大学における取組の更なる充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学関係者が集まる会議等において、第5次男女共同参画基本計画に基づく医学・看護学教育における性犯罪被害等に関する知識を含めた精神疾患・障害に係る教育の更なる充実について、各大学に対して要請していくこととする。 ・なお、看護学教育モデル・コア・カリキュラムについては、令和6年度改訂に向けて現在検討会等を開催しその教育内容について審議中であるが、性犯罪被害等に関する教育も引き続き充実することとしている。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度要請回数：2回 ・令和6年度要請回数：4回（今後の見込みを含む）
379	⑩	医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において、産婦人科及び精神科を必修分野として位置づけている。 ・性犯罪被害等に関する項目を盛り込んだ保健師、看護師の国家試験出題基準を用いて国家試験を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害等に関する知識を普及するために、引き続き適切な研修を継続していく必要がある。 ・国家試験の性質上、具体的に示すことはできないが、引き続き保健師、看護師の国家試験出題基準に基づき、性犯罪被害等に関する出題をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、性犯罪被害等に関する知識を普及するために、適切な研修を継続していく。 ・引き続き、保健師助産師看護師国家試験出題基準に準じた国家試験を実施し、基本的な知識の普及に努める。 	-	-	-
380	⑪	被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に関する専門的知識・技能を習得させる「PTSD対策専門研修」を実施し、医療機関、精神保健福祉センター、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同研修においては、犯罪被害者等の心のケアに関する「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けており、令和5年度は399人（前年度：347人）が受講した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の心のケアに適切に対応できる専門家を養成するため、引き続き専門的な養成研修を行い、精神保健医療従事者等の資質の向上を図る。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
381	⑱	関係府省や都道府県警察において、13歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進める。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 警察では、16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から出所情報を受け、都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。 また、令和5年の刑法改正において性犯罪規定の見直しが行なわれたことに伴い、本制度における対象者となる被害者の年齢の引上げや新罪名への対応を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年6月より、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、各都道府県警察において出所者の所在確認を実施してきたところ、平成23年4月からは、所在確認に加え、必要に応じて対象者の同意を得た上で面談を行うなどしており、これらの者が、出所後に再び暴力的・性犯罪を犯すことを防止するとともに、子供対象の・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、法務省や地方自治体との連携の下、再犯防止措置対象者の更生、社会復帰の妨げとならないよう配慮しつつ、再犯防止に向けた取組を推進していく。 	-	-	-
382	⑱	関係府省や都道府県警察において、13歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進める。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁との合意に基づき、対象となる受刑者を収容する刑事施設等から警察庁に対して、釈放等に関する情報を提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設等から警察庁に対して、対象となる受刑者の釈放予定年月日、帰住予定地の情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、刑事施設等から警察庁への情報提供を、疎漏なく、適正に行うよう努める。 	-	-	平成17年6月1日から令和5年5月31日までの警察への通報人員：2,546名（令和5年版犯罪白書）※男女別の数値なし
383	⑲	刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している専門的プログラムの更なる拡充や新たな再犯防止対策について検討を行う。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ①性犯罪者処遇プログラムの充実強化に向けた検討会や効果検証を実施し、外部有識者からの提言や効果検証の結果等を踏まえ、収容中から出所後までの一貫性のある指導が可能となるよう同プログラムの内容を改訂し、刑事施設においては令和4年度から実施している。また、刑事施設及び保護観察所における指導担当者の合同の研修を実施するなど、効果的な指導の充実化を図った。 ②性犯罪再犯防止プログラムの充実強化に向けた検討会や効果検証を実施し、外部有識者からの提言や効果検証の結果等を踏まえて、同プログラムについて内容の見直しを行った。保護観察所においては、令和4年4月から改訂した同プログラムを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①左記プログラムを改訂したばかりであり、しばらくは実績を積む必要があることから、改訂したプログラムを着実に実施する必要がある。 ②左記プログラムについて、令和4年度に改訂したばかりであることから、しばらくはこの改訂したプログラムを着実に実施し、今後の効果検証等に向けて検証デザインを検討するとともに、必要なデータの蓄積を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①改訂したプログラムの効果検証に向けて検証デザインを検討するとともに、検証に必要なデータを蓄積する。 ①引き続き、改訂したプログラムを着実に実施するとともに、指導者育成に係る研修内容等を充実させる。 ②左記プログラムについて、令和4年度に改訂したプログラムの着実な実施を行うとともに、その不断の見直しを図り、更なる充実を図る。 	-	-	-
384	⑳	二次被害防止の観点から被害者支援、捜査、刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。	内閣府	(No.377参照)	(No.377参照)	(No.377参照)	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
385	㉔	二次被害防止の観点から被害者支援、捜査、刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度～6年度開催の全国会議等において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進のほか、迅速・確実な被害の届出の受理等を指示した。 ・「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁内捜一発第13号ほか）を都道府県警察宛てに発出し、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、適切な性犯罪捜査の推進、指導教養の充実・徹底等について指示した。 ・令和6年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で12,909人であり、うち女性警察官等の人数は8,321人である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国会議や性犯罪被害者に係る通達を通じて、被害者の心情に配慮した対応等について指示等しているところ、引き続き担当者の理解を深めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するとともに、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、性犯罪指定捜査員の実務能力の向上等を図る。 	—	性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数	—
386	㉔	二次被害防止の観点から被害者支援、捜査、刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・検察当局においては、刑事手続において、被害者の意思に反して、その個人情報が被疑者、被告人や傍聴人等の第三者に知られてしまうことのないよう、被害者特定事項の秘匿、証人尋問におけるビデオリンク方式や遮へい措置といった従来から存在する刑事訴訟法上の措置の活用に加え、令和5年5月に成立し、令和6年2月に施行された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）」により新設された犯罪被害者等の情報を保護するための諸規定も適切に活用し、被害者のプライバシー保護に努めるとともに、犯罪被害者等に対してよりきめ細かな配慮を行うため、地方検察庁に犯罪被害者等支援に携わる被害者支援員を配置し、各種相談に対応している。 ・法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、犯罪被害者等の保護・支援のための制度及び性犯罪に関する法改正等の情報を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の新法によるものも含めた被害者のプライバシー保護に関する諸制度について、適切に活用されている。 ・また、被害者支援員において、犯罪被害者の保護のために適切な対応がなされているとともに、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を活用することで、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護、支援のための制度について周知が適切になされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、刑事訴訟法上の諸制度を適切に活用して、被害者のプライバシー保護に努める。 ・また、被害者支援員において、犯罪被害者の保護に努めるとともに、犯罪被害者等向けパンフレットを活用したり、ウェブサイトに掲載したりするなどして、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための制度及び性犯罪に関する法改正等の情報を広く国民に周知する。 	—	—	—
387	㉔	性犯罪・性暴力の実態把握に努めるとともに、これを含め、性暴力等を許さない気運の更なる醸成に向けた予防啓発の拡充に努める。	内閣府	(No.377参照)	(No.377参照)	(No.377参照)	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進									
388	①	生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進している。 ・教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。 	—	—	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）
389	②	学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、二次被害の防止及び円滑な専門機関への相談のために、最初に性的虐待の被害を打ち明けられる可能性がある保護者、保育士、教師など子供に関わる大人に対して、初動対応に関する啓発を推進する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）」（令和5年8月4日付けこども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）において、「こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に係る情報やリスク判断の鍵となる重要な情報の認識が十分に共有された上で、こどもや家族の状況等を踏まえたアセスメントやそれに基づく適切な対応がとられる等の連携体制の構築が重要」であることを周知している。 ・また、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施。ポスター・リーフレット・啓発動画等により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告についての周知・啓発を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携や情報共有を強化してきたことが、関係機関の児童虐待防止に対する意識を高め、関係機関からの通告が増えているのではないかと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広報啓発及び関係機関との連携強化等に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際に、ためらわず通告がなされ児童相談所等と的確に連携されるように努める。 	—	—	児童相談所における虐待相談対応件数（福祉行政報告例）※男女別の数字はない。
390	②	学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、二次被害の防止及び円滑な専門機関への相談のために、最初に性的虐待の被害を打ち明けられる可能性がある保護者、保育士、教師など子供に関わる大人に対して、初動対応に関する啓発を推進する。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ①保護観察所においては、保護観察対象者の虐待を受けた経験等を適切に把握し、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組んでいる。 ②全国の法務局では、こどもに関する人権問題等について、フリーダイヤルの電話相談窓口「こどもの人権110番」のほか、メールやLINEでも相談を受け付けるとともに、令和6年9月からは、GIGAスクール構想による1人1台端末からチャット形式での人権相談が可能となる取組の運用を開始した。また、全国の小・中学校等の児童・生徒に対して「こどもの人権SOSミニレター」（相談用の便箋兼封筒）を配布している。 また、人権相談を通じて性的虐待の疑いがある事案を認知した場合には、児童相談所等と連携して適切に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①保護観察所における、被虐待経験のある保護観察対象者に対する指導や支援は、適切に行われている。 ②引き続き、こどもが相談しやすい環境の整備を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①今後も、保護観察対象者の被虐待経験を踏まえた適切な指導や支援に努める。 ②引き続き、こどもが相談しやすい環境の整備を進めていく。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ②「こどもの人権110番」相談件数 令和5年 19,251件 (男女別なし) ②「こどもの人権SOSミニレター」相談件数 令和5年度 7,511件 (男女別なし) ②要保護児童対策地域協議会への加入数 令和6年7月末現在 1,593か所

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
391	②	学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、二次被害の防止及び円滑な専門機関への相談のために、最初に性的虐待の被害を打ち明けられる可能性がある保護者、保育士、教師など子供に関わる大人に対して、初動対応に関する啓発を推進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市等生徒指導担当者を対象とした会議において、性的虐待への対応方法を含む「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」について周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の周知を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の周知を図る。 	-	-	児童相談所における児童虐待相談対応件数（令和4年度）出典：こども家庭庁調べ
392	③	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取（代表者聴取）、加害者の検挙と適切な処罰等に向けた必要な施策を実施する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・警察では、虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して、確実に児童虐待防止法に基づく通告を実施し、一時保護等の対応をとるよう求めているほか、児童虐待が疑われる事案については、通告に至らない場合であっても、児童相談所に対して、児童の身体状況や保護者の対応等を客観的かつ具体的に情報提供することとしている。 ・児童相談所への通告と並行して、事案に応じて厳正な捜査を行い、事件化する場合には、必要な捜査をできる限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図っている。 ・児童虐待が疑われる事案では、関係機関との緊密な連携の下、これらの代表者が被害児童からの聴取を行うなど、被害児童の負担軽減及びその供述の信用性の担保に配慮して対応しているほか、児童に対するカウンセリング等の支援を実施している。 ・令和3年度～6年度開催の全国会議等において、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進のほか、迅速・確実な被害の届出の受理等を指示した。 ・「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁丙捜一発第13号ほか）を都道府県警察宛てに発出し、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、適切な性犯罪捜査の推進、指導教養の充実・徹底等について指示した。 ・検察庁、警察、児童相談所等においては、被害児童の負担軽減及び被害児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化し、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待については、通告児童数及び児童虐待事件の検挙件数が増加傾向にあるが、これは、児童虐待に関する広報啓発の浸透や国民意識の高まり、関係機関との連携強化により、警察への通報や情報提供が積極的になされたことや、人身安全関連事案として児童の安全確保を最優先とする観点から、事件化すべき事案について厳正な捜査を行った結果と考えられ、引き続き取組を継続する必要がある。 ・全国会議や性犯罪被害者に係る通達を通じて、被害者の心情に配慮した対応等について指示等しているところ、引き続き担当者の理解を深めていく必要がある。 ・代表者聴取の取組について適切に実施していると認識しているところ、児童への虐待や性暴力被害は年々増加しており、代表者聴取の実施件数も増加傾向にあることから、継続して実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察においては、引き続き、児童相談所等の関係機関と連携しながら、事案の危険性を踏まえ、児童の安全確保、保護を行うとともに、事件化すべき事案については、厳正な捜査を行っていく。 ・引き続き、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するとともに、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、性犯罪指定捜査員の実務能力の向上等を図る。 ・被害児童に配慮した聴取方法を身につけるための訓練ツールを開発中であることから、同ツールの運用を通じて、当該聴取方法の更なる普及・浸透を図り、代表者聴取の取組を継続して実施していくとともに、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取技法の一層の高度化を目指す。 	-	性的虐待事件の検挙件数	【児童を被害者等とする事案における警察・検察・児童相談所等による代表者聴取の実施件数】 （暫定値） 令和2年度2,125件 令和3年度2,429件 令和4年度2,722件

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
393	③	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取（代表者聴取）、加害者の検挙と適切な処罰等に向けた必要な施策を実施する。	こども家庭庁	<p>通告義務の周知徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施。ポスター・リーフレット・啓発動画等により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告についての周知・啓発を行っている。 ・被害者の保護、代表者聴取等の必要な施策の実施についてはNo.350, 366参照 	<p>通告義務の周知徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における虐待相談対応件数が増加していることは、通告義務の周知に関する取り組みが一因と考えている。 ・被害者の保護、代表者聴取等の必要な施策の実施についてはNo.350, 366参照 	<p>通告義務の周知徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き広報啓発に努めていく。 ・被害者の保護、代表者聴取等の必要な施策の実施についてはNo.350, 366参照 	<p>通告義務の周知徹底について</p> <p>—</p>	<p>通告義務の周知徹底について</p> <p>—</p>	<p>通告義務の周知徹底について</p> <p>児童相談所における虐待相談対応件数（福祉行政報告例）※男女別の数字はない。</p> <p>被害者の保護、代表者聴取等の必要な施策の実施についてはNo.350, 366参照</p>
394	③	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取（代表者聴取）、加害者の検挙と適切な処罰等に向けた必要な施策を実施する。	法務省	<p>①検察当局においては、聴取に先立って警察や児童相談所と協議を行って当該児童に接するに当たって配慮が必要な事項等について情報収集をするなどした上、犯罪被害に遭った児童からの聴取方法等について専門的な研修を受けた検察官が、可能な限り少ない回数で実施するなど、被害児童の心情に配慮した聴取を行うことに努めている。</p> <p>また、事案に応じ、法と証拠に基づき、加害者の厳正かつ適切な対処に努めている。</p> <p>②保護観察所においては、児童虐待を受けたと思われる保護観察対象者について、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組んでいる。</p> <p>③児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務規定を含む人権に関する法令等については、法務局に対して発出する各種通知文書等や、法務局職員等を対象に実施する研修等を通じて、適切に周知している。</p> <p>また、人権相談を通じて性的虐待の疑いがある事案を認知した場合には、児童相談所等と連携して適切に対応している。</p>	<p>①関係機関と連携し、被害児童の特性や心情等について十分に情報収集を行うことで、被害児童に配慮した聴取を実施できている。</p> <p>また、事案に応じ、法と証拠に基づき、加害者の厳正かつ適切な対処がなされている。</p> <p>②保護観察所における、児童虐待を受けたと思われる保護観察対象者に対する指導・支援は、適切に行われている。</p> <p>③引き続き、関連法令等について周知徹底を図るとともに、性的虐待事案に適切に対応していく必要がある。</p>	<p>①被害児童に配慮した聴取の実施や加害者の厳正な対処の実現のため、引き続き、関係機関との連携を強化する。</p> <p>②今後も、児童虐待を受けたと思われる保護観察対象者の適切な指導や支援に努める。</p> <p>③引き続き、関連法令等について周知徹底を図るとともに、性的虐待事案に適切に対応していく。</p>	—	—	<p>③「こどもの人権110番」相談件数 令和5年 19,251件 (男女別なし)</p> <p>③「こどもの人権SOSモニター」相談件数 令和5年度 7,511件 (男女別なし)</p> <p>③要保護児童対策地域協議会への加入数 令和6年7月末現在 1,593か所</p>
395	③	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取（代表者聴取）、加害者の検挙と適切な処罰等に向けた必要な施策を実施する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市等生徒指導担当者を対象とした会議において、市町村、児童相談所等への通告を含む学校等における児童虐待への対応について周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き学校等における児童虐待への対応について周知を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き学校等における児童虐待への対応について周知を図る。 	—	—	<p>児童相談所における児童虐待相談対応件数（令和4年度）出典：こども家庭庁調べ</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
396	④	若年女性を対象に、婦人相談所等の公的機関と民間支援団体とが密接に連携し、夜間の見回り・声かけ、インターネット上での相談などのアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援を行う。	厚生労働省	・様々な困難な問題を抱えた若年女性等について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の提供、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施し、若年女性等の自立を推進する「若年被害女性等支援事業」を実施している。	・若年被害女性等支援事業について、令和5年度は5自治体で実施しており、取組は着実に進んでいる。	・若年被害女性等支援事業を含め、引き続き必要な支援を実施していく。	-	-	困難な問題を抱える女性支援推進等事業（若年被害女性等支援事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数
397	⑤	児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう取組を進める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。	内閣府	(No.370参照)	(No.370参照)	(No.370参照)	-	-	-
398	⑤	児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう取組を進める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。	警察庁	・児童の心理・特性に関する専門的知識・知見を有する少年補導職員に対して、被害児童の心情等に配慮した聴取技法の習得を目的とした専科教養を実施している。	・毎年全国の少年補導職員30名に対して教養を実施しており、専門的知識を備えた人材の育成に寄与している。	・より多くの人材育成に向けて、今後も専科教養を継続的に実施する。	-	-	-
399	⑤	児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう取組を進める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。	こども家庭庁	・専門的ケアや支援の実施についてはNo.350参照 ・研修等についてはNo.327参照	・専門的ケアや支援の実施についてはNo.357参照 ・研修等についてはNo.327参照	・専門的ケアや支援の実施についてはNo.357参照 ・研修等についてはNo.327参照	専門的ケアや支援の実施についてはNo.357参照 研修等についてはNo.327参照	専門的ケアや支援の実施についてはNo.357参照 研修等についてはNo.327参照	専門的ケアや支援の実施についてはNo.357参照 研修等についてはNo.327参照
400	⑤	児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう取組を進める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。	法務省	・No.328①参照 ・日本司法支援センター（法テラス）では、「犯罪被害者支援ダイヤル」（No.319①参照）について犯罪被害を受けた子どもに対しての制度周知のため、子ども向けポスター、ポケットカードを全国の小中学校及び公立図書館へ配布する取組を実施している。そのほか、Youtubeで制度周知用アニメーション動画を配信している。	・No.328①参照	・No.328①参照 ・引き続き、子どもに対しても被害の相談をしやすくなるような制度周知を行う	-	-	No.328①参照

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
401	⑤	児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう取組を進める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。	文部科学省	・学校において、教育相談を担当するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの研修に係る経費を補助した。 ・教員養成においては、「教職課程コアカリキュラム」の中において、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）」の事項が必修となっており、地域の医療・福祉・心理等の専門機関の連携の意義や必要性を理解した教員を養成している。	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの研修に係る経費を補助することにより、研修機会の確保につながった。 ・引き続き、カウンセリングに関する基礎的知識を持った教員養成を推進し、初等中等段階に関連する施策を周知する必要がある。	・引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの研修に係る経費を補助する。 ・引き続き、カウンセリングに関する基礎的知識を持った教員養成を推進し、初等中等段階に関連する施策を周知する。	-	-	支援自治体数（R5年度） 108自治体 （出典）文部科学省調べ
402	⑥	被害児童の負担を軽減しつつ、適正な診断・治療等ができるよう、学術団体を含め、産婦人科医、小児科医等に対する研修を促進する。	内閣府	(No.370参照)	(No.370参照)	(No.370参照)	-	-	-
403	⑥	被害児童の負担を軽減しつつ、適正な診断・治療等ができるよう、学術団体を含め、産婦人科医、小児科医等に対する研修を促進する。	こども家庭庁	・こどもの心の診療ネットワーク事業において、様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための補助事業を実施している。	・こどもの心の診療ネットワーク事業において、様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図った。	・引き続き、こどもの心の診療ネットワーク事業を通じ、様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る。	-	-	-
404	⑦	被害児童の学習や通学など社会生活が妨げられないよう、学校に教職員が相談に乗ったり、関係機関と連携するなどの、適切な措置を講ずる。	文部科学省	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助すること等により、学校における教育相談体制を充実させた。	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談体制を充実させる必要がある。	・引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実させる。	-	-	<SCによる対応実績のある学校数（R5年度）> ・小中学校：26,566校 ・高等学校：2,720校 <SSWによる対応実績のある学校数（R5年度）> ・小中学校：18,734校 ・高等学校：1,701校 （出典）文部科学省調べ

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
405	⑧	通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 「登下校防犯プラン」等に基づき、子供が安心して登下校をすることなどができるよう、教育委員会・学校、自治体、保護者、見守りに関わる地域住民等と連携し、通学路や登下校時の集合場所等の点検を実施するとともに、こうした場所への重点的な警戒・パトロールを実施している。また、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずることに加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことによって、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察では、平成21年4月から、すべての都道府県警察に先制・予防的活動を専門的かつ継続的に行うための「子供女性安全対策班（JWAT）」を設置し、必要な体制を確保しつつ、子供と女性を性犯罪等の犯罪から守るための取組が強力に推進されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「子供女性安全対策班」の必要な体制の確保等に努めつつ、先制・予防的活動を推進するとともに、関係機関・団体及び地域住民等と連携して、通学路等における子供の安全確保のための対策を推進する。 	-	-	-
406	⑨	児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分を徹底する。また、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた教員について、懲戒免職処分歴等の情報の検索可能な期間を現在の直近3年間から直近40年間に延長することとした「官報情報検索ツール」の更なる活用を促すとともに、教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年6月に改正された児童福祉法に基づき、わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化を行った。（令和5年4月1日施行）また、児童生徒等に対してわいせつ行為を行ったことにより保育士登録を取り消した者（特定登録取消者）の情報が記録されたデータベースについて、令和6年4月1日から運用を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正の趣旨について自治体、事業所での認識が十分とは言えないため、引き続き周知・啓発を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正の趣旨について周知・啓発を行っていくとともに、制度の適切な運用を継続する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 保育士特定登録取消者管理システムに係る現在のデータ登録状況（令和6年4月1日現在） ・保育士特定登録取消者件数97件 ・保育士特定登録取消者管理システム利用者登録件数26,142件
407	⑨	児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分を徹底する。また、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた教員について、懲戒免職処分歴等の情報の検索可能な期間を現在の直近3年間から直近40年間に延長することとした「官報情報検索ツール」の更なる活用を促すとともに、教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（教員性暴力等防止法）が成立し、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関して総合的に施策を実施することが求められている。具体的な措置内容として、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反とすること、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等の厳格な実施、教育職員等の任命又は雇用時における特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことが原因で教員免許状が失効又は取上げになった者）に関するデータベース活用の義務付け、特定免許状失効者等に免許状を再授与する際の裁量的拒絶権等が規定された。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員性暴力等防止法を踏まえ、国においては、 ・現職の教育職員等や大学の教職課程を履修する学生向けの理解啓発動画の作成 ・教育職員向けの研修動画の作成 ・先進的に取り組む教育委員会等のノウハウや専門的知見をまとめた取組事例集の作成 ・特定免許状失効者等に関するデータベースの構築 ・特定免許状失効者等に関するデータベースと並行して官報情報検索ツールを活用することの重要性の周知 などを行った。 これらを踏まえ、各学校設置者や教師の採用権者等において、児童生徒性暴力等の防止等に関する取組が行われているものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向け、引き続き、児童生徒性暴力等の防止等に関する取組を推進する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
408	⑩	教育・保育施設等や子供が活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等）において、子供に対するわいせつ行為が行われないう、法令等に基づく現行の枠組との関係を整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。	警察庁	・子ども家庭庁が開催する「子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」にオブザーバー参加し、子供に対するわいせつ行為を防止するための方策に関する検討に協力している。	-	・令和6年6月19日に「学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律」が成立したところであり、引き続き同法の施行に向けた制度検討に協力する。	-	-	-
409	⑩	教育・保育施設等や子供が活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等）において、子供に対するわいせつ行為が行われないう、法令等に基づく現行の枠組との関係を整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。	子ども家庭庁	・令和6年6月19日、第213回国会（通常国会）において、子ども性暴力防止法（正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」。）が成立した。 ・子ども性暴力防止法においては、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどしており、この中で犯罪事実確認についても行うこととした。	-	【検討課題】 ・対象事業・職種等の範囲の詳細 ・事業者の安全確保措置、情報管理措置の在り方 ・認定や犯罪事実確認の具体的な仕組み等があげられる。 【今後の方向性】 ・今後、公布の日から起算して2年6月（令和8年12月26日）までの間に、上記の検討課題の検討を行い、下位法令、ガイドライン等を定めるとともに、必要なシステムの構築、執行体制の確保等を行い、一定の周知・準備期間を経て、施行することになる。	-	-	-
410	⑩	教育・保育施設等や子供が活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等）において、子供に対するわいせつ行為が行われないう、法令等に基づく現行の枠組との関係を整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。	法務省	・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、法務大臣は、子ども家庭庁からの通知の求めに応じて、申請従事者の一定の性犯罪に係る所定の事項を子ども家庭庁に通知することとされているところ、同通知制度の施行に向けて、関係府省と調整を進めている。	・左記調整は適切に行われており、取組結果は、第5次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。	・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の円滑な施行に向けて、子ども家庭庁と協議の上、具体的な運用の在り方について検討するなど、引き続き準備を進めていきたい。	-	-	-
411	⑩	教育・保育施設等や子供が活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等）において、子供に対するわいせつ行為が行われないう、法令等に基づく現行の枠組との関係を整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。	文部科学省	・子ども家庭庁を中心に、文部科学省をはじめとする関係府省の協力の下、令和6年6月19日、学校設置者等や民間教育保育等事業者が、教員等としてその業務を行わせるものについて、性犯罪歴前科の有無の確認等を行う仕組み等を含む「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（子ども性暴力防止法）」が成立した。	・今後、制度の円滑な施行（※）に向けて、関係府省が連携し、犯罪事実確認の具体的な仕組みや安全確保措置の内容等について検討を進める必要がある。 ※公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日	・今後、制度の円滑な施行（※）に向けて、関係府省が連携し、犯罪事実確認の具体的な仕組みや安全確保措置の内容等について検討を進める必要がある。 ※公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
412	⑩	教育・保育施設等や子供が活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等）において、子供に対するわいせつ行為が行われないよう、法令等に基づく現行の枠組との関係を整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。	経済産業省	・令和6年6月19日、第213回国会（通常国会）において、経済産業省をはじめとする関係府省の協力の下、こども家庭庁が提出した、学校設置者等や民間教育保育等事業者が、教員等としてその業務を行わせるものについて、性犯罪歴前科の有無の確認等を行う仕組み等を含む「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」が成立した。	-	・今後、制度の円滑な施行（※）に向けて、関係府省が連携し、犯罪事実確認の具体的な仕組みや、対象事業・職種等の範囲の詳細、安全確保措置の内容等について検討を進める必要がある。 ※公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日	-	-	-
413	⑪	子供の性被害防止プランに基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進する。	内閣府	・子供の性被害防止プランに基づき、同プランに記載された児童の性的搾取等への対策として、関係省庁と連携して、以下をはじめとする各種の取組を行った。 ・性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターについて、周知に取り組んだ。 ・令和3年度より、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、各省庁や地方公共団体等と連携し、ポスターや動画の作成、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を展開している。 ・令和3年度には被害者向け・需要者向けにそれぞれ啓発動画を作成し、パパ活や援助交際が人身取引（性的サービスや労働の強要等）につながる事等について周知・啓発を行った。	・子供の性被害防止プランに基づき、関係省庁と連携して、同プランに記載された児童の性的搾取等への対策に取り組んだ。（なお、同プランに基づく取組の状況については、毎年度、こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議において取りまとめられている。）	・子供の性被害防止プランに基づき、引き続き、関係省庁と連携して、同プランに記載された児童の性的搾取等への対策に取り組む。	-	-	児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（子供の性被害防止プラン） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/692e51e2-9048-439e-a986-1d5e8f9587bf/4cdde107/20240829_policies_child-safety_efforts_masterplan_02.pdf
414	⑫	子供の性被害防止プランに基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進する。	警察庁	・児童買春・児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯は子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスターについて、日本語版と英語版を警察庁ウェブサイトに掲載している。 ・警察庁ウェブサイトの子供の性被害対策コーナーに、児童ポルノ等事犯の検挙被害状況、被害防止対策等について掲載している。 ・警察では、児童買春、児童ポルノ禁止法、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等、児童の性的搾取等事犯に対する取締りを推進するとともに、都道府県警察の積極的な合・共同捜査による、低年齢児童を狙った児童ポルノ愛好者グループによる事犯や児童ポルノ販売事犯等の悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りを強化している。 ・警察では、一般ホテルや旅館、ラブホテル等子供の性被害の発生が多い施設に、全国的な児童の性的搾取等事犯の発生状況や、実例に則した犯行手口に関する情報等に基づく注意喚起・指導等を実施している。	・小児性愛者グループの被疑者多数の検挙や改正刑法を適用した被疑者の検挙等の成果が上がったほか、SNSに起因する事犯や、ラブホテル等を犯行現場とする事犯の被害児童が減少していることなどから、効果的な対策が推進されたといえる。	・情勢を踏まえた児童の性的搾取等事犯の取締りの強化、メディアリテラシー向上を目的とした広報・啓発活動、SNSやホテルといった犯罪の温床となるおそれのある環境・場所への対策について一層の強化を図る。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
415	⑩	子供の性被害防止プランに基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁発足に伴い、警察庁から同プランの総合調整が移管されたことから、プランの取りまとめ等を実施した。 こども家庭庁としては、 ・各省庁と協力し、令和5年6～7月にかけて合同会議を計4回開催し、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を策定し、さらに、10月の合同会議で加速化を図った。 ・「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」のパスファインディング国として、子どもに対する暴力撲滅円卓会議ワーキンググループを実施した。 ・青少年保護者向け普及啓発リーフレットを作成・公開した。 ・令和6年4月1日から保育士登録を取り消した者の情報が記録されたデータベースの運用を開始した。 ・令和6年6月にこども性暴力防止法が成立したところ、令和8年12月までの施行に向けガイドライン等の具体化を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組状況の取りまとめの過程において、民間団体と関係府省を構成員とする協議会を開催し、取組の成果を共有したところ、民間団体からも好意的な意見をいただくなど、一定の評価ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、同プランに示した各施策について引き続き推進していくものの、令和9年には、同プランの見直しを迎えることから、国内外の情勢等を把握した課題の洗い出し等が必要となる。 	-	-	-
416	⑪	子供の性被害防止プランに基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進する。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。 *実施件数：令和5年度 2,166件、令和4年度2,226件、令和3年度2,559件 *実施主体：一般社団法人マルチメディア振興センター ・インターネットに係る実際に起きたトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年作成し、普及啓発を実施。 ・インターネット上の違法・有害情報への対応に関する一般のインターネット利用者等からの相談に対応する、違法・有害情報相談センターの運営を支援。 ※作業件数：令和5年度 6,463件、令和4年度 5,745件、令和3年度 6,329件 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに流れる様々な情報を収集し真偽を判断する能力、適切に発信する能力、こども自ら判断してトラブル等を回避できる能力を身に付けるなど、子どもたちのインターネットの安全な利用に寄与。 ・インターネット上の違法・有害情報に関して寄せられた相談に対して、相談内容に応じて適切に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係者と連携しながら、e-ネットキャラバンに係る取組を実施する必要がある。 ・トラブル事例集については、保護者や教職員等に対する提供を継続し、引き続き関係者と連携して普及啓発を図る。 ・引き続き違法・有害情報相談センターの適切な運用を支援する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
417	⑩	子供の性被害防止プランに基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進する。	法務省	<p>①No.400参照</p> <p>②検察当局においては、令和4年5月に策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」を踏まえ、事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、法と証拠に基づき、厳正かつ適切な対処に努めている。</p> <p>③刑事施設において、不同意わいせつ、不同意性交等その他これらに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足がある受刑者（児童に対する性犯罪を行った者を含む。）に対して、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導を実施した。</p> <p>④少年鑑別所は、法務少年支援センターとして、一般の方々などからの依頼に応じ、地域の関係機関と連携を図りつつ、心理相談などの地域社会の非行・犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行っており、例えば、他者への暴力や性的問題行動が認められる子どもに対する心理教育や養育不安のある保護者への支援等を行っています。</p> <p>⑤保護観察所においては、子どもへの性加害をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、子どもの身边につきまわらないこと等を特別遵守事項として定めるなど、適切な指導を行っている。また、当該特別遵守事項に違反した事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、適切な措置を実施している。また、小児に対する性加害を行った対象者についても、令和4年度に改訂した性犯罪再犯防止プログラムを確実に実施している。</p> <p>⑥全国の法務局では、性被害等を含む子どもの人権問題について相談に応じており、若年層の利用が多いLINE等も活用した相談体制の整備を進めるとともに、相談窓口について、法務省のウェブサイトに掲載するほか、啓発冊子やリーフレットに記載して一般に配布する等の周知の取組を実施している。また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、警察、児童相談所等の関係機関と連携して被害児童の保護を図る等、事案に応じた適切な措置を講じている。</p> <p>⑦法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項に掲げ、啓発冊子の配布、啓発動画の配信、人権教室の実施等の各種人権啓発活動に取り組んでいる。</p>	<p>①No.400参照</p> <p>②児童買春・児童ポルノ関連事犯に対し、事案に応じ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律等を積極的に適用し、法と証拠に基づき、厳正かつ適切な対処がなされている。</p> <p>③同指導による再犯防止効果の検証結果や外部有識者の提言を踏まえて、令和4年度にプログラムを改訂した。</p> <p>④各庁における相談受付件数は増加傾向にあり、取組について一定の評価はできるものの、地域における非行・犯罪の防止に係る対策の推進に向け、個人や学校等関係機関に対する広報等を拡充して利用を促すなど、取組の一層の強化を図ることが必要である。</p> <p>⑤保護観察所における子どもへの性加害をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する指導は、適切に行われている。</p> <p>⑥引き続き、子どもが利用しやすい相談体制の整備及び相談窓口の周知の取組と併せて、人権相談等に適切に対応していく必要がある。</p> <p>⑦引き続き、各種人権啓発活動に取り組む必要がある。</p>	<p>①No.400参照</p> <p>②引き続き、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」を踏まえ、事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、法と証拠に基づき、厳正かつ適切な対処に努める。</p> <p>③引き続き、改訂したプログラムを着実に実施する。</p> <p>④引き続き、地域の関係機関と連携を図るとともに、地域社会の非行・犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う。</p> <p>⑤今後も、子どもへの性加害をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、適切な指導に努める。</p> <p>⑥引き続き、子どもが利用しやすい相談体制の整備及び相談窓口の周知の取組と併せて、人権相談等に適切に対応していく。</p> <p>⑦引き続き、各種人権啓発活動に取り組んで行く。</p>	-	-	<p>①No.400参照</p> <p>③非行及び犯罪の防止に関する援助実施人員（男女別なし）</p> <p>⑤「子どもの人権110番」相談件数 令和5年 19,251件 （男女別なし）</p> <p>⑤「子どもの人権SOSミニター」相談件数 令和5年度 7,511件 （男女別なし）</p> <p>⑤要保護児童対策地域協議会への加入数 令和6年7月末現在 1,593か所</p> <p>⑤啓発動画の再生回数（累計） 令和6年3月31日現在 3,039,979回(※)</p> <p>※『「誰か」のことじゃない。いじめ編』と『「誰か」のことじゃない。児童虐待編』の再生回数の合算</p>
418	⑩	子供の性被害防止プランに基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進する。	文部科学省	<p>・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進している。</p> <p>・教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきた。</p>	<p>・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。</p>	<p>・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。</p>	-	-	<p>犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
419	⑩	子供の性被害防止プランに基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進する。	厚生労働省	<p>同プランに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の福祉事務所等にハローワークの相談窓口を設置するなど、地方自治体とのチーム支援による就職支援 ・マザーズハローワーク等において、子育て中の女性等を対象に、多様な求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援 ・特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）およびトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用促進 ・就労を希望する新規学卒者等の若者に対し、新卒応援ハローワーク等において就職支援 ・「自立相談支援事業」や「子どもの学習・生活支援事業」等により、生活習慣・育成環境の改善に関する助言を行っている。 ・女性相談支援センター一時保護所等に同伴児童対応支援員を配置し、同伴児童に対する支援体制の充実等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者等就労自立促進事業において、ハローワークと地方自治体の連携の下、両機関の支援チームによる就労支援を着実に実施したことにより、児童扶養手当受給者の就職率は増加していることから、一定の成果はあるものと考えている。 ・マザーズハローワーク等において、子育て中の女性等の多様なニーズに応じたきめ細かな就職支援を推進することにより、53,636人の就職を実現した（令和5年度）。 ・特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）およびトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用の促進に取り組んでおり、ひとり親に対し、必要な支援がなされていると考える。 ・新規学卒者等について、2023年度における就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数は約15.8万人（目標15.8万人）となっている。 ・自立相談支援事業の令和4年度の新規相談件数は353,059件、子どもの学習・生活支援事業の令和4年度の支援者数は21,500人となっており、取組は着実に進んでいる。 ・「同伴児童対応支援員雇上費加算」について、令和4年度は21都道府県において実施しており、取組は着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、同プランに基づき各施策を着実に実施する。 	—	マザーズハローワーク事業の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者等就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職率 令和4年度：72.5% 令和5年度：74.5%
420	⑪	子供の性被害防止プランに基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、関連事業者や関連業界団体あてに協力依頼を行い、フィルタリングやペアレンタルコントロール等についての情報を各所で発信している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、性被害の撲滅に向けて取組を進めていく。 	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
421	⑫	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層を対象とした性暴力被害に関し、実態把握や取締等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度「若年層の性暴力被害予防月間」に向けて、SNS、トレインチャンネル等を活用し、AV出演強要を始めとする成年年齢の引下げに係る若年層の性暴力被害予防について、集中的に広報・啓発を行った。 ・令和4年6月に成立したAV出演被害防止・救済法について、その趣旨や出演契約の特則等の周知を進めるとともに、相談窓口である性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発に努めている。また、法施行後における被害等の状況等の把握に努め、令和6年1月及び4月、関係府省との会議において報告・共有した。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、AV出演被害者に対しワンストップ支援センターが行う法的支援を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・AV出演被害防止・救済法の周知及び若年層の性暴力被害予防について、SNS等を活用した広報啓発等を実施するとともに、ワンストップ支援センターにおける相談支援の充実が図られている。ワンストップ支援センターにおいては、同法施行後、出演被害に係る相談を受け、必要な支援が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターにおける相談支援体制について、引き続き、充実を図るとともに、SNS等を活用した広報啓発等を通じ、被害の防止に努める。 	-	-	https://www.gender.go.jp/kaigi/sonota/pdf/avjk_sidai05-01.pdf
422	⑬	毎年4月を「若年層に対する性暴力被害防止月間（仮）」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開する。	内閣府	(No.377参照)	(No.377参照)	(No.377参照)	-	-	-
423	⑭	子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学習、積極的な広報啓発を実施する。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図る。	内閣府	(No.312参照)	(No.312参照)	(No.312参照)	-	-	-
424	⑮	子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学習、積極的な広報啓発を実施する。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図る。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・児童買春・児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯は子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスターについて、日本語版と英語版を警察庁ウェブサイトに掲載している。 ・警察庁ウェブサイトの子供の性被害対策コーナーに、児童ポルノ等事犯の検挙被害状況、被害防止対策等について掲載している。 ・インターネットの利用に起因する児童の犯罪被害防止を図るため、都道府県警察において非行防止教室、保護者説明会等における啓発活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報啓発活動を実施した結果、SNSに起因する事犯の被害児童や、ラブホテル等を犯行現場とする事犯の被害児童が減少するなど、メディアリテラシー向上について効果的な対策が推進されたといえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代とともに変遷する犯罪の形態に鑑み、メディアリテラシー向上を目的とした広報・啓発活動について、情勢を踏まえてブラッシュアップさせるなど内容の一層の充実を図る。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
425	⑭	子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学習、積極的な広報啓発を実施する。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図る。	こども家庭庁	<p>・こども家庭庁（令和5年4月、内閣府より青少年のインターネット環境整備に係る事務が移管）では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定。）に基づき、こどもがインターネットを上手に、安全に使うスキルを習得するため、青少年の保護者向けのリーフレットを作成し、都道府県等の関係機関に配布するとともに、こども家庭庁ホームページに掲載するなど、こども及び保護者のメディア・リテラシーの向上に努めた。</p> <p>・また、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、関係府省、地方公共団体、関係団体等の協力を得て、青少年の非行・被害防止のための国民運動を展開した。</p>	<p>・公表したリーフレットについては、各施設等での活用について問い合わせを受けるなど、周知については、一定の評価。</p> <p>・月間の取組については、取組状況をHPに掲載している。</p>	<p>・作成したリーフレット等の効果的な広報啓発の実施</p> <p>・月間における情勢を踏まえた重点等の設定</p>	—	—	—
426	⑭	子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学習、積極的な広報啓発を実施する。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図る。	総務省	<p>・子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。</p> <p>*実施件数：令和5年度 2,166件、令和4年度2,226件、令和3年度2,559件</p> <p>*実施主体：一般社団法人マルチメディア振興センター（No.416再掲）</p> <p>・インターネットに係る実際に起きたトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年作成し、普及啓発を実施。（No.416再掲）</p>	<p>・インターネットに流れる様々な情報を収集し真偽を判断する能力、適切に発信する能力、こども自ら判断してトラブル等を回避できる能力を身に付けるなど、子どもたちのインターネットの安全な利用に寄与。</p>	<p>・引き続き、関係者と連携しながら、e-ネットキャラバンに係る取組を実施する必要がある。</p> <p>・トラブル事例集については、保護者や教職員等に対する提供を継続し、引き続き関係者と連携して普及啓発を図る。</p>	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
427	⑭	子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学習、積極的な広報啓発を実施する。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、その中でSNSの被害についても取り上げている。 教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきた。 ・情報モラル教育推進事業において、児童生徒向けのSNS等を使用する際のルールやマナーに関する動画を公開。 （主な実績） ・令和5年度作成動画 4本	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。 ・授業でも活用することができる動画となっております。学校教育で活用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。 ・情報モラルに関する動画コンテンツの活用を通じて啓発に取り組む。 	-	-	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）
428	⑭	子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学習、積極的な広報啓発を実施する。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図る。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、関連事業者や関連業界団体あてに協力依頼を行い、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能等についての情報を各所で発信している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、性被害の撲滅に向けて取組を進めていく。 	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進									
429	①	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則第8条に基づき、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる配偶者からの暴力被害者の範囲の拡大、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、検討を行い、所要の措置を講ずる。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会及び同専門調査会の下に設置された配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループにおける検討等を踏まえて、保護命令制度の拡充等の所要の措置を講じるため、令和5年2月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案を第211回国会に提出した。 ・改正配偶者暴力防止法が成立したことを受け、その円滑な施行を図るため、基本方針の整備、パンフレットの作成・配布、Q&Aの公表等により、改正後の保護命令制度に係る考え方を公表・周知するとともに、保護命令の申立て支援の充実に向けた取組や社会全体への周知・広報を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正配偶者暴力防止法が、令和6年4月より施行され、保護命令制度の拡充等の措置が講じられた。本改正の趣旨を踏まえ、関係府省が連携してその円滑な運用に努め、配偶者等からの暴力の被害者の保護及び支援を強化していくことが重要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正配偶者暴力防止法の施行等の状況を的確に把握しつつ、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び支援、相談体制の整備及び周知等をより一層強化していく。 	-	-	-
430	①	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則第8条に基づき、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる配偶者からの暴力被害者の範囲の拡大、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、検討を行い、所要の措置を講ずる。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・保護命令制度の拡充等を内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、警察庁では、引き続き適切に被害者保護が図られるよう、制度運用上の留意事項について、都道府県警察へ周知等を徹底している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の適正な運用がなされるよう、引き続き都道府県警察への周知等を徹底する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の適正な運用がなされるよう、引き続き各都道府県警察への周知や指導研修等を実施する。 	-	-	-
431	①	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則第8条に基づき、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる配偶者からの暴力被害者の範囲の拡大、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、検討を行い、所要の措置を講ずる。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所においては、配偶者に暴力を行う等した仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、被害者等への接触禁止を特別遵守事項として定める等し、適切な指導を行っている。また、当該特別遵守事項に違反した事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、適切な措置を実施している。 ・また、配偶者に対する暴力の加害者である保護観察対象者については、「家庭内暴力」の類型を付し、処遇指針である「類型別ガイドライン」に則ったアセスメントや処遇計画の作成、実施を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所における、配偶者に暴力を行う等した仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する指導は、適切に行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、配偶者に暴力を行う等した仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、適切な指導に努める。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
432	②	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置や自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な行政主体である市町村において、地域の実情に応じて、配偶者暴力相談支援センターの設置等の一層の取組が行われるよう、その設置及び運営上での課題や対応等に係る情報提供（令和6年7月事務連絡）等を行っている。また、配偶者暴力相談支援センターの運営に要する経費については、特別交付税措置が講じられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置数は119か所（2019年4月）から145か所（2024年4月）に増加した。成果目標を2025年までに150か所としており、設置の促進に係る取組を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において、その実情等に応じて、配偶者等からの暴力の防止や被害者の保護に必要な取組が行われるよう、引き続き、必要な支援を行うことにより、市町村を主体とする取組を促進する。 	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数	—
433	③	被害の防止、被害者のニーズに沿った保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化するため、令和4年1月、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を議長とし、関係省庁の局長級を構成員とするDV対策抜本強化局長級会議を設置した。 ・同会議では、令和4年12月、「配偶者からの暴力の被害者に係る生活再建支援の強化について」を取りまとめ、経済的支援・就業・社会保険（雇用保険を除く）・住宅・子育て等の8項目32件にわたる取組を行うこととし、令和4年度中に、見直し等に関する各制度所管府省からの通知等に加え、内閣府男女共同参画局から全体の概要を整理し、各地方公共団体の配偶者暴力対策所管部局に向けて一括して通知を行った。 ・基本方針において、相談、保護、自立支援等について、関係施策を記載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・局長級会議において、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階について、緊密に連携しつつ必要な措置を検討し、8項目32件にわたる取組が取りまとめられた。 ・基本方針において、相談、保護、自立支援等について、関係施策が記載されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、引き続き、緊密に連携して取り組む。 	—	—	—
434	③	被害の防止、被害者のニーズに沿った保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。	こども家庭庁	(No.327「関係機関の連携について」参照)	(No.327「関係機関の連携について」参照)	(No.327「関係機関の連携について」参照)	要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	—	—
435	③	被害の防止、被害者のニーズに沿った保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県警察へ通達を発出し、関係機関との連携体制の確保等について指示している。 ・警察では、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担し、迅速な被害者の安全確保に取り組んでいる。 ・警察以外の関係機関による対応が相応しいと考えられる場合には、被害者に対し、配偶者暴力支援センター等の関係機関の業務等を説明し、これらの機関に円滑に引き継ぐこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携体制の確保等により、被害の予防・拡大防止を図っており、引き続き取組を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害の予防・拡大防止のため、関係機関との連携等を推進する。 	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
436	③	被害の防止、被害者のニーズに沿った保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ①No.319①参照 ①No.328①参照 ②検察当局においては、地方検察庁に被害者支援員を配置するとともに、配置された被害者支援員において、関係機関と意見交換会や勉強会を行うなどして、被害者のニーズに沿った支援を行うことができるよう緊密に連携した取組を行っている。 ③全国の保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司は、犯罪被害者等に対する相談・支援の実施において、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、関係機関の紹介や必要な情報を提供するなどしている。 ④配偶者等からの暴力に関する被害者等から人権相談等があった場合には、必要に応じて関係機関と連携する等、事案に応じた適切な措置を講じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①No.319①参照 ①No.328①参照 ②全国の被害者支援員において、被害者のニーズに沿った適切な支援がなされている。 ③保護観察所における犯罪被害者等に対する相談・支援は適切に行われている。 ④引き続き、関係機関と連携した取組を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①No.319①参照 ①No.328①参照 ②引き続き、被害者支援員に対する適切な研修の実施に努めていくとともに、関係機関と連携を図りながら被害者支援に努める。 ③保護観察所においては、引き続き犯罪被害者等に対して、適切に相談・支援を行う。 ④引き続き、関係機関と連携した取組を実施していく。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ④女性を被害者とする人権相談件数 ④女性の人権ホットライン相談件数 	<ul style="list-style-type: none"> ①No.319①参照 ①No.328①参照
437	③	被害の防止、被害者のニーズに沿った保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県において、女性相談支援センターと福祉事務所、民間シェルター等関係機関との支援調整会議を開催している。 ・女性相談支援センターと関係機関等との連携強化のための「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」について、令和5年度は36自治体で実施しており、取組は着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業を活用するなどして、各種機関と連携強化を含め積極的に施策を推進していく。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 困難な問題を抱える女性支援推進等事業（休日夜間電話相談事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数
438	④	被害者支援等を行う民間団体の支援を進めるとともに、地域において、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、ICTの活用等も含めた効果的かつ効率的な関係機関間及び民間シェルターや自立支援施設など民間団体等との間の緊密な連携を進めるための施策を推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）の交付により、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行っている。 ・配偶者暴力防止法の改正により、多機関連携を強化するための仕組みとして、国の基本方針及び都道府県の基本計画に、民間団体を含む関係機関・団体との連携・協力を必要とする記載事項とともに、DVの防止、被害者の保護のため、民間団体を含む関係機関等により構成される協議会の設置を法定化した（都道府県による努力義務、市町村は「できる規定」）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金を活用して、各都道府県等において、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援が行われている。 ・改正配偶者暴力防止法が令和6年4月より施行されている。また、その円滑な施行を図るため、基本方針の整備、改正法の概要やQ&Aの作成や周知等の取組が行われるなど、民間団体を含む関係機関間の緊密な連携を進めるための施策が推進されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において行政と民間団体が連携して被害者支援等の取組が進められるよう、引き続き、交付金による支援や、改正法を踏まえた関係機関間の連携を進めるための施策を推進していく。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
439	④	被害者支援等を行う民間団体の支援を進めるとともに、地域において、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、ICTの活用等も含めた効果的かつ効率的な関係機関間及び民間シェルターや自立支援施設など民間団体等との間の緊密な連携を進めるための施策を推進する。	警察庁	(No.435参照)	(No.435参照)	(No.435参照)	-	-	-
440	④	被害者支援等を行う民間団体の支援を進めるとともに、地域において、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、ICTの活用等も含めた効果的かつ効率的な関係機関間及び民間シェルターや自立支援施設など民間団体等との間の緊密な連携を進めるための施策を推進する。	法務省	(No.340参照)	(No.340参照)	(No.340参照)	-	女性を被害者とする人権相談件数 女性の人権ホットライン相談件数	-
441	④	被害者支援等を行う民間団体の支援を進めるとともに、地域において、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、ICTの活用等も含めた効果的かつ効率的な関係機関間及び民間シェルターや自立支援施設など民間団体等との間の緊密な連携を進めるための施策を推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援センターガイドラインや女性相談支援員相談・支援指針において、被害者の安全確保や守秘義務等について記載し徹底を図っている。また、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設において利用者の安全の確保を図るため、各都道府県に対して、夜間警備体制に要する経費の一部を補助している。 各都道府県において、女性相談支援センターと福祉事務所、民間シェルター等関係機関との支援調整会議を開催している。 女性相談支援センターと関係機関等との連携強化のための「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の取組により被害者の安全確保や守秘義務等について徹底を図っているほか、令和4年度における夜間警備体制に係る国費助成について、女性相談支援センター一時保護所においては、32都道府県、女性自立支援施設においては、29都道府県で実施しており、取組は着実に進んでいる。 「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」について、令和5年度は36自治体で実施しており、取組は着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、被害者の安全確保や守秘義務等について十分な配慮を行うとともに夜間警備体制に国庫補助を行い被害者の安全の確保の徹底を図る。 また、配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業を活用するなどして各種機関と連携強化など、積極的に施策を推進していく。 	-	-	女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所の夜間警備体制への補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円 女性自立支援事業費補助金（女性自立支援施設の夜間警備体制への補助） 令和6年度予算額：1,602,781千円 困難な問題を抱える女性支援推進等事業（配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数
442	⑤	被害者等のための民間シェルター等が行う先進的な取組の推進や調査研究の実施など、被害者支援の充実を図るとともに、一時保護解除後の被害者等に対する民間シェルター等を通じた自立支援、定着支援等の取組を行う。	内閣府	(No.438参照)	(No.438参照)	(No.438参照)	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
443	⑤	被害者等のための民間シェルター等が行う先進的な取組の推進や調査研究の実施など、被害者支援の充実を図るとともに、一時保護解除後の被害者等に対する民間シェルター等を通じた自立支援、定着支援等の取組を行う。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者等に対する中長期的な支援については、女性自立支援施設において行われており、退所された女性が円滑に地域生活を営めるよう、「女性自立支援施設退所者自立生活援助事業」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性自立支援施設退所者自立生活援助事業」について、令和5年度は8自治体において実施しており、取組は着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性自立支援施設退所者自立生活援助事業を含め、引き続き必要な支援を実施する。 	-	-	<p>女性自立支援事業費補助金（女性自立支援施設に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,602,781千円</p> <p>困難な問題を抱える女性支援推進等事業（女性自立支援施設退所者自立生活援助事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数</p>
444	⑥	被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の相談、保護、支援等に当たって、二次被害が生じることのないよう必要な配慮を行うことや、被害者の安全確保、秘密の保持等について、基本方針への記載を通じて徹底を図っている。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談員等、被害者の支援に携わる官民の関係者を対象として、対応能力の向上に必要な知識を習得できるよう研修教材の作成・提供を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の保護に当たっての配慮、被害者の安全確保、秘密の保持等の徹底が図られている。 ・DV被害者等支援に関して、幅広いテーマの教材を作成し、被害者の支援に携わる官民の関係者に提供している。対応能力の向上に必要な知識を習得できるよう継続的な取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の保護に当たっての配慮、被害者の安全確保、秘密の保持等の徹底を図る。 ・支援に携わる官民の関係者の対応能力の向上のため、引き続き、研修の充実を図る。 	-	-	-
445	⑥	被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ①警察では、配偶者からの暴力の被害者に接する際には、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を与えないよう、相談者の希望する性別の職員による被害相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすい環境の整備にあたっている。 ②事件化に当たっては、個別の事案に応じて、法と証拠に基づき厳正に対処している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①被害者の真意を酌み取り、相談場所、対応者、同伴者を同席させるかどうかなどの対応方法を十分配慮し、被害者がより相談しやすい環境を確保しており、引き続き、取組を継続する必要がある。 ②事件化に当たっては、個別の事案に応じて、法と証拠に基づき、厳正に対処しており、引き続き真摯に取り組んで行く必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①引き続き、被害者に配慮した取組を継続していく。 ②事件化に当たっては、引き続き、個別の事案に応じて、法と証拠に基づき、厳正に対処する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
446	⑥ s		法務省	<p>①No.328①参照</p> <p>②検察当局においては、被害者の対応に当たって、先行して対応に当たった警察等の関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて心理カウンセラーなどの専門家から助言を求めるなどして、二次被害が生じることのないよう配慮した対応を検討し、実践することに努めている。</p> <p>③保護局においては、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を対象とする研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者支援の実践的スキルを習得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にするよう努めている。</p> <p>④全国の法務局に対し、配偶者からの暴力に関する被害者等から人権相談があった場合に、被害者等に寄り添った対応を実施するよう周知している。</p>	<p>①No.328①参照</p> <p>②被害者に生じ得る二次被害のリスクについて十分に情報収集をした上で、それを踏まえた適切な配慮がなされている。</p> <p>③取組により、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の犯罪被害者等に対する理解が深まっている。</p> <p>④引き続き、配偶者からの暴力に関する被害者等から人権相談があった場合に、被害者等に寄り添った対応を実施するよう周知徹底する必要がある。</p>	<p>①No.328①参照</p> <p>②引き続き、関係機関と連携し、被害者に生じ得る二次被害のリスクに配慮した対応に努める。</p> <p>③保護局においては、今後も同様の取組を実施する。</p> <p>④引き続き、配偶者からの暴力に関する被害者等から人権相談があった場合に、被害者等に寄り添った対応を実施するよう周知徹底する。</p>	-	<p>④女性を被害者とする人権相談件数</p> <p>④女性の人権ホットライン相談件数</p>	①No.328①参照
447	⑥	被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。	厚生労働省	<p>・女性相談支援センターガイドラインや女性相談支援員相談・支援指針において、二次的被害が生じることがないよう規定するとともに、男性のDV被害者、外国籍、障害者など多様な被害者への相談・支援における留意点を示し、適切な支援を実施するよう周知している。</p>	<p>・女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設において多種多様な被害者からの相談に応じ、保護、自立支援を適切に実施している。</p>	<p>・引き続き、周知徹底に努め、適切な支援を行う。</p>	-	<p>婦人相談員の設置数</p>	<p>困難な問題を抱える女性支援推進等事業（女性保護啓発活動事業への補助等） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数</p> <p>女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円</p> <p>女性自立支援事業費補助金（女性自立支援施設に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,602,781千円</p>
448	⑦	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	内閣府	(No.444参照)	(No.444参照)	(No.444参照)	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
449	⑦	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 被害者等の安全確保及び個人情報の保護を徹底するよう、都道府県警察へ通達等により指示している。 警察では、配偶者暴力等の加害者が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不正に利用して、被害者情報を取得することを防止するため、関係機関と緊密に連携し、閲覧等に係る支援措置の適切な運用を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の安全確保及び個人情報の保護を徹底しており、引き続き取組を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、被害者等に関する情報の保護に配慮する。 	-	-	-
450	⑦	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	総務省	<p>【住民基本台帳関係】 市町村の住民基本台帳事務においては、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」）の、申出の相手となる者が、住民票の写しの交付等制度を不当に利用して、支援措置対象者の住所を探索することを防止するため、支援対象者が住所地市町村等に申し出ることにより、自己の住民票の写し等の交付等が制限される措置を、平成16年7月から実施している。具体的には、DV等支援措置に係る事務について、住民基本台帳事務処理要領で全国統一的な取扱いを全市町村に示しているほか、関係通知を发出し、制度の適切な運用を促している。</p> <p>【固定資産税関係】 DV等支援措置の申出者が他の市区町村に所在する固定資産を有している場合に、固定資産の所在市区町村に措置情報を伝達する方策について検討した。具体的には、支援申出書の様式に固定資産税に関する記載欄を追加するとともに、当該事例が生じた場合の取扱いに係る留意点をまとめ、令和4年3月31日付けで通知を发出したところ。</p> <p>また、これに関連し、当初支援措置の申出を受けた市区町村から固定資産の所在市区町村へ連絡する際の担当部局の連絡先について、毎年度、総務省においてとりまとめの上、共有を行っている。</p> <p>【郵便関係】 郵便の転居届の情報については、日本郵便において社内の規程等に基づき、第三者に情報が漏出することがないよう、社員への研修等を通じて徹底した取組を図っている。</p>	<p>【住民基本台帳関係】 令和5年12月1日時点におけるDV等支援措置対象者数は、全国で約17万人となっていることから、制度の認知及び支援対象者の情報保護に一定の成果を上げてきたものと認識している。</p> <p>【固定資産税関係】 令和4年3月31日付け通知により、当初支援措置の申出を受けた市区町村と固定資産の所在市区町村が異なる場合であっても、措置情報が伝達されるよう取扱いを定め、適切に連携が図られているものと承知している。その際、毎年度更新を行っている固定資産税所在市区町村の連絡先名簿が活用されているものと認識している。</p> <p>【郵便関係】 郵便の転居届の情報に関する日本郵便の取組は、適切に実施されているものと評価できる。今後とも郵便の転居届の情報が第三者に漏れないよう、より一層の社員研修等を通じた徹底した取組が必要である。</p>	<p>【住民基本台帳関係】 今後とも、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置が適正に実施されるよう、各市町村の住民基本台帳担当部局に対して助言等していく。</p> <p>【固定資産税関係】 今後とも、固定資産税担当部局におけるDV等支援措置が適正に実施されるよう、各市町村の固定資産税担当部局に対して助言等していく。</p> <p>【郵便関係】 引き続き、社員への研修等を通じて、徹底した取組を図る。</p>	-	-	<p>【住民基本台帳関係】【参考データ】 支援措置対象者数（令和5年12月1日時点） 173,491人 （出典）総務省：DV等支援措置対象者数に関する調査</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
451	⑦	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	法務省	<p>①No.328①参照</p> <p>②平成24年から、戸籍事務について、戸籍法第48条第2項の規定に基づき、DV被害者等の住所、電話番号等の記載がある届書等の閲覧請求又は当該書類に記載された事項に関する証明書の交付請求がなされた場合であって、DV被害者等から市区町村長に対してその住所等が告知されないよう配慮を求める旨の申入れがなされ、かつ、住民基本台帳事務における支援措置が講じられているときは、同事務における支援期間が満了するまでの間（平成26年からは、申入れを行ったDV被害者等から再度申入れを行う意思がないことを確認できるまでの間は、同事務における支援期間が満了していないものとみなしている。）、DV被害者等の住所等が告知されないよう適宜の方法でマスキングを施した上で、閲覧請求又は交付請求に応じることとしている。令和6年3月から開始された、戸籍法第120条の6の規定に基づいて市区町村において発行される届書等情報内容証明書についても、同様の取扱いとしている</p> <p>③令和3年4月の不動産登記法改正により、令和5年4月から、登記簿の附属書類については正当な理由がある場合に正当な理由があると認められる部分に限って閲覧が認められることとなった。また、令和6年4月から、登記記録に記載されている自然人の住所が明らかになることにより、人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合において、その者からの申出があったときは、登記事項証明書等にその住所に代わる事項が記載されることとなった。これらの制度について、ホームページ等で周知を行っている。</p> <p>④商業・法人登記簿に住所が記録されているDV被害者等について、申出により、当該住所を表示しない措置（住所非表示措置）を講ずることを可能とする商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年法務省令第35号）を令和4年8月18日に公布（同年9月1日から施行）した。</p> <p>⑤検察当局においては、事案の内容や被害者と加害者との関係性等を踏まえ、刑事手続の過程で、被害者等の情報が加害者やその周辺者を含む関係者に知られてしまうことで被害者等の安全確保に支障を来すような事態が生じてしまうことのないよう、被害者特定事項の秘匿、証人尋問におけるビデオリンク方式や遠へい措置といった従来から存在する刑事訴訟法上の措置の活用に加え、令和5年5月に成立し、令和6年2月に施行された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）」により新設された犯罪被害者等の情報を保護するための諸規定についても適切に活用し、被害者等の秘密の保持に努めるとともに、必要に応じて、裁判所や弁護士に対しても配慮を求めている。</p> <p>また、加害者が刑事確定訴訟記録等の閲覧請求をする場合には、特に被害者等のプライバシーに関わる部分について、閲覧できないようにするなどの対応を行い、被害者等の保護を徹底している。</p> <p>⑥保護観察所においては、保護観察官が職務上取得した被害者等に関する情報について、研修を実施するなどして、秘密の保持を徹底している。</p> <p>⑦人権相談は、関係者の秘密を守ることとされており、全国の法務局では、配偶者からの暴力に関する被害者等から寄せられた人権相談等を通じて、被害者等の保護が必要な事案であると判断した場合には、関係機関への通報等を行う等、事案に応じて被害者等の安全の確保に取り組んでいる。</p>	<p>①No.328①参照</p> <p>②DV被害者等の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。</p> <p>③登記簿の附属書類、登記事項証明書等に含まれる被害者情報の保護の徹底を図っていると評価できる。</p> <p>④被害者等の住所を非表示とすることにより、登記簿からの被害者等の住所の探索を防止することで、被害者情報の保護に資するものとして一定の評価はできるものの、あくまで申出に基づくものであるため、制度の周知が必要である。</p> <p>⑤被害者等の安全確保のためにその秘密を保持することの重要性を理解し、新制度の活用も含めた適切な配慮がなされている。</p> <p>⑥保護観察所における、被害者等に関する情報の秘密の保持は徹底されている。</p> <p>⑦引き続き、被害者等の安全の確保に向けた取組を実施する必要がある。</p>	<p>①No.328①参照</p> <p>②適切な運用が継続できるよう、適宜周知を行う。</p> <p>③制度について、引き続きホームページ等で周知を行っていく。</p> <p>④引き続き、本措置の適正な運用及び周知に努めてまいりたい。</p> <p>⑤引き続き、法律上の諸制度を適切に活用し、被害者等の秘密の保持のために必要な配慮をするに努める。</p> <p>⑥引き続き、研修を実施するなどして、被害者等に関する情報の秘密の保持を徹底する。</p> <p>⑦引き続き、被害者等の安全の確保に向けた取組を実施する。</p>	—	<p>⑤女性を被害者とする人権相談件数</p> <p>⑥女性の人権ホットライン相談件数</p>	①No.328①参照
452	⑦	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	文部科学省	<p>・「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」にて、教育委員会等に対し、就学手続、指導要録の取扱い、転学先や居住地等の情報管理について留意するよう周知した。</p>	<p>・引き続き、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」にて、教育委員会等に対し、就学手続、指導要録の取扱い、転学先や居住地等の情報管理について留意するよう周知する必要がある。</p>	<p>・引き続き、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」にて、教育委員会等に対し、就学手続、指導要録の取扱い、転学先や居住地等の情報管理について留意するよう周知を行う。</p>	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
453	⑦	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センターガイドラインや女性相談支援員相談・支援指針において、被害者の安全確保や守秘義務等について記載し徹底を図っている。 ・また、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設において利用者の安全の確保を図るため、各都道府県に対して、夜間警備体制に要する経費の一部を補助している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取組により被害者の安全確保や守秘義務等について徹底を図っている。 ・また、令和4年度における夜間警備体制に係る国費助成について、女性相談支援センター一時保護所においては、32都道府県、女性自立支援施設においては、29都道府県で実施しており、取組は着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害者の安全確保や守秘義務等について十分な配慮を行うとともに夜間警備体制に国庫補助を行い被害者の安全の確保の徹底を図る。 	-	-	<p>女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所の夜間警備体制への補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円</p> <p>女性自立支援事業費補助金（女性自立支援施設の夜間警備体制への補助） 令和6年度予算額：1,602,781千円</p>
454	⑦	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省において、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書」の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知）や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知）に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書」の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知）や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知）に基づき、手続を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書」の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知）や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知）に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。 	-	-	<p>【被害者からの当該通知に基づく取扱いの実施に係る申請件数（運用開始～令和6年8月末時点）】 運輸支局等：764件（延べ件数） 軽自動車検査協会：420件（延べ件数） ※男女別の数値は把握していない。</p>
455	⑧	配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」の周知やSNS等を活用した相談等を推進するとともに、夜間・休日を問わず相談につながりやすい体制の充実を促す。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法基本方針において、被害者からの相談等の際の対応や、情報の保護、人権の尊重等について示している。 ・DV相談ナビ（最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通番号）や、DV相談プラス（24時間365日の電話相談、SNS・メール相談等）での相談対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法基本方針への記載等を通じて、各配偶者暴力相談支援センターにおける被害者の人権に配慮した相談対応等の徹底が図られている。 ・全国共通番号の周知やメール・SNSを活用して、相談体制の充実が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターにおける被害者の人権に配慮した相談対応等を推進する。 ・相談体制の充実が図られるよう、引き続き、全国共通番号の周知やメール・SNSを活用したDV相談プラスでの相談対応を行っていく。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
456	⑧	配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」の周知やSNS等を活用した相談等を推進するとともに、夜間・休日を問わず相談につながりやすい体制の充実に促す。	厚生労働省	・女性相談支援センターの夜間・休日対応を促進するための「休日夜間電話相談事業」を実施している。	・「休日夜間電話相談事業」について、令和5年度は37自治体で実施しており、取組は着実に進んでいる。	・「休日夜間電話相談事業」について、継続して事業を実施していく。	-	-	困難な問題を抱える女性支援推進等事業（休日夜間電話相談事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数
457	⑨	二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、現場のニーズに即した研修の実施や相談員の適切な処遇など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。	内閣府	(No.444参照)	(No.444参照)	(No.444参照)	-	-	-
458	⑨	二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、現場のニーズに即した研修の実施や相談員の適切な処遇など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。	厚生労働省	・女性相談支援センターの職員に係る研修について、国の研修として年1回2日間の日程で、女性相談支援センター所長に対する研修会を行っている他、女性相談支援センターの指導的な職員に対して、国立保健医療科学院において、年1回3日間の日程で研修会を実施している。 ・女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供している。	・有識者、関係府省、民間団体の方から、講義やグループ討議への助言等をいただいております。また、研修受講の有無に応じた手当の支給等により、女性相談支援センター等関係職員のスキルアップに寄与している。	・研修等を引き続き実施し、相談員等の資質向上を図る。	-	婦人相談員の設置数	生活保護等対策費（本省費） 令和6年度予算額：1,127千円の内数 困難な問題を抱える女性支援推進等事業（女性相談支援員活動強化事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数
459	⑩	被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。	内閣府	・ホームページ、SNS等を通じて、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報の提供を行っている。 ・女性に対する暴力をなくす運動等を通じて、被害の防止に関する広報啓発を行っている。	・ホームページ、SNS等を活用した情報発信が随時行われており、加えて、地方公共団体等の関係機関に対し、改正配偶者暴力防止法に関するパンフレットの配布・提供など、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発が推進されている。	・ホームページ・SNS等を活用した情報発信を行うとともに、関係機関に対する啓発用資料の配布・提供など、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
460	⑩	被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・警察では、配偶者等からの暴力について相談等を受けた場合、相談者の気持ちに寄り添いつつ、事件化すべき事案については、必要な捜査を行うとともに、被害者等の安全確保を最優先とした措置を徹底している。 ・警察庁ウェブサイトにおいて配偶者暴力に関する被害者の支援や被害の防止に関する情報を掲載し、啓発を行っている。 ・個別の事案に応じて、法と証拠に基づき厳正に対処している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等の安全確保を最優先にした措置を徹底するなどしており、引き続き徹底する必要がある。 ・個別の事案に応じて、法と証拠に基づき、厳正に対処しており、引き続き真摯に取り組んで行く必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害者の安全確保を最優先に対応するとともに、効果的な広報啓発活動を実施する。 ・引き続き、個別の事案に応じて、法と証拠に基づき、厳正に対処する。 	—	犯罪件数	—
461	⑩	被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。	法務省	<p>①法務省においては、犯罪被害者等の支援のための措置、制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布するとともに、ウェブサイト上に掲載したほか、犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成するなどして犯罪被害者等の保護、支援のための制度を周知している。</p> <p>検察当局においては、被害者の安全を確保しつつ適時適切に捜査が行われるよう関係機関と連携した上、事案に応じ、法と証拠に基づき、加害者の厳正かつ適切な対処に努めている。</p> <p>また、全国の検察庁に配置された被害者支援員において、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い等の各種手続の補助等を行うとともに、犯罪被害者等の置かれている状況に応じ、関係機関・団体等の紹介等を行っている。</p> <p>②全国の法務局に設置している女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の権利ホットライン」等の権利相談窓口について、各種広報用ポスターの配布やSNSによる情報発信等を通じた周知広報の取組を実施している。</p> <p>③法務省の権利擁護機関では、「女性の権利を守ろう」を啓発活動強調事項に掲げ、啓発冊子の配布、啓発動画の配信、権利教室の実施等の各種権利啓発活動に取り組んでいる。</p>	<p>①被害者の安全確保に配慮した上で、事案に応じ、法と証拠に基づき、加害者の厳正かつ適切な対処がなされている。</p> <p>また、被害者のニーズに沿った適切な支援が行われており、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を活用することで、犯罪被害者等の保護、支援のための制度について周知が適切になされている。</p> <p>②引き続き、権利相談窓口の利用促進に向けた周知を行っていく必要がある。</p> <p>③引き続き、各種権利啓発活動に取り組む必要がある。</p>	<p>①引き続き、被害者の安全確保と加害者の厳正かつ適切な対処がいずれも実現されるよう、関係機関との連携を強化する。</p> <p>また、充実した被害者支援の実現に努めるとともに、犯罪被害者向けパンフレットを活用したり、ウェブサイトに掲載したりするなどして、犯罪被害者等の保護、支援のための制度について広く国民に周知する。</p> <p>②引き続き、権利相談窓口の利用促進に向けた周知を行っていく。</p> <p>③引き続き、各種権利啓発活動に取り組んで行く。</p>	—	<p>②女性を被害者とする権利相談件数</p> <p>②女性の権利ホットライン相談件数</p>	<p>②啓発動画の再生回数（累計） 令和6年3月31日現在 1,843,070回(※)</p> <p>※法務省人権擁護局権利啓発動画『「誰か」のことじゃない。ハラスメント編』と『「誰か」のことじゃない。DV編』の再生回数の合算</p>

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
462	⑩	被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター一時保護所においては、利用者の安全の確保を図るため、各都道府県に対して、夜間警備体制に要する経費の一部を補助している。 ・女性支援ポータルサイト「あなたのミカタ」を開設し、様々な支援情報や各自治体の相談窓口を掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間警備体制に係る国庫助成について、女性相談支援センター一時保護所においては、令和4年度32都道府県で実施しており、取組は着実に進んでいる。 ・左記ポータルサイトに掲載するコラム・インタビュー記事を充実する等、取組は着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、夜間警備体制に国庫補助を行い被害者の安全の確保の徹底を図る。 ・左記ポータルサイトを改修し、必要な情報にアクセスしやすくする等、引き続き広報啓発を推進する。 	-	-	女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所の夜間警備体制への補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円 困難な問題を抱える女性支援推進等事業（困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数
463	⑪	配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて迅速な被害者保護を実現するために必要な検討を行う。	内閣府	(No.429参照)	(No.429参照)	(No.429参照)	-	-	-
464	⑪	配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて迅速な被害者保護を実現するために必要な検討を行う。	警察庁	(No.430参照)	(No.430参照)	(No.430参照)	-	-	-
465	⑪	配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて迅速な被害者保護を実現するために必要な検討を行う。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判の一般法を所管する立場から、内閣府における配偶者暴力防止法の改正等に協力した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法の改正法は令和5年の通常国会で成立した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判の一般法を所管する立場から、内閣府における検討に協力してまいりたい。 	-	-	-
466	⑪	配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて迅速な被害者保護を実現するために必要な検討を行う。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センターガイドラインや女性相談支援員相談・支援指針において、保護命令制度に係る相談・支援について記載し、適切な運用に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援員の相談時において、保護命令制度について内容、手続方法等を分かりやすく情報提供し、適切に説明を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性相談支援センターガイドラインや女性相談支援員相談・支援指針も踏まえ、適切な情報提供を実施する。 	-	婦人相談員の設置数	困難な問題を抱える女性支援推進等事業（女性相談支援員活動強化事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
467	⑫	婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復を十分に行うとともに、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。また、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設において、被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援を推進する。	厚生労働省	・女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設において、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、必要な通訳の確保、カウンセリング等被害者に寄り添った支援を実施している。また、同伴児童への学習支援等も併せて行っている。	・令和4年度は2,963人の被害女性を一時保護し、うち、930人は一時保護委託を実施しており、各施設において適切に支援を実施している。	・引き続き、関係機関と連携し、被害者に寄り添った支援を実施する。	-	-	女性相談支援センター運営費負担金（人身取引被害者の医療費等の補助） 令和6年度予算額：15,895千円 女性保護事業費負担金（人身取引被害者の保護に関する経費を補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円
468	⑬	被害者は身体的に傷害を受けたり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えることが多いことから、事案に応じて、医師、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行う。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を促進する。	内閣府	・配偶者暴力防止法基本方針において、配偶者暴力相談支援センター等と医療機関との連携について記載するとともに、改正配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用などにより、医療機関との連携を促進している。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談員等、被害者の支援に携わる官民の関係者を対象として、対応能力の向上に必要な知識を習得できるよう研修教材の作成・提供を行っている。	・配偶者暴力防止法基本方針の記載や法定協議会の活用等により、医療機関との連携が図られ、事案に応じた医師、相談・保護に携わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助の実施が図られている。配偶者暴力防止法に基づく保護命令の申立てに当たって診断書を取得する場合を含め、被害者が円滑に医療機関を受診することができるよう、各地域における一層の連携を促す必要がある。 ・DV被害者等支援に関して、幅広いテーマの教材を作成し、被害者の支援に携わる官民の関係者に提供している。対応能力の向上に必要な知識を習得できるよう継続的な取組が必要である。	・事案に応じた医学的又は心理的な援助が行われるよう、引き続き、地域における取組を推進する。また、被害者が円滑に医療機関を受診することができるよう、各地域における一層の連携を促していく。 ・支援に携わる官民の関係者の対応能力の向上のため、引き続き、研修の充実を図る。	-	-	-
469	⑬	被害者は身体的に傷害を受けたり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えることが多いことから、事案に応じて、医師、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行う。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を促進する。	厚生労働省	・厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に関する専門的知識・技能を習得させる「PTSD対策専門研修」を実施し、医療機関、精神保健福祉センター、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。	・同研修においては、犯罪被害者等の心のケアに関する「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けており、令和5年度は399人（前年度：347人）が受講した。	・犯罪被害者等の心のケアに適切に対応できる専門家を養成するため、引き続き専門的な養成研修を行い、精神保健医療従事者等の資質の向上を図る。	-	-	-
470	⑭	被害者は複合的な困難を抱えたり生活困窮に陥ることがあるため、配偶者暴力相談支援センター等において、関係機関や民間シェルター等とも連携しつつ、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関や民間シェルター等と連携して対応に当たるなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。その際、先進的な取組について共有を図る。	内閣府	(No.433参照)	(No.433参照)	(No.433参照)	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
471	⑭	被害者は複合的な困難を抱えたり生活困窮に陥ることがあるため、配偶者暴力相談支援センター等において、関係機関や民間シェルター等とも連携しつつ、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関や民間シェルター等と連携して対応に当たるなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。その際、先進的な取組について共有を図る。	厚生労働省	・女性相談支援センターにおいては、新たな居住地に関する情報提供や助言、就業についての情報提供や助言、ハローワーク等との連絡調整、住民基本台帳の閲覧制限や、年金、医療等社会保険の対応、新たな生活を開始するにあたり住民としての基本的な社会的権利と安全が確保されるための手続対応についての情報提供、助言を行い、市役所など関係機関との連絡調整を実施している。	・女性相談支援センターガイドラインに自立支援の対応を示し、適切に取り組んでいる。	・引き続き、被害者の自立支援を行っていく。	-	-	女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円
472	⑮	被害者の住居の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。	国土交通省	【配偶者等からの暴力の被害者に対する住宅支援】 ・配偶者等からの暴力を受けた被害者を含む、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いや公営住宅の一時公的使用について、事業主体あてに発出した通知（技術的助言）を、会議等で周知を図った。	・事業主体あて通知（技術的助言）を发出することにより、事業主体の判断に基づく被害者の住居の安定確保が可能となった。	【配偶者等からの暴力の被害者に対する住宅支援】 ・引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。	-	-	・公営住宅におけるDV被害者の優先入居及び一時公的使用の実績（令和5年12月現在） ・優先入居：716戸 ・一時公的使用：162戸
473	⑯	配偶者からの暴力の被害者を含め、包括的・総合的に支援を行う自立相談支援機関において、中長期的な自立支援を行う。	内閣府	・配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の自立支援のための制度や居住施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整などを実施している。	・配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供、助言、関係機関との連絡調整により、中長期的な自立支援が図られている。	・配偶者暴力相談支援センターにおいて、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整が行われるよう、研修の実施や情報提供等を行っていく。	-	-	-
474	⑰	配偶者からの暴力の被害者を含め、包括的・総合的に支援を行う自立相談支援機関において、中長期的な自立支援を行う。	厚生労働省	・各自治体の自立相談支援機関において、配偶者からの暴力の被害者を含めた生活困窮世帯を対象に、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援等を行っている。	・自立相談支援機関における新規相談受付件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度は大幅に増加し、その後は減少傾向であるが、令和4年度時点で新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比較すると増加しており、各自治体において着実に取組が実施されている。	・引き続き生活困窮者への支援の強化に取り組んでいく。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
475	⑰	被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。その際、加害者をプログラムに参加させるための方法について諸外国での取組例等の調査も行う。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者プログラムについて、試行実施の結果を踏まえ、「加害者プログラム実施のための留意事項」（令和5年5月）を作成し、地方公共団体への配布を行った。 ・配偶者暴力防止法基本方針において、留意事項を活用した加害者プログラムの取組を推進するとともに、その実施状況等を踏まえ、更なる知見の蓄積を図りつつ、加害者プログラムの全国的な実施に向けた取組を進めることや、地方公共団体において加害者プログラムの実施を推進することが望ましいことを示した。 ・あわせて、地方公共団体の担当者等に対する研修等により、その必要性や実施に当たっての留意事項等についての理解の促進を図るとともに、都道府県等に対する交付金の活用やウェブサイトにおける関連情報の一元的な提供・発信等により、各地域における加害者プログラムの実施を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法基本方針において、留意事項を活用した加害者プログラムの取組を推進するとともに、その実施状況等を踏まえ、更なる知見の蓄積を図りつつ、加害者プログラムの全国的な実施に向けた取組を進める方向性が示されており、地方公共団体の担当者等に対する研修や都道府県等に対する交付金の活用、ウェブサイトにおける関連情報の一元的な提供・発信等が行われている。各地域における加害者プログラムの実施が推進されるよう、継続的な取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項を活用した加害者プログラムの取組を推進するとともに、その実施状況等を踏まえ、更なる知見の蓄積を図りつつ、加害者プログラムの全国的な実施に向けた取組を進める。 	-	-	-
476	⑱	配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア、学習支援等の支援を充実させるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力を推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会や改正配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用などにより、児童相談所、こども家庭センター、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所等の連携を一層強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有して適切に対処するよう促すなど、被害者支援の現場等における緊密な連携を推進している。 ・配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としたオンライン研修において、児童虐待に関連した項目を研修項目とするとともに、児童相談所職員等、児童虐待対応の関係部署の職員も研修対象者としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力が推進されるよう、引き続き、要保護児童対策地域協議会や改正配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用などによる緊密な連携を推進するとともに、研修の充実を図る。 	要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	-	-
477	⑱	配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア、学習支援等の支援を充実させるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力を推進する。	こども家庭庁	(No.327「関係機関の連携について」参照)	(No.327「関係機関の連携について」参照)	(No.327「関係機関の連携について」参照)	要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
478	⑱	交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度及び令和5年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施するとともに、毎年度配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について都道府県から報告を受けるなど、交際相手からの暴力の実態及び被害者等からの相談状況の把握を行っている。 ・令和5年度には、交際相手からの暴力の事例や相談先を記載した若年層向けの啓発カードを作成し、「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会に広く周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の調査等により、交際相手からの暴力を含む男女間における暴力の実態及び被害者等からの相談状況の把握に努めている。 ・啓発カードを様々な場面で活用し、相談先の周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交際相手からの暴力を含む男女間における暴力の実態等について、必要な調査等を実施し、的確な把握に努めるとともに、交際相手からの暴力について、相談先の周知に取り組む。 	-	-	-
479	⑱	交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力事案に関する相談等の受理状況や被害者と加害者との関係性、支援措置状況等の実態把握に努めている。 ・警察庁ウェブサイトにおいて配偶者暴力に関する被害者の支援や被害の防止に関する情報、支援窓口等を掲載し周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力事案に関する実態把握に努めるとともに、警察庁ウェブサイトにおいて支援窓口等を周知し、被害者の適切な保護を徹底しており、引き続き徹底する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、配偶者暴力事案の実態把握と相談窓口等の周知を徹底する。 	-	-	-
480	⑱	交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、その中でワンストップ支援センター等の相談窓口を紹介している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。他省庁から広報資料の学校における周知依頼があった場合は速やかに実施・協力する。 	-	-	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）
481	⑱	交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センターにおいては、恋人からの暴力被害者についても、従来から一時保護を含め、支援の対象として相談、保護等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センターでは、令和4年度に交際相手からの暴力被害女性（131名）を含め、2,963名の一時保護を行っており、各施設において適切に支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性相談支援センターガイドライン等も踏まえ、適切な支援を実施する。 	-	-	女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
482	㊿	いわゆるデートDVについて、教育・学習、若年層に対する予防啓発の充実を図る。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」に基づき、非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）について、予防や一時保護、緊急避難等について必要な施策の整理を行い、これを踏まえ、予防啓発に係る情報を含め、令和4年12月、「ストーカー被害者支援マニュアル」（平成29年12月内閣府男女共同参画局）の改訂を行い、関係機関等に配布した。 ・若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者や地方公共団体において若年層を対象とした性暴力の予防啓発事業を担当している行政職員等が、効果的な予防啓発手法等を習得できるようにするため、若年層の性暴力被害やいわゆるデートDVの現状等に関するオンライン研修教材を作成・提供している。 ・令和5年度には、交際相手からの暴力の事例や相談先を記載した若年層向けの啓発カードを作成し、「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会に広く周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー被害者支援マニュアル」を改訂・配布することにより、いわゆるデートDVに係る予防啓発に係る情報等について、関係機関等への周知が図られた。 ・若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者等に対する研修教材の提供等により、若年層を対象とする予防啓発の充実を図っている。 ・啓発カードを様々な場面で活用し、相談先の周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者等に対する研修教材の提供の継続等により、引き続き、若年層に対する予防啓発の充実を図る。 ・交際相手からの暴力について、相談先の周知に取り組む。 	-	-	-
483	㊿	いわゆるデートDVについて、教育・学習、若年層に対する予防啓発の充実を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、その中でデートDVの事例についても紹介している。 ・教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきた。 ・大学等におけるセクハラや性暴力等の防止に向けた相談窓口の設置や周知を含む相談体制の整備等、各大学で取り組むべき事項について通知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。 ・令和2年度時点ではほとんど全ての大学で「学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置」しているという調査結果が出ている。引き続き、各種会議などを通じて大学等における性暴力等の防止に向けた体制整備が確実に行われるよう働きかける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。 ・引き続き、各種会議などを通じて大学等における性暴力等の防止に向けた体制整備が確実に行われるよう働きかける必要がある。 	-	-	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
5 ストーカー事案への対策の推進									
484	①	ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」において、関係機関が連携した被害者支援を行うための取組を推進することとされたことを踏まえ、令和4年7月、ストーカー総合対策関係省庁会議において、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議）を改訂し、関係省庁と連携して、被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進している。 ・また、ストーカー被害を含め、相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象とするオンライン研修教材の提供、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への交付金による支援、若年層に対する予防啓発・教育の推進、相談窓口の周知等に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知や相談員等への研修教材の提供、関係省庁・関係機関との連携等により、効果的な被害者支援の実施に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知や相談員等への研修教材の提供、関係省庁・関係機関との連携等により、引き続き、効果的な被害者支援の実施に努める。 	-	-	-
485	①	ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・警察では、事案の認知の段階から終結に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的に迅速・的確な対応を推進している。 ・ポータルサイトやリーフレットを活用し、ストーカー事案に係る相談窓口や被害者支援、被害の防止に関する情報等を掲載する等の広報啓発を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的にストーカー事案に対処するとともに、ストーカー被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動に係る経費を活用してリーフレット等を作成するなどし、効果的な広報啓発活動を実施しており、引き続き取組を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害者等の安全の確保を最優先に、組織的にストーカー事案に対処するとともに、リーフレットの作成等により、関係機関・団体と連携した広報啓発を推進する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
486	①	ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。	法務省	①検察当局においては、被害者の安全を確保しつつ適時適切に捜査が行われるよう関係機関と連携した上、事案に応じ、法と証拠に基づき、加害者の厳正かつ適切な対処に努めている。 また、全国の検察庁に配置された被害者支援員において、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い等の各種手続の補助等を行うとともに、犯罪被害者等の置かれている状況に応じ、関係機関・団体等の紹介等を行っている。 ①法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」をウェブサイトに掲載するとともに、犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成するなどして被害者支援制度について周知している。 ②全国の法務局に設置している女性の 인권問題に関する専用相談電話「女性の 인권ホットライン」等の 인권相談窓口について、各種広報用ポスターの配布やSNSによる情報発信等を通じた周知広報の取組を実施している。	①被害者の安全確保に配慮した上で、事案に応じ、法と証拠に基づき、加害者の厳正かつ適切な対処がなされている。 また、被害者のニーズに沿った適切な支援が行われており、適切な広報活動もなされている。 ②引き続き、 인권相談窓口の利用促進に向けた周知を行っていく必要がある。	①引き続き、被害者の安全確保と加害者の厳正かつ適切な対処がいずれも実現されるよう、関係機関との連携を強化する。 また、充実した被害者支援の実現に努めるとともに、被害者支援に関する広報にも努める。 ②引き続き、 인권相談窓口の利用促進に向けた周知を行っていく。 ③引き続き、各種 인권啓発活動に取り組んで行く。	-	②女性を被害者とする 인권相談件数 ②女性の 인권ホットライン相談件数	②啓発動画の再生回数(累計) 令和6年3月31日現在 1,843,070回(※) ※法務省 인권擁護局 인권啓発動画『「誰か」のことじゃない。ハラメント編』と『「誰か」のことじゃない。DV編』の再生回数の合算
487	①	ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。	文部科学省	・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命(いのち)の安全教育」を推進しており、その中でワンストップ支援センター等の相談窓口を紹介している。	・引き続き「生命(いのち)の安全教育」の取組を推進させる必要がある。	・全国での取組状況等を踏まえ、「生命(いのち)の安全教育」の取組をより加速化させていく。他省庁から広報資料の学校における周知依頼があった場合は速やかに実施・協力する。	-	-	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率(文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査)
488	①	ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。	厚生労働省	・女性相談支援センターにおいては、ストーカー被害者についても、従来から一時保護を含め、支援の対象として相談、保護等を行っている。	・女性相談支援センターでは、令和4年度にストーカー被害女性(32名)を含め、2,963名の一時保護を行っており、各施設において適切に支援を実施している。	・引き続き、女性相談支援センターガイドライン等も踏まえ、適切な支援を実施する。	-	-	女性保護事業費負担金(女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助) 令和6年度予算額:1,032,934千円
489	②	ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。	内閣府	(No.484参照)	(No.484参照)	(No.484参照)	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
490	②	ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。	警察庁	(No.326①参照)	(No.326①参照)	(No.326①参照)	-	-	-
491	②	ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。	法務省	①No.328①参照 ②法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判を行うため、検察官等に対する被害者支援に関する研修を実施している。 ②また、検察当局においては、弁護士会の被害者支援委員会等と連携し、意見交換会や勉強会を実施するなどの取組を行っている。	①No.328①参照 ②検察官等に対する適切な研修がなされており、関係機関との連携もなされている。	①No.328①参照 ②引き続き、被害者のニーズに応じた支援を行うことができるよう、適切な研修の実施に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図る。	-	-	①No.328①参照
492	②	ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。	文部科学省	・スクールカウンセラーの配置に係る経費を補助すること等により、学校における教育相談体制を充実させた。	・スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実させる必要がある。	・引き続き、スクールカウンセラーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実させる。	-	-	<SCによる対応実績のある学校数（R5年度）> ・小中学校：26,566校 ・高等学校：2,720校 (出典) 文部科学省調べ
493	②	ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。	厚生労働省	・女性相談支援センターの指導員向け研修において、ストーカー規制法に基づく女性相談支援センターの対応について周知を行っている。 ・女性相談支援センターにおいては、ストーカー被害者についても、従来から一時保護を含め、支援の対象として相談、保護等を行っている。	・左記の研修を適切に実施しているとともに、女性相談支援センターでは、令和4年度にストーカー被害女性（32名）を含め、2,963名の一時保護を行っており、各施設において適切に支援を実施している。	・引き続き、女性相談支援センターガイドライン等も踏まえ、適切な支援を実施する。	-	-	女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円
494	③	緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施するとともに、避難のための民間施設における滞在支援等を行うなど、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。	内閣府	(No.484参照)	(No.484参照)	(No.484参照)	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
495	③	緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施するとともに、避難のための民間施設における滞在支援等を行うなど、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。	警察庁	(No.339①参照)	(No.339①参照)	(No.339①参照)	—	—	—
496	③	緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施するとともに、避難のための民間施設における滞在支援等を行うなど、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。	総務省	・女性相談支援センターの運営費や、民間シェルターの支援に要する地方公共団体が負担する経費について、適切に地方財政措置を講じている。	・女性相談支援センターの運営費や、民間シェルターの支援に要する地方公共団体が負担する経費について、適切に地方財政措置を講じている。	・引き続き地方交付税措置を検討する。	—	—	—
497	③	緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施するとともに、避難のための民間施設における滞在支援等を行うなど、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。	法務省	(No.319①参照)	(No.319①参照)	(No.319①参照)	—	—	・情報提供対応件数 (法テラスサポートダイヤル対応件数) R3年度377,753件 R4年度399,812件 R5年度419,403件 ・犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数 R3年度15,908件 R4年度20,889件 R5年度23,363件 (男女別のデータなし)
498	③	緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施するとともに、避難のための民間施設における滞在支援等を行うなど、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。	厚生労働省	・女性相談支援センターの指導員向け研修において、ストーカー規制法に基づく女性相談支援センターの対応について周知を行っている。 ・女性相談支援センターにおいては、ストーカー被害者についても、従来から一時保護を含め、支援の対象として相談、保護等を行っている。	・左記の研修を適切に実施しているとともに、女性相談支援センターでは、令和4年度にストーカー被害女性(32名)を含め、2,963名の一時保護を行っており、各施設において適切に支援を実施している。	・引き続き、女性相談支援センターガイドライン等も踏まえ、適切な支援を実施する。	—	—	女性保護事業費負担金(女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助) 令和6年度予算額:1,032,934千円

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
499	③	緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施するとともに、避難のための民間施設における滞在支援等を行うなど、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。	国土交通省	【ストーリー被害者への住宅支援】 ・ストーリー被害者を含む、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いや公営住宅の一時公的使用について、事業主体あて発出した通知（技術的助言）を、会議等で周知を図った。	【ストーリー被害者への住宅支援】 ・事業主体あて通知（技術的助言）を发出することにより、事業主体の判断に基づく被害者の居住の安定確保が可能となった。	【ストーリー被害者への住宅支援】 ・引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。	-	-	・公営住宅におけるDV被害者の優先入居及び一時公的使用の実績（令和5年12月現在） ・優先入居：716戸 ・一時公的使用：162戸 ・公営住宅における犯罪被害者の優先入居及び一時公的使用の実績（令和5年12月現在） ・優先入居：53戸 ・一時公的使用：25戸
500	④	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	内閣府	(No.484参照)	(No.484参照)	(No.484参照)	-	-	-
501	④	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	警察庁	(No.449参照)	(No.449参照)	(No.449参照)	-	-	-
502	④	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	総務省	(No.450参照)	(No.450参照)	(No.450参照)	-	-	【住民基本台帳関係】【参考データ】 支援措置対象者数（令和5年12月1日時点）173,491人 （出典）総務省：DV等支援措置対象者数に関する調査

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
503	④	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・検察当局においては、事案の内容や被害者と加害者との関係性等を踏まえ、刑事手続の過程で、被害者等の情報が加害者やその周辺者を含む関係者に知られてしまうことで被害者等の安全確保に支障を来すような事態が生じてしまうことのないよう、被害者特定事項の秘匿、証人尋問におけるビデオリンク方式や遮蔽措置といった従来から存在する刑事訴訟法上の措置の活用に加え、令和5年5月に成立し、令和6年2月に施行された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）」により新設された犯罪被害者等の情報を保護するための諸規定についても適切に活用し、被害者等の秘密の保持に努めるとともに、必要に応じて、裁判所や弁護士に対しても配慮を求めている。 ・また、加害者が刑事確定訴訟記録等の閲覧請求をする場合には、特に被害者等のプライバシーに関わる部分について、閲覧できないようにするなどの対応を行い、被害者等の保護を徹底している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等の安全確保のためにその秘密を保持することの重要性を理解し、新制度の活用も含めた適切な配慮がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、法律上の諸制度を適切に活用し、被害者等の秘密の保持のために必要な配慮をすることに努める。 	-	-	-
504	④	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」にて、教育委員会等に対し、就学手続、指導要録の取扱い、転学先や居住地等の情報管理について留意するよう周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」にて、教育委員会等に対し、就学手続、指導要録の取扱い、転学先や居住地等の情報管理について留意するよう周知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」にて、教育委員会等に対し、就学手続、指導要録の取扱い、転学先や居住地等の情報管理について留意するよう周知を行う。 	-	-	-
505	④	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センターガイドラインや女性相談支援員相談・支援指針において、被害者の安全確保や守秘義務等について記載し徹底を図っている。 ・また、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設においては、利用者の安全の確保を図るため、各都道府県に対して、夜間警備体制に要する経費の一部を補助している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取組により、被害者の安全確保や守秘義務等について徹底を図っている。 また、夜間警備体制に係る国費助成について、女性相談支援センター一時保護所においては、令和4年度32都道府県、女性自立支援施設においては、29都道府県で実施しており、取組は着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害者の安全確保や守秘義務等について十分な配慮を行うとともに夜間警備体制に国庫補助を行い被害者の安全の確保の徹底を図る。 	-	-	女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所の夜間警備体制への補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円 女性自立支援事業費補助金（女性自立支援施設の夜間警備体制への補助） 令和6年度予算額：1,602,781千円

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
506	④	被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省において、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知）や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知）に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知）や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知）に基づき、手続を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知）や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知）に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。 	-	-	【被害者からの当該通知に基づく取扱いの実施に係る申請件数（運用開始～令和6年8月末時点）】 運輸支局等：764件（延べ件数） 軽自動車検査協会：420件（延べ件数） ※男女別の数値は把握していない。
507	⑤	ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。	内閣府	(No.484参照)	(No.484参照)	(No.484参照)	-	-	-
508	⑤	ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。 *実施件数：令和5年度 2,166件、令和4年度2,226件、令和3年度2,559件 *実施主体：一般社団法人マルチメディア振興センター インターネットに係る実際に起きたトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年作成し、普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットに流れる様々な情報を収集し真偽を判断する能力、適切に発信する能力、ごども自ら判断してトラブル等を回避できる能力を身に付けるなど、子どもたちのインターネットの安全な利用に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係者と連携しながら、e-ネットキャラバンに係る取組を実施する必要がある。 トラブル事例集については、保護者や教職員等に対する提供を継続し、引き続き関係者と連携して普及啓発を図る。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
509	⑤	ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進している。 ・教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきた。 ・情報モラル教育推進事業において、情報モラル指導者セミナーを年に4回程度開催。（主な実績） ・令和5年度開催 4回実施 ・令和6年度開催 9月に1回実施（計4回実施予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。 ・多くの教育委員会や教員が参加し、最新の情報モラルに関するテーマで研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。 ・研修のアーカイブ配信を実施し、指導者が新たな視点を学ぶ機会となるよう啓発に取り組む。 	-	-	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）
510	⑥	ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。	内閣府	(No.484参照)	(No.484参照)	(No.484参照)	-	-	-
511	⑥	ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。	警察庁	(No.485参照)	(No.485参照)	(No.485参照)	-	-	-
512	⑥	ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ①No.344①参照 ②法務省においては、全国の検察庁に設けられている「被害者ホットライン」の電話番号や関係機関・団体等における被害者支援について記載した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布しているほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、相談窓口等を周知した。 ③全国の法務局に設置している女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」等の人権相談窓口について、各種広報用ポスターの配布やSNSによる情報発信等を通じた周知広報の取組を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①No.344①参照 ②犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を活用することなどで、相談窓口を含めた、犯罪被害者等の保護、支援のための制度の周知が適切になされている。 ③引き続き、人権相談窓口の利用促進に向けた周知を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①No.344①参照 ②引き続き、犯罪被害者等向けパンフレットをウェブサイトに掲載するなどして、被害者ホットライン等を含めた被害者支援制度などの相談窓口等を広く国民に周知する。 ③引き続き、人権相談窓口の利用促進に向けた周知を行っていく。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ③女性を被害者とする人権相談件数 ③女性の人権ホットライン相談件数 	<ul style="list-style-type: none"> ①No.344①参照 ③啓発動画の再生回数（累計）令和6年3月31日現在 1,843,070回(※) ※法務省人権擁護局人権啓発動画『「誰か」のことじゃない。ハラスメント編』と『「誰か」のことじゃない。DV編』の再生回数の合算

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
513	⑥	ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。	文部科学省	・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、その中でワンストップ支援センター等の相談窓口を紹介している。	・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。	・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。他省庁から広報資料の学校における周知依頼があった場合は速やかに実施・協力する。	-	-	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）
514	⑥	ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。	厚生労働省	・ストーカー被害の相談窓口として、各女性相談支援センターの連絡先一覧を厚生労働省HPに掲載し、周知を図っている。	・女性相談支援センターでは、令和4年度にストーカー被害女性（32名）を含め、2,963名の一時保護を行っており、各施設において適切に支援を実施している。	・引き続き、相談窓口の周知を行うとともに、女性相談支援センターガイドライン等も踏まえ、適切な支援を実施する。	-	-	女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円
515	⑦	加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。	内閣府	(No.484参照)	(No.484参照)	(No.484参照)	-	-	-
516	⑦	加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。	警察庁	・警察では、個々のストーカー事案の加害者の状況を踏まえ、医療機関等と適切に連携を図りながら、様々な段階で加害者に対して受診の働きかけを実施している。 ・ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ（地域精神科医療との連携）に係る経費を措置している。 ・ストーカー事案をめぐる情勢を踏まえ、加害者対策及び被害者の保護対策の更なる強化を図るため、令和6年3月から、ストーカー加害者等に対する新たな施策（①ストーカー加害者に対する連絡、②ストーカー加害者に対する治療等の有用性の教示の原則化ほか）の運用を開始している。	・引き続き取組を継続する必要がある。	・引き続き、取組を推進する。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
517	⑦	加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。	法務省	①ストーカー事案として相談等受理された経緯のある受刑者について、その実態を把握するための調査研究を行い、より効果的な処遇を実施するためのアセスメント方法等についてまとめた刑事施設向けの執務参考資料を、令和3年度に作成し、対象となる受刑者への効果的な処遇の充実を図った。 ①少年院において、異性関係等に関する個別指導や集団指導を適宜組み合わせながら、在院者一人ひとりの問題性や課題に応じた矯正教育を実施している。 ②保護観察所においては、警察と連携し、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対して、必要な指導及び支援を行っている。また、被害者等への接触禁止を特別遵守事項として定める等して適切な指導を行い、当該特別遵守事項に違反した事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、適切な措置を実施している。	①受刑者に対して、心理学等の専門的知見を活用して加害者の問題性を把握した上で、ストーカー行為につながる問題性を考慮した必要な指導を実施した。また、刑事施設から更生保護官署に対し、加害者の問題性改善のため実施した処遇結果等について、情報提供した。 ①取組について一定の評価ができるが、関係機関と連携しながらより一層の充実を図る必要がある。 ②保護観察所における、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者への指導及び支援は適切に行われている。	①受刑者に対する効果的な指導のため、引き続き充実を図るとともに、更生保護官署に対し、加害者の処遇結果等について情報提供する。 ①引き続き、少年院における処遇の充実に努めている。 ②保護観察所においては、今後も警察との連携の強化を図り、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者への指導及び支援が行われるよう努める。	-	-	-
518	⑧	被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究を実施する。	内閣府	(No.484参照)	(No.484参照)	(No.484参照)	-	-	-
519	⑧	被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究を実施する。	警察庁	(No.516参照)	(No.516参照)	(No.516参照)	-	-	-
520	⑧	被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究を実施する。	厚生労働省	・厚生労働科学研究において、心の健康に関する調査研究を実施している。	・犯罪被害を含めたあらゆる心的外傷を受けた者に対して、メンタルヘルスクアを行う支援者がどのような対応を実施しているかの実態把握のための調査研究や犯罪被害者を含むトラウマを抱える方々等に対し、精神科以外の医師や看護師等が適切に患者の診察や相談対応等を行うことができるようになるための研修教材等の開発のための調査研究を行っている。	・相談対応の技能向上や普及を目指し、引き続き、心の健康に関する調査研究を実施する。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進									
521	①	職場におけるセクシュアルハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、決してあってはならない行為である。改正された男女雇用機会均等法及びこれに基づく指針について、事業主が講ずべき措置の内容だけでなく、就職活動中の学生等への対応も含めた望ましい取組の内容を含めて周知を行うとともに、非正規雇用労働者も含め外部相談窓口の活用も含めた有効な相談体制の整備等により、雇用場における防止対策を推進する。あわせて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になる場合があることの周知徹底を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対し、男女雇用機会均等法に定めるセクシュアルハラスメント防止措置義務や、指針に定める就職活動中の学生等に対する望ましい取組についての周知・啓発を行っている。また、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）において、労働者や求職者等からの相談を受け付けている。 ・セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は労災保険の対象になる場合があることを記載したリーフレットをホームページに掲載すること等によって、周知を行ってきたところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の周知徹底や履行確保を図るため、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による企業訪問や是正指導を行ったことで、男女雇用機会均等の更なる推進に一定の効果があつたと考えられる。 ・精神障害に係る労災請求件数は増加しており、また、「セクシュアルハラスメントを受けた」ことで精神障害を発病したとして労災認定された件数も増加したことから、一定の周知効果があつたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き男女雇用機会均等法の周知・啓発を行うとともに、セクシュアルハラスメント防止措置義務を講じていない事業主に対して是正指導を行い、法律の履行確保を図っていく。 ・引き続きセクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は労災保険の対象になる場合があることの周知徹底をしていく。 	-	-	-
522	②	上記の男女雇用機会均等法の改正も踏まえ、国家公務員については、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成10年11月人事院規則）及び人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成10年11月人事院事務総長通知）等に基づき、幹部職員も含めた研修、周知啓発等の防止対策や、行為職員に対する厳正な対処、外部相談窓口の適切な運用等の救済措置により組織的、効果的に推進する。	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ・「国家公務員健康増進等基本計画」（平成3年3月20日内閣総理大臣決定）において、各府省等におけるハラスメントに関する研修の受講必修化等の研修の強化、職員への啓発の推進やハラスメントに関する相談体制の整備について明記しているほか、各府省等が実施する研修の受講者以外を対象とした、セクシュアルハラスメントに関する内容を含んだハラスメント防止に関するeラーニング講習を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「eラーニングによる新任管理者等のためのハラスメント防止講習」は、令和3年度8,674名、令和4年度9,189名、令和5年度9,620名が受講。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントに関する研修の実施が困難な機関や、各府省等で実施する研修に参加できなかった職員が存在することから、引き続き、セクシュアル・ハラスメントに関する内容を含んだハラスメント防止対策強化のため、各府省等と連携し、講習等を実施する必要がある。 	-	-	-
523	②	上記の男女雇用機会均等法の改正も踏まえ、国家公務員については、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成10年11月人事院規則）及び人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成10年11月人事院事務総長通知）等に基づき、幹部職員も含めた研修、周知啓発等の防止対策や、行為職員に対する厳正な対処、外部相談窓口の適切な運用等の救済措置により組織的、効果的に推進する。	人事院	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院では、各府省が人事院規則等に基づき円滑かつ効果的にハラスメント防止対策を実施できるよう、全職員向けの自習用研修教材の改訂、パワー・ハラスメントに関する研修動画の作成・提供、各府省のハラスメント相談員を対象としたセミナーの開催、幹部・管理職員を対象としたハラスメント防止研修等や、ゼロ・ハラスメントの実現を標語としたポスターの作成・配布、ハラスメント相談員マニュアルの提供を行い、ハラスメントに係る周知啓発や苦情相談体制の整備を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹部・管理職員を対象とした研修（令和5年度）では、407人の職員の参加を得るとともに、講義部分についてはアーカイブ配信を行うなど着実に取組を進めている。人事院が令和5年度に受け付けた苦情相談のうち相談内容として「ハラスメント関係」が最多（全事案数の34.8%）となっており、引き続きハラスメント防止対策に取り組むことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各府省において、ハラスメントが起こらず、仮に起きた場合には迅速かつ適切に対処・解決できる職場づくりが進むよう、ハラスメント防止に関する制度等の理解の促進、ハラスメント防止に対する意識の高揚、幹部・管理職員の役割の重要性の理解促進等、必要な支援・指導を行う。 	-	-	令和5年度における苦情相談の状況について（男女別データなし） （参考）令和5年度における苦情相談の状況について（令和6年7月5日）相談事案1355件のうち、ハラスメント関係は472件

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
524	③	国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・（公立学校について）文部科学省より、令和6年3月28日に各都道府県・政令指定都市教育長宛てに、セクシュアルハラスメントの防止措置の確実な実施や発生した際の厳正な対処等について通知を行った。 ・令和4年11月、令和5年9月及び令和6年9月に全ての大学に対して、大学の構成員は学生に対して性暴力等を行ってはならないことや、その防止のために各大学で取り組むべき事項について、通知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（公立学校について）各教育委員会において、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進むよう、引き続き周知徹底を行う必要がある。 ・大学に対して、大学の構成員は学生に対して性暴力等を行ってはならないことや、その防止のために各大学で取り組むべき事項について、引き続き周知徹底を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（公立学校について）各教育委員会において、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進むよう、引き続き周知徹底を行っていく。 ・大学に対して、大学の構成員は学生に対して性暴力等を行ってはならないことや、その防止のために各大学で取り組むべき事項について、各種会議等を通じて引き続き周知徹底を行っていく。 	-	-	-
525	④	セクシュアルハラスメントの被害実態を把握するとともに、教職員や部活動関係者等の教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、更にはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育を実施する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、教材及び教師用の指導の手引きを作成している。 ・令和3年5月に、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が成立し、教育職員等が悪質なセクシュアルハラスメントを含む児童生徒性暴力等を行うことは、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め全て法律違反とされたとともに、被害の未然予防、早期発見、対処等の措置が、国、地方公共団体、教育職員等の採用権者、学校設置者、学校に対して義務付けられた。 加えて、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための啓発動画や、教育委員会等における児童生徒性暴力等の防止に関する取組事例集を作成・公表した。 ・スクールカウンセラーの配置に係る経費を補助すること等により、学校における教育相談体制を充実させた。 ・セクシャルハラスメントを含むハラスメントに関する教育を受けた上でスポーツ指導に従事することを促すため、ハラスメント防止の動画作成など、公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者の養成に関する費用を補助している。 ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）の周知を図ることにより、セクシャルハラスメントを含むハラスメントの根絶に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進する必要がある。 ・教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向け、引き続き、児童生徒性暴力等の防止等に関する取組を推進していく必要がある。 ・スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実させる必要がある。 ・セクシャルハラスメントを含むハラスメントの根絶に向け、引き続き、日本スポーツ協会をはじめとする関係団体と連携して取組を推進していく必要がある。 ・セクシャルハラスメントを含むハラスメントの根絶に向け、引き続き、地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）の周知を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。 ・教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向け、引き続き、児童生徒性暴力等の防止等に関する取組を推進していく。 ・引き続き、スクールカウンセラーの配置に係る経費を補助すること等により、学校における教育相談体制を充実させる。 ・セクシャルハラスメントを含むハラスメントの根絶に向け、引き続き、日本スポーツ協会をはじめとする関係団体と連携して取組を推進していく。 ・セクシャルハラスメントを含むハラスメントの根絶に向け、引き続き、様々な機会を捉え、地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）の周知を図っていく。 	-	-	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査） <SCによる対応実績のある学校数（R5年度）> ・小中学校：26,566校 ・高等学校：2,720校 （出典）文部科学省調べ

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
526	⑤	研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、予防のための取組や被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。また、セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月に改正された児童福祉法に基づき、わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化を行った。(令和5年4月1日施行) また、児童生徒等に対してわいせつ行為を行ったことにより保育士登録を取り消した者(特定登録取消者)の情報が記録されたデータベースについて、令和6年4月1日から運用を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正の趣旨について自治体、事業所での認識が十分とは言えないため、引き続き周知・啓発を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正の趣旨について周知・啓発を行っていくとともに、制度の適切な運用を継続する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 保育士特定登録取消者管理システムに係る現在のデータ登録状況(令和6年4月1日現在) ・保育士特定登録取消者件数97件 ・保育士特定登録取消者管理システム利用者登録件数26,142件
527	⑤	研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、予防のための取組や被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。また、セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・アスリートに対する写真・動画等による性的ハラスメントに係る対応として、令和4年7月、スポーツ庁からJOC(日本オリンピック委員会)等関係団体に対して、競技団体の取組事例や、事案に応じた相談窓口を周知。 ・令和6年4月、JOC等統括団体や競技団体における性的ハラスメントの防止に向けた取組等に関する調査を実施。同7月に、調査結果及び取組事例、各機関に設置されている相談窓口を取りまとめたうえ、関係団体へ周知・公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数度にわたる取組事例や相談窓口の周知により、一定競技団体等における問題の認知度や問題への取り組みやすさは向上していると推測される(過去調査がないため厳密な比較はできない)が、未だに取組めていない団体が複数存在する点については改善の余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については継続的に警鐘を鳴らし続けることが肝要であり、引き続き随時関係団体等に対して周知・啓発を行っていく。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 男女別のデータはなし。施策内容に対する(当課の観点からの)定量的評価は困難であるが、参考として令和6年7月に発出した調査結果・取組事例・相談窓口等は以下のとおり。 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00043.html
528	⑤	研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、予防のための取組や被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。また、セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対し、被害者に対する配慮のための措置を含む男女雇用機会均等法に定めるセクシュアルハラスメント防止措置義務や、指針に定める望ましい取組についての周知・啓発を行っている。また、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において、労働者や求職者等からの相談を受け付けている。 ・女性自立支援施設運営指針において、施設職員や入所者、同伴家族の間で身体的、性的、心理的等あらゆる形態の暴力や虐待、脅迫、人格否定等の権利侵害や不適切な関わりが起こることがないようにするとともに、他の入所者との間の適切な距離感や人間関係の構築等について、入所者と共に考える機会を持つこと等について記載し徹底を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の周知徹底や履行確保を図るため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)による企業訪問や是正指導を行ったことで、セクシュアルハラスメントの対策の更なる推進に一定の効果があったと考えられる。 ・左記の取組により、身体的、性的、心理的等あらゆる形態の暴力や虐待、脅迫、人格否定等の権利侵害や不適切な関わりが起こることがないように徹底を図り、各施設において適切に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き男女雇用機会均等法の周知・啓発を行うとともに、セクシュアルハラスメント防止措置義務を講じていない事業主に対して是正指導を行い、法律の履行確保を図っていく。 ・引き続き、身体的、性的、心理的等あらゆる形態の暴力や虐待、脅迫、人格否定等の権利侵害や不適切な関わりが起こることがないように十分な配慮を行うよう、周知を図っていく。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 女性自立支援事業費補助金(女性自立支援施設に要する経費を補助) 令和6年度予算額:1,602,781千円

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
529	⑥	性的指向・性自認（性同一性）に関するハラスメント防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進する。（再掲）	厚生労働省	・性的指向・性自認（性同一性）への理解を深め、差別的言動や嫌がらせが発生しないよう、パンフレット等で周知・啓発を行っている。また、企業の取組事例の周知等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認についての理解を促進している。	・性的指向・性自認についての理解促進に一定の効果があった。	・引き続き性的指向・性自認に関するハラスメント防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認についての理解を促進するため周知を図る。	—	—	—

◆ 第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
7 人身取引対策の推進									
530	①	出入国在留管理庁の各種手続き等において認知した人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、各国の在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。	内閣官房	<p>・「人身取引対策行動計画2014」に基づき、従前から人身取引対策を推進してきたところ、令和4年12月に新たに策定した「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係閣僚からなる「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を政府全体で推進している。また、同会議においては、我が国における人身取引による被害の状況や、関係府省による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定・公表している。くわえて、政府では、毎年NGOとの間において、人身取引対策に関する意見交換を行っている。</p>	<p>・人身取引対策推進会議の開催等により、関係府省において、人身取引被害の発生状況等の情報を適切に共有するなどしているが、引き続き、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、本取組を推進する必要がある。</p>	<p>・今後も、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、引き続き関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。</p>	-	-	-
531	①	出入国在留管理庁の各種手続き等において認知した人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、各国の在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。	警察庁	<p>・「人身取引対策行動計画2014」に基づき、従前から人身取引対策を推進してきたところ、令和4年12月に新たに策定した「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係閣僚からなる「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を政府全体で推進している。</p> <p>・また、同会議においては、我が国における人身取引による被害の状況や、関係府省による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定・公表している。</p> <p>・くわえて、政府では、毎年NGOとの間において、人身取引対策に関する意見交換を行っている。</p>	<p>・人身取引対策推進会議の開催等により、関係府省において、人身取引被害の発生状況等の情報を適切に共有するなどしているが、引き続き、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、本取組を推進する必要がある。</p>	<p>・今後も、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、引き続き関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。</p>	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
532	①	出入国在留管理庁の各種手続き等において認知した人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、各国の在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。	法務省	・「人身取引対策行動計画2014」に基づき、従前から人身取引対策を推進してきたところ、令和4年12月に新たに策定した「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係閣僚からなる「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を政府全体で推進している。また、同会議においては、我が国における人身取引による被害の状況や、関係府省による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定・公表している。くわえて、政府では、毎年NGOとの間において、人身取引対策に関する意見交換を行っている。	・人身取引対策推進会議の開催等により、関係府省において、人身取引被害の発生状況等の情報を適切に共有するなどしているが、引き続き、人身取引対策に係る情勢に適切に対応し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、本取組を推進する必要がある。	・今後も、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、引き続き関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。	-	-	-
533	②	人身取引の被害申告等呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、上陸審査場、外国人向け食材販売店、外国人被害者の主な送出国の駐日大使館及び在外日本大使館等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る。	内閣府	・性的サービスの強要等の人身取引への対策として、AV出演被害（令和4年度）や悪質ホスト（令和5年度）等、足元で問題となっている被害の事例を盛り込み、被害者向け・需要者向けにそれぞれポスター、リーフレット（裏面に英語版を掲載）を作成し、地方公共団体、空港・港湾、在京・在外大使館、大学・高专等、多機関への配布を行い、多くの方の目につきやすい場所に掲示するとともに、ウェブサイトへの掲載やSNSによる発信等を行った。 ・令和3年度には被害者向け・需要者向けにそれぞれ啓発動画を作成し、パパ活や援助交際が人身取引（性的サービスや労働の強要等）につながる等について周知・啓発を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」のリーフレットに、警察庁の匿名通報ダイヤルや警察相談専用電話（#9110）等の相談窓口を掲載し、周知を図った。	・人身取引への対策として、ポスター、リーフレット、動画の作成や「女性に対する暴力をなくす運動」の実施等により、相談窓口の周知や社会全体を対象とした意識の啓発等が図られている。	・人身取引への対策として、引き続き、相談窓口の周知や社会全体を対象とした意識の啓発等に取り組む。	-	-	-
534	②	人身取引の被害申告等呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、上陸審査場、外国人向け食材販売店、外国人被害者の主な送出国の駐日大使館及び在外日本大使館等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る。	警察庁	・警察庁では、潜在的な人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係府省、在京大使館、NGO等に配布するとともに、ウェブサイトに掲載している。	・リーフレットの作成等により、人身取引の被害申告を呼びかけているが、引き続き、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図るため、本取組を推進する必要がある。	・引き続き、リーフレットを作成する等して、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図っていく。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
535	②	人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、上陸審査場、外国人向け食材販売店、外国人被害者の主な送出国の駐日大使館及び在外日本大使館等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る。	法務省	①全国の法務局において実施している外国語による人権相談窓口の広報として、10か国語に対応したチラシ、ポスター、リーフレットを作成し、全国の法務局での掲示及び備え付けと併せて、関係機関等にも配布しているほか、法務省ホームページや在留外国人向け各種広告による情報発信を実施している。 ①法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動強調事項に掲げ、啓発冊子の配布等の各種人権啓発活動に取り組んでいる。 ②出入国在留管理庁では、多言語への自動翻訳に対応したホームページに、人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を掲載するとともに、地方出入国在留管理局の審査窓口や空港の上陸審査場において、警察庁作成のリーフレットを置くなどして、被害者の手に届く取組を実施している。	①引き続き、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口として、法務局の人権相談窓口の周知を行う必要がある。 ①引き続き、各種人権啓発活動に取り組む必要がある。 ②引き続き被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る必要がある。	①引き続き、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口として、法務局の人権相談窓口の周知を行う。 ①引き続き、各種人権啓発活動に取り組んで行く。 ②引き続き被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る。	-	-	①外国人を被害者とする人権相談件数 令和5年 729件 (男女別なし)
536	②	人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、上陸審査場、外国人向け食材販売店、外国人被害者の主な送出国の駐日大使館及び在外日本大使館等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る。	外務省	・人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター及びリーフレットを、外国人被害者の主な送出国の駐日大使館及び在外公館の目につきやすい場所に掲示し、加えてSNSでも同ポスター画像を投稿するなどして、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図った。	・在外公館及び駐日大使館と協力することで国内外での広報啓発活動が実施でき、また、SNSも活用することで、より広く注意喚起を行うことができたが、引き続き被害は発生しているところ、被害防止及び被害者保護のために本取組を継続する必要がある。	・人身取引対策行動計画2022に基づき、今後とも関連省庁や在外公館・駐日大使館等の関係者と連携及び情報共有しながら、潜在的被害者に対する効果的な広報啓発活動を実施する。	-	-	-
537	②	人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、上陸審査場、外国人向け食材販売店、外国人被害者の主な送出国の駐日大使館及び在外日本大使館等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る。	厚生労働省	・人身取引被害者の相談窓口となっている女性相談支援センターについて、厚生労働省HPに相談窓口一覧として掲載し、周知を図っている。	・窓口一覧とともに女性相談支援センターにおける人身取引被害者に対する取組も周知するなど、適切な周知に取り組んでいる。	・引き続き、周知を図っていく。	-	-	女性相談支援センター運営費負担金 (人身取引被害者の医療費等の補助) 令和6年度予算 額：15,895千円 女性保護事業費負担金 (人身取引被害者の保護に関する経費を補助) 令和6年度予算 額：1,032,934千円

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
538	③	人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図る。	内閣官房	・人身取引対策関連法令執行タスクフォースを随時開催し、法令執行機関同士の連携を図っている。また、令和4年2月には「人身取引取締りマニュアル」について、最新の適用例に更新するなどの改訂を行った。	・人身取引対策関連法令執行タスクフォースの開催等により、関係機関の職員が認識を適切に共有し、緊密な連携を図っているが、引き続き、同タスクフォースの開催等により連携を強化していく必要がある。	・引き続き、人身取引対策関連法令執行タスクフォースを開催するなどして、関係行政機関の連携強化を図っていく。	-	-	-
539	③	人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図る。	警察庁	・人身取引対策関連法令執行タスクフォースを随時開催し、法令執行機関同士の連携を図っている。 ・また、令和4年2月には「人身取引取締りマニュアル」について、最新の適用例に更新するなどの改訂を行うとともに、人身取引関連事犯の取締りを行っている。	・人身取引対策関連法令執行タスクフォースの開催等により、関係機関の職員が認識を適切に共有し、緊密な連携を図っているが、引き続き、同タスクフォースの開催等により連携を強化していく必要がある。	・引き続き、人身取引対策関連法令執行タスクフォースを開催するなどして、関係行政機関の連携強化を図っていく。	-	-	-
540	③	人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図る。	法務省	①検察当局においては、人身取引事犯等関連事犯に対し、事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、法と証拠に基づき、厳正かつ適切な対処に努めている。 ②人身取引対策関連法令執行タスクフォースを随時開催し、法令執行機関同士の連携を図っている。また、令和4年2月には「人身取引取締りマニュアル」について、最新の適用例に更新するなどの改訂を行った。	①検察において、「人身取引取締りマニュアル」を踏まえ、事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、法と証拠に基づき、厳正かつ適切な対処がなされている。 ②人身取引対策関連法令執行タスクフォースの開催等により、関係機関の職員が認識を適切に共有し、緊密な連携を図っているが、引き続き、同タスクフォースの開催等により連携を強化していく必要がある。	①引き続き、関係行政機関の連携し、事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、法と証拠に基づき、厳正かつ適切な対処に努める。 ②引き続き、人身取引対策関連法令執行タスクフォースを開催するなどして、関係行政機関の連携強化を図っていく。	-	-	-
541	③	人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図る。	厚生労働省	・人身取引対策関連法令執行タスクフォースに参画し関係府省と連携を図っている。令和4年2月に改定された「人身取引取締りマニュアル」について、毎年労働基準監督官に対して研修を行い、人身取引対策の重要性の認識を共有している。さらに、技能実習生等外国人労働者の人身取引事案に対しては関係機関と連携し厳正に対処している。	・労働基準監督官に対して継続して研修を実施し、人身取引対策の重要性の認識を共有するとともに、人身取引事案に対しては関係機関と密に連携して対応している。	・引き続き、関係府省と連携を図り、人身取引対策に取り組んでいく。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
542	③	人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図る。	国土交通省	・取締りの過程において事犯を認知できるよう、毎年、実務者研修において、人身取引の実態等についての講義を実施している。	・海上保安庁における事犯の摘発はないが、実務者研修を通じ、人身取引に関する認識が高まった。	・引き続き、実務者研修において、人身取引の実態等についての講義を実施する。	-	-	-
543	④	毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、地方公共団体をはじめ広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引に対する政府の取組等について、ポスター・パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努める。	内閣府	(No.533参照)	(No.533参照)	(No.533参照)	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応									
544	①	インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。	内閣府	・令和3年度より、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、各省庁や地方公共団体等と連携し、ポスターや動画の作成、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を展開している。	・「若年層の性暴力被害予防月間」の実施等により、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう効果的な広報啓発の展開が図られている。	・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、引き続き、若年層に対して効果的な広報媒体を活用した広報啓発活動を実施していく。	-	-	-
545	①	インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。	警察庁	・警察庁では、インターネット上における性的画像の公開による私事性的画像に係る事案の被害防止のため、警察庁ウェブサイト上に「リベンジポルノ等の被害に遭わないために」と題した被害防止対策や相談窓口等を掲載し、広報啓発を実施している。 ・児童買春・児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯は子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスターについて、引き続き、日本語版と英語版を警察庁ウェブサイトに掲載している。 ・警察庁ウェブサイトの子供の性被害対策コーナーにおいて、児童ポルノ事犯等の検挙被害状況、被害防止対策等について掲載している。 ・SNSの主要な事業者で構成する「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」と連携して広報啓発用ウェブサイトを開設している。	・被害拡大防止に向けた広報啓発活動を実施しており、引き続き、取り組む必要がある。 ・各種広報啓発や非行防止教室、保護者説明会等における啓発活動を実施した結果、SNSに起因する事犯の被害児童や、10代の児童ポルノ公然陳列事犯の検挙件数が大幅に減少するなど、メディアリテラシー向上について効果的な対策が推進されたといえる。	・引き続き、私事性的画像に係る事案の加害行為の抑止及び被害防止に関する広報啓発活動を効果的に実施する。 ・時代とともに変遷する犯罪の形態に鑑み、メディアリテラシー向上を目的とした広報・啓発活動について、情勢を踏まえてブラッシュアップさせるなど内容の一層の充実を図る。	-	-	-
546	①	インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。	こども家庭庁	・こども家庭庁（令和5年4月、内閣府より青少年のインターネット環境整備に係る事務が移管）では、「青少年インターネット環境整備基本計画（以下、基本計画）」に基づき、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携、協力して、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある卒業・進学・進級の時期に特に重点を置いた啓発活動「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施した。また、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりを実施できるようにするための連携体制を構築することを目的とした「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を各地域において開催した。 ・令和6年9月9日には、3年を目途に見直すこととしている基本計画の改定を行い、第6次基本計画をこども政策推進会議において決定した。	・こども家庭庁の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を周知するページにおいて、インターネットの安全・安心な利用の推進に役立つ普及啓発コンテンツリンク集を掲載。 ・令和5年度では鳥取県・奈良県においてフォーラムを開催し、来場者・配信視聴者数が約600人に達した。	・第6次基本計画に基づき、引き続きICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための施策に取り組んでいく。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
547	①	インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。 *実施件数：令和5年度 2,166件、令和4年度2,226件、令和3年度2,559件 *実施主体：一般社団法人マルチメディア振興センター インターネットに係る実際に起きたトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年作成し、普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットに流れる様々な情報を収集し真偽を判断する能力、適切に発信する能力、こども自ら判断してトラブル等を回避できる能力を身に付けるなど、子どもたちのインターネットの安全な利用に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係者と連携しながら、e-ネットキャラバンに係る取組を実施する必要がある。 トラブル事例集については、保護者や教職員等に対する提供を継続し、引き続き関係者と連携して普及啓発を図る。 	—	—	—
548	①	インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を啓発活動強調事項に掲げ、啓発冊子の配布、啓発動画の配信、人権教室の実施等の各種人権啓発活動に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種人権啓発活動に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種人権啓発活動に取り組んで行く。 	—	—	啓発動画の再生回数（累計） 令和6年3月31日現在 1,002,867回(※) ※『「誰か」のことじゃない。インターネット編』の再生回数
549	①	インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、その中でSNSの被害事例等も紹介している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。他省庁から広報資料の学校における周知依頼があった場合は速やかに実施・協力する。 	—	—	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）
550	①	インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、関連事業者や関連業界団体あてに協力依頼を行い、フィルタリングやペアレンタルコントロール等についての情報を各所で発信している。 	<ul style="list-style-type: none"> 各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、性被害の撲滅に向けて取組を進めていく。 	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
551	②	リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。また、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止を図るほか、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。	警察庁	①警察では、私事性的画像に係る事案について、加害者による違法行為に対しては厳正な取り締まりを実施している。 ①プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じているとともに、ウェブサイト等での注意を呼びかけているほか、防犯教室等の機会を通じて、若年層に対する被害防止のための広報啓発活動を実施している。 ②インターネット・ホットラインセンター（IHC）を運用し、インターネット上に流通している情報のうち、同センターの取扱い対象であるわいせつ電磁的記録記録媒体陳列等の違法情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する削除依頼を実施。	①加害行為に対する厳正な取組み及び流通・閲覧防止等を徹底しており、引き続き取組を継続する必要がある。 ②わいせつ電磁的記録記録媒体陳列等の違法情報について、プロバイダ等に対する削除依頼を適切に実施している。	①引き続き、私事性的画像に係る事案に対し、各種法令を適用するなどして、厳正に対処するとともに、プロバイダ事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止措置を徹底する。	-	-	②令和5年中、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列に関して、プロバイダ等に1675件の削除依頼を実施し、1419件が措置完了となった。
552	②	リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。また、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止を図るほか、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。	総務省	・子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。 *実施件数：令和5年度 2,166件、令和4年度2,226件、令和3年度2,559件 *実施主体：一般社団法人マルチメディア振興センター ・インターネットに係る実際に起きたトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度より毎年作成し、普及啓発を実施。	・インターネットに流れる様々な情報を収集し真偽を判断する能力、適切に発信する能力、こども自ら判断してトラブル等を回避できる能力を身に付けるなど、子どもたちのインターネットの安全な利用に寄与。	・引き続き、関係者と連携しながら、e-ネットキャラバンに係る取組を実施する必要がある。 ・トラブル事例集については、保護者や教職員等に対する提供を継続し、引き続き関係者と連携して普及啓発を図る。	-	-	-
553	②	リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。また、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止を図るほか、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。	法務省	・検察当局においては、事案に応じ、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）や刑法（昭和40年法律第45号）等の関係法令を積極的に適用し、法と証拠に基づき、厳正かつ適切な対処に努めている。	・事案に応じ、関係法令を積極的に適用して、法と証拠に基づき、厳正かつ適切な対処がなされている。	・引き続き、事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、法と証拠に基づき、厳正かつ適切な対処に努める。	-	-	-
554	②	リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。また、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止を図るほか、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。	文部科学省	・子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、その中でSNSの被害事例等も紹介している。	・引き続き「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進させる必要がある。	・全国での取組状況等を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の取組をより加速化させていく。他省庁から広報資料の学校における周知依頼があった場合は速やかに実施・協力する。	-	-	犯罪・性暴力防止のための教育の実施率（文部科学省 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査）

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
555	③	インターネット上の児童ポルノ画像や人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を盗撮した画像等の流通防止対策を推進する。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロック等などの自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。	警察庁	①サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターに寄せられた通報等を通じて把握した児童ポルノ画像等について、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対し削除依頼を実施している。 ①警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット利用者等から受理した児童ポルノ公然陳列に係る違法情報について、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会に情報提供し、民間事業者によるブロック等の実施を支援している。 ①警察においても各都道府県警察が把握した上記違法情報を一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会に情報提供し、民間事業者によるブロックの実施を支援している。	①把握した違法情報について、サイト管理者への削除依頼をタイムリーに実施することで、違法画像等の流通防止対策が効果的に推進されている。 ①また、把握した児童ポルノ公然陳列に係る違法情報について、インターネットコンテンツセーフティ協会に情報提供することで、民間事業者によるブロック等などの自主的な取組の支援につながっている。	①把握した児童ポルノ画像等について、引き続きサイト管理者等に対する削除依頼を実施し、違法画像等の流通防止対策を推進する。 ①児童ポルノ公然陳列に係る違法情報について、タイムリーな情報提供を実施し、民間事業者によるブロック等の実施を支援する。	-	-	②令和5年中、児童ポルノ公然陳列に関して、プロバイダ等に199件の削除依頼を実施し、191件が措置完了となった。
556	③	インターネット上の児童ポルノ画像や人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を盗撮した画像等の流通防止対策を推進する。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロック等などの自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。	総務省	・児童ポルノサイトのブロックは、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、プロバイダ等による自主的な導入・運用に対し支援を行っている。 ・一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的な取組を支援している。	・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月から一部のISPがブロックを自主的に導入。令和6年1月31日時点では、ISP（68社）、通信系団体（4団体）、検索エンジンサービス事業者（3社）、フィルタリング事業者（2社）が同団体に加盟。同団体から児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されている。	・総務省としては、引き続き、同団体から児童ポルノ掲載アドレスリストが事業者に提供され、児童ポルノサイトのブロックが講じられるよう、当該取組を支援していく。	-	-	-
557	③	インターネット上の児童ポルノ画像や人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を盗撮した画像等の流通防止対策を推進する。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロック等などの自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。	経済産業省	・「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、関連事業者や関連業界団体あてに協力依頼を行い、フィルタリングやペアレンタルコントロール等についての情報を各所で発信している。	・各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得られた。	・引きつづき、性被害の撲滅に向けて取組を進めていく。	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
9 売買春への対策の推進									
558	①	売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進し、総合的な支援の充実を図るとともに、売買春の被害に遭うおそれのある若年層の女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援など、売春を未然に防ぐための施策を推進する。	警察庁	・警察では、困難な問題を抱える女性からの搾取を行う悪質な事犯の取締りのほか、関係機関への取次ぎなどを推進している。	・困難な問題を抱える女性からの搾取を行う悪質な事犯の取締りのほか、関係機関への取次ぎなどを推進する必要がある。	・引き続き、困難な問題を抱える女性からの搾取を行う悪質な事犯の取締りのほか、関係機関への取次ぎなどを推進する。	—	—	—
559	①	売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進し、総合的な支援の充実を図るとともに、売買春の被害に遭うおそれのある若年層の女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援など、売春を未然に防ぐための施策を推進する。	厚生労働省	・様々な困難な問題を抱えた若年女性等について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の提供、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施し、若年女性等の自立を推進する「若年被害女性等支援事業」を実施している。	・若年被害女性等支援事業について、令和5年度は5自治体で実施しており、取組は着実に進んでいる。	・若年被害女性等支援事業を含め、引き続き必要な支援を実施していく。	—	—	困難な問題を抱える女性支援推進等事業（若年被害女性等支援事業への補助） 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数
560	②	関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。	警察庁	・警察では、周旋行為等の売春事犯の取締りを行っている。	・警察では、周旋行為等の売春事犯の取締りを強化する必要がある。	・引き続き、警察では、周旋行為等の売春事犯の取締りの強化を図っていく。	—	—	—
561	②	関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。	法務省	・検察当局においては、周旋行為事犯等に対し、事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、厳正かつ適切な対処に努めている。	・事案に応じ、関係法令を積極的に適用し、厳正かつ適切な対処がなされている。	・引き続き、事案に応じ、厳正かつ適切な対処に努める。 ・18歳以上の者による売春について、その相手方となる行為を処罰の対象とすることについては、その必要性の有無及び程度など、様々な観点からの慎重な検討を要すると考えている。	—	—	—
562	②	関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。	厚生労働省	・困難な問題を抱える女性支援の根拠を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、一人一人のニーズに応じ、本人の立場に寄り添って切れ目のない包括的な支援を行うことを理念とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、令和6年4月より施行された。	・令和6年4月より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、同法に基づく各種施策を適切に実施している。	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、引き続き必要な支援を実施していく。	—	婦人相談員の設置数	困難な問題を抱える女性支援推進等事業 令和6年度予算額：2,596,525千円の内数 女性保護事業費負担金（女性相談支援センター一時保護所に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,032,934千円 女性自立支援事業費補助金（女性自立支援施設に要する経費を補助） 令和6年度予算額：1,602,781千円

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
563	③	売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。	内閣府	(No.544参照)	(No.544参照)	(No.544参照)	—	—	—
564	③	売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。	法務省	・法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守る」を啓発活動強調事項に掲げ、啓発冊子の配布、啓発動画の配信、人権教室の実施等の各種人権啓発活動に取り組んでいる。	・引き続き、各種人権啓発活動に取り組む必要がある。	・引き続き、各種人権啓発活動に取り組んで行く。	—	—	啓発動画の再生回数(累計) 令和6年3月31日現在 1,843,070回(※) ※法務省人権擁護局人権啓発動画『「誰か」のことじゃない。ハラスメント編』と『「誰か」のことじゃない。DV編』の再生回数の合算
565	③	売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。	文部科学省	・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」について、都道府県・政令指定都市教育委員会、大学等に対し周知を図った。また、関係府省と連携し、いわゆるAV出演強要・JKビジネス等に関するリーフレットの周知を行った。	・適切な機会を捉え、定期的に周知を行う必要がある。	・引き続き関係府省と連携し、広報啓発及び教育・学習の充実に取り組む。	—	—	—
566	③	売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。	厚生労働省	・女性相談支援センター等が地域住民に対して困難な問題を抱える女性等の相談・保護等について、理解と密接な協力が得られるよう啓発活動を行うため「女性保護啓発活動事業」を実施している。	・「女性保護啓発活動事業」について、令和5年度は41自治体で実施しており、取組は着実に進んでいる。	・引き続き、女性保護啓発活動事業を実施していく。	—	婦人相談員の設置数	困難な問題を抱える女性支援推進等事業(女性保護啓発活動事業への補助等)